



県章

山形県公報

平成17年4月28日(木)

号外(34)

目次

公 告

包括外部監査結果に関する報告の公表..... (監査委員)... 1

公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人伊藤吉明から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成17年4月28日

山形県監査委員	佐	藤	藤	彌
山形県監査委員	田	辺	省	二
山形県監査委員	加	藤	淳	二
山形県監査委員	濱	田	宗	一

平成17年4月28日印刷
平成17年4月28日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形(631)2057 (631)2056

平成17年4月28日(木)
山形県公報 号外(34)

包括外部監査の結果報告書

及びこれに添えて提出する意見

山形県包括外部監査人

伊 藤 吉 明

目 次

第1	外部監査の概要	3
1.	外部監査の種類	3
2.	選定した特定事件（テーマ）	3
(1)	選定した特定事件（テーマ）	3
(2)	外部監査対象期間	3
3.	事件（テーマ）を選定した理由	3
4.	外部監査人の資格及び氏名	3
5.	監査の方法	3
(1)	監査の要点	3
(2)	監査の方法	4
6.	監査の対象	4
7.	表示単位	4
8.	利害関係	4
9.	監査の結果及び意見	4
第2	外部監査対象の概要	5
1.	各高等教育機関の概要	5
2.	教職員及び学生の状況	5
(1)	教職員の状況	5
(2)	常勤教職員1人あたりの学生数	6
(3)	卒業後の進路	6
(4)	学生の合格率と入学率の状況	6
(5)	入学科及び授業料	6
3.	建設事業費及び収支状況	7
(1)	建設事業費	7
(2)	収支状況	7
4.	行政コスト計算書	8
第3	各機関共通の指摘	10
(1)	収入管理について	10
(2)	契約事務について	10
(3)	資産管理について	11
(4)	人件費及び旅費の支払手続について	13
(5)	図書管理、研究費等の諸費の支払手続について	15
第4	米沢女子短大について	16
1.	大学の概要	16
(1)	米沢女子短大の概要	16
(2)	施設及び建設事業費について	19
(3)	収支状況について	21
2.	監査の結果及び意見	22
(1)	収入管理について	22
(2)	契約事務について	23
(3)	資産管理について	26
(4)	人件費について	30
(5)	その他	31
(6)	行政コスト計算書	33
(7)	今後のあり方	34

第5	保健医療大学について	38
1.	大学の概要	38
(1)	保健医療大学の概要	38
(2)	施設及び建設事業費について	42
(3)	収支状況について	44
2.	監査の結果及び意見	45
(1)	契約事務について	45
(2)	資産管理について	49
(3)	人件費について	54
(4)	その他	55
(5)	行政コスト計算書	57
(6)	今後のあり方	58
(7)	参考 教員の研究テーマ	65
第6	産業技術短大	68
1.	大学の概要	68
(1)	産業技術短大の概要	68
(2)	施設及び建設事業費について	71
(3)	収支状況について	73
2.	監査の結果及び意見	74
(1)	収入管理について	74
(2)	契約事務について	75
(3)	資産管理について	77
(4)	人件費について	79
(5)	その他	80
(6)	行政コスト計算書	82
(7)	今後のあり方	83
第7	産業技術短大庄内校	86
1.	大学の概要	86
(1)	産業技術短大庄内校の概要	86
(2)	施設及び建設事業費について	89
(3)	収支状況について	91
2.	監査の結果及び意見	92
(1)	契約事務について	92
(2)	資産管理について	93
(3)	その他	94
(4)	行政コスト計算書	95
(5)	今後のあり方	96
第8	農業大学校	97
1.	大学の概要	97
(1)	農業大学校の概要	97
(2)	施設及び建設事業費について	100
(3)	収支状況について	102
2.	監査の結果及び意見	103
(1)	契約事務について	103
(2)	資産管理について	104
(3)	人件費について	106
(4)	行政コスト計算書	107
(5)	今後のあり方	108

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定事件（テーマ）

(1) 選定した特定事件（テーマ）

県が設置している高等教育機関（山形県立米沢女子短期大学、山形県立保健医療大学、山形県立産業技術短期大学校、山形県立産業技術短期大学校庄内校、山形県立農業大学校）に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について

(2) 外部監査対象期間

原則として平成15年度。ただし、必要に応じて過年度にも遡及している。

3. 事件（テーマ）を選定した理由

山形県は高等教育機関として山形県立米沢女子短期大学、山形県立保健医療大学、山形県立産業技術短期大学校（本校・庄内校）、山形県立農業大学校の5校を有している。

少子化が進む中で、大学も本格的な競争の時代を迎えている。平成16年4月より国立大学は国立大学法人に移行し、公立大学についても地方独立行政法人への移行が可能となり、大学においてもより効率的、効果的な組織運営が求められる。

このような環境下にあつて、また、山形県の財政状況が厳しさを増す中でこれらの機関の財務に関する事務の執行状況及び事業の管理の妥当性につき監査を実施することは有用と考えられ、テーマとして選定することとした。

4. 外部監査人の資格及び氏名

外部監査人

公認会計士 伊藤吉明

外部監査人補助者

公認会計士 押野正徳

公認会計士 高嶋清彦

公認会計士 伊藤明彦

公認会計士 伊藤正佳

公認会計士 小野慎一

公認会計士 坂邊淳也

公認会計士 寺澤直子

5. 監査の方法

(1) 監査の要点

- ① 学費等の入金管理は適切に行われているか。
- ② 人件費の支払手続は適切に行われているか。
- ③ 委託、請負工事等の契約手続は適切に行われているか。
- ④ 公有財産、図書等の資産管理は適切に行われているか。
- ⑤ 旅費、研究費等の支払手続は適切に行われているか。
- ⑥ 県民1人当たり行政コスト及び学生1人当たり行政コストは妥当な水準か。
- ⑦ 各機関の今後について、どうあるべきか。

(2) 監査の方法

- ① 学費等の入金管理について、入金手続の合规性や未納授業料等の管理が適切に行われているか、関係書類の閲覧、照合及び関係者への質問により検証した。
- ② 人件費の支払について、手続が規定に沿っているかを関係書類の閲覧、照合等により確認するとともに、各種手当の妥当性を検討した。
- ③ 委託、請負工事、物品購入等について、契約事務が規定に沿っているかを契約書、見積書、その他関係書類の閲覧、照合、質問等により確認するとともに、随意契約や指名競争入札の手続の妥当性について検討した。
- ④ 公有財産について、台帳の整備状況を確認し、一部につき現品との照合を行い、管理状況の検証を行った。図書について、蔵書点検の状況を質問により確認するとともに、一部につき現品との照合を行い管理状況の検証を行った。
- ⑤ 旅費、研究費の支払について、手続が規定に沿っているかを関係書類の閲覧、照合等により確認するとともに、支払内容の妥当性を検討した。
- ⑥ 各機関にかかるコストについて、減価償却費を含めた試算を行い、県民1人あたりのコストや学生1人当たりのコストの妥当性を検討した。
- ⑦ 各機関の今後のあり方について、設置目的との適合性や地域への貢献等の視点から検討した。

6. 監査の対象

山形県立米沢女子短期大学（以下、「米沢女子短大」とする。）
山形県立保健医療大学（以下、「保健医療大学」とする。）
山形県立産業技術短期大学校（以下、「産業技術短大」とする。）
山形県立産業技術短期大学校庄内校（以下、「産業技術短大庄内校」とする。）
山形県立農業大学校（以下、「農業大学校」とする。）

7. 表示単位

この報告書では、記載金額を単位未満切捨てしているため、合計額が一致しない場合がある。

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

9. 監査の結果及び意見

監査の結果、各機関における財務事務及び事業の管理については、概ね適正になされているものと認められたが、次ページ以降の指摘事項が見受けられた。

なお、「改善策」は対応を要する事項であり、「意見」は附帯意見として記述した事項である。

第2 外部監査対象の概要

1. 各高等教育機関の概要

県では、米沢女子短大、保健医療大学、産業技術短大、産業技術短大庄内校、農業大学の5つの高等教育機関（大学、短大のほか、文部科学省の所管外の大学校を含む）を設置、運営しており、それぞれの概要は次のとおりとなっている。

（平成16年4月1日現在）

	所 管 部	設立時期と設立目的	設置学部 (学科)	学生数 (在籍者数)
米 沢 女 子 短 大	文 環 化 部 境 境 部	昭和27年に米沢市立として、女子としての一般教養を高めるとともに、実際に必要な専門の学芸を教授研究し、有能な社会人を育成することを目的として設立された。昭和38年に山形県に移管された。	国 語 国 文 学 科 英 語 英 文 学 科 日 本 史 学 科 社 会 情 報 学 科 健 康 栄 養 学 科	641人
保 健 医 療 大 学	健 福 祉 部 福 祉 部	昭和29年に前身の県立高等保健看護学院が設立され、平成9年に県立保健医療短大として、保健医療に関する教育・研究の成果を地域に還元し、県民の健康と福祉の向上に寄与することを目的として設立された。 平成12年に短大から4年制大学に移行し、平成16年に大学院が設置された。	[大学] 保 健 医 療 学 部 (看 護 学 科) (理 学 療 法 学 科) (作 業 療 法 学 科) [大学院] 保 健 医 療 学 研 究 科	403人 (大学院生 15人を含む)
産 業 技 術 短 大	商 工 労 働 観 光 部	平成5年に実践的技術者を育成し地域産業の発展に貢献することを目的として設立された。 職業能力開発促進法に規定する職業能力開発短期大学校であり、厚生労働省が所管している。	(訓練科) メカトロニクス 情報管理システム 情報制御システム 建築環境システム 産 業 情 報 専 攻	184人
産 業 技 術 短 大 庄 内 校	商 工 労 働 観 光 部	平成8年に産業技術短大の規模拡大拠点として庄内地区が選ばれ、地域産業の技術力の向上と国際交易の進展に貢献することを目的として9年に設立された。 職業能力開発促進法に規定する職業能力開発短期大学校であり、厚生労働省が所管している。	(訓練科) 制 御 機 械 電 子 情 報 国 際 経 営	110人
農 業 大 学 校	農 林 産 部 水 産 部	昭和30年に山形県立農業試験場経営伝習農場が設立され、昭和53年に農業大学校に改称された。 農林水産省が所管する農業改良助長法に規定する農業者研修教育施設であり、優れた農業後継者及び農村地域において指導的役割を担う者を養成することを目的としている。	[養成部] (全寮制) 稲 作 経 営 学 科 園 芸 経 営 学 科 畜 産 経 営 学 科 [研修部] 特 別 研 修 課 程 一 般 研 修	129人 (特別研修生 27人を含む)

なお、県庁内における各機関の所管部署はそれぞれ分かれており、統一的に大学行政を所管する部署は設けられていない。

2. 教職員及び学生の状況

(1) 教職員の状況

各機関の教職員の構成は次のとおりとなっている（平成16年度）。

（単位：人）

	米沢女子短大	保健医療大学	産業技術短大	産業技術短大 (庄内校)	農業大学校
常勤教員数	39	51	30	18	17
非常勤教員数	42	114	72	20	2
常勤職員数	15	14	9	6	7
非常勤職員数	16	13	9	5	4

(2) 常勤教職員 1 人あたりの学生数

常勤の教職員 1 人あたりの学生数は次のとおりである（平成 16 年度）。

（単位：人）

	米沢女子 短大	保健医療 大 学	産業技術 短大	産業技術 短大 (庄内校)	農 業 校 大 学 校	(参考) 公立大 平均 (76 校)	(参考) 公立短大 平均 (49 校)
教員 1 人 当 たり	16.4	7.9	6.1	6.1	7.8	10.9	11.1
職員 1 人 当 たり	42.7	28.7	20.4	18.3	19.1	10.1	31.2

(注 1) 公立大平均及び公立短大平均は「平成 16 年度版 文部科学省統計要覧」より算出。

(注 2) 農業大学校は学生数に研修生を含めて計算している。なお、一般研修については、延人数(966人)を220日/年で通年受講生として換算した人数(5人)で計算している。

(3) 卒業後の進路

各機関の平成 15 年度卒業生の進路は次のとおりである（平成 15 年度実績）。

	米沢女子 短大	保健医療 大 学	産業技術 短大	産業技術 短大 (庄内校)	農 業 校 大 学 校	(参考) 公立大 (76 校)	(参考) 公立短大 (49 校)
卒業生数 (人)	320	97	102	48	49	21,309	7,584
就 職 率 (%)	62.5	98.0	94.1	87.5	79.6	57.5	66.3
県 内 就 職 率 (%)	36.9	35.1	87.2	85.4	77.6	—	—
進 学 率 (%)	14.7	1.0	5.9	4.2	14.3	15.2	13.7
そ の 他 (%)	22.8	1.0	—	8.3	6.1	27.3	20.0

(注 1) 就職者には自営業者を含む。また、進学者には研修者（農業大学校のみ）を含む。

(注 2) 公立大及び公立短大は「平成 16 年度版 文部科学省統計要覧」より算出。

(4) 学生の合格率と入学率の状況

各機関の平成 16 年度入学の合格率と入学率は次のとおりとなっている。

（単位：％）

	米沢女子 短大	保健医療 大 学	産業技術 短大	産業技術 短大 (庄内校)	農 業 校 大 学 校	(参考) 公立大 (76 校)	(参考) 公立短大 (49 校)
(一般)							
合格率	55.7	27.1	95.2	78.6	90.9	5.3	27.9
入学率	55.2	88.7	68.3	77.3	100.0	(注 2)	(注 2)
(推薦)							
合格率	88.4	39.1	79.1	95.5	100.0		
入学率	100.0	100.0	94.3	100.0	100.0		

(注 1) 「平成 16 年度版 文部科学省統計要覧」より算出。

(注 2) 入学者／志願者で算出。

(5) 入学科及び授業料

各機関の入学科及び 1 年間の授業料は次のとおりである。

(単位：円)

	米沢女子短大	保健医療大学	産業技術短大	産業技術短大 (庄内校)	農業大学校
入学料 (県内)	140,000	282,000	140,000	140,000	なし
入学料 (県外)	280,000	564,000			
授業料 (年額)	379,200	520,800	335,000	335,000	なし

(平成16年4月現在)

3. 建設事業費及び収支状況

(1) 建設事業費

各機関の建設事業費は次のとおりとなっている。

(単位：千円)

	米沢女子短大	保健医療大学	産業技術短大	産業技術短大 (庄内校)	農業大学校
用地費	80,683	1,411,365	652,205	827,559	不明
建物費	2,466,130	7,214,478	2,635,251	1,658,464	2,289,241
その他	—	1,168,540	561,614	350,100	186,812
合計	2,546,813	9,794,383	3,849,071	2,836,124	2,476,054

(2) 収支状況

各機関の平成15年度の収支(歳入・歳出)の状況は次のとおりとなっている。

(単位：千円)

	米沢女子短大	保健医療大学	産業技術短大	産業技術短大 (庄内校)	農業大学校
(歳入)					
授業料	236,241	179,545	55,830	28,889	—
入学料	72,520	47,658	14,904	8,694	—
寄宿料	10,293	—	—	—	—
入学審査料 手数料	13,581	8,284	2,430	1,296	—
その他収入	5,249	12,332	2,906	1,515	16,347
歳入計	337,886	247,820	76,070	40,394	16,347
(歳出)					
人件費	517,107	796,060	304,225	171,609	186,622
報償費	12,878	26,639	14,794	9,767	6,490
費用弁償	3,498	7,063	3,278	1,613	1,456
普通旅費	10,636	21,842	2,737	2,834	4,504
赴任旅費	974	—	457	413	9
交際費	50	100	5	—	—
食糧費	363	294	138	90	32
一般需用費	59,054	101,951	85,611	44,364	29,082
役務費	7,548	18,758	3,802	4,433	1,769
使用料	36,695	24,025	70,474	474	2,982
備品購入費	5,406	41,901	1,121	2,000	2,058
委託費	44,930	46,642	51,463	29,676	23,329
工事請負費	4,316	2,144	987	399	4,317
負担金	1,222	4,394	1,004	309	163

	米沢女子短大	保健医療大学	産業技術短大	産業技術短大 (庄内校)	農業大 学 校
償 還 金	—	41,976	—	—	—
公 課 費	—	1,776	—	—	—
歳出計	704,683	1,135,571	540,101	267,985	262,818
収支	△ 366,796	△887,751	△464,031	△227,590	△246,471
国庫支出金			228,893	133,506	8,103
実質収支	△ 366,796	△887,751	△253,137	△ 94,083	△238,368

なお、米沢女子短大と保健医療大学は国より交付税措置がされており、交付税措置に関する基準財政需要額は以下のとおりである。

(単位：千円)

	米 沢 女 子 短 大	保 健 医 療 大 学
基準財政需要額	351,288	1,119,546

4. 行政コスト計算書

県の決算においては、施設の減価償却費が計上されておらず、人件費や県債利息等も必ずしも機関ごとに対応していないなど、各機関の管理運営にかかる毎年度のコストが的確に示されていない。そこで、今回の監査においては、県全体として各機関の管理運営を行うのに毎年どれだけのコストがかかっているか、対応する使用料等の収入との関係はどうなっているかについての実態を明らかにすることを目的に、機関ごとに「行政コスト計算書」（民間会社の損益計算書に相当）を試算した。

行政コスト計算書作成の主な前提は次のとおりである。

- ・ 計算書の様式は総務省「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」に準拠している。
- ・ 人にかかるコストは、県職員人件費、管理受託団体の職員人件費等である。
- ・ 物にかかるコストは、物件費（物品購入費等）、外部委託費、維持管理費、減価償却費等である。
- ・ その他コストは、県債利息等である。
- ・ 減価償却費については、初期投資額のうち用地費部分については実施せず、用地費以外の部分について、耐用年数を総務省「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」に準拠して、簡便的にその他施設は25年の定額法で計算している。

なお、差引行政コストの金額は、県が負担している金額であることを意味しており、行政活動のコストとして適切であるかどうかを判断する材料の一つである。行政コストとして大きな金額になっている要因は主に減価償却費や県債利息が多額なためである。減価償却費や県債利息が多ければ、それだけ借入れによる建設が後の世代にコスト負担を残しているといえる。

平成15年度の各機関の行政コスト計算書の要約は次のとおりである。

(単位：千円)

	米 沢 女 子 短 大	保 健 医 療 大 学	産 業 技 術 短 大	産 業 技 術 短 大 (庄内校)	農 業 大 学 校
(行政コスト)					
I 人に係るコスト	532,228	835,442	318,493	181,679	242,932
教 員 人 件 費	311,061	514,661	211,498	117,239	139,983
職 員 人 件 費 (注1)	131,228	202,121	89,100	52,535	93,261
共 済 費	77,190	94,034	3,100	2,136	3,196
報 償 費 (注2)	12,748	24,624	14,794	9,767	6,490
II 物に係るコスト	269,835	474,456	329,071	154,271	159,536
物 件 費	59,163	79,290	85,581	13,583	15,391
外 部 委 託 費	44,930	45,567	51,463	29,676	23,329

維持管理費	49,565	79,401	85,611	44,364	29,082
研究費	16,307	67,608	—	—	—
減価償却費	98,645	199,155	105,410	66,338	91,569
その他	1,222	3,432	1,004	309	163
Ⅲその他コスト	—	136,180	74,397	47,046	—
県債利息	—	136,180	74,397	47,046	—
行政コスト合計	802,064	1,446,079	721,961	382,998	402,468
(収入項目)					
授業料	236,241	179,545	55,830	28,889	—
入学料	72,520	47,658	14,904	8,694	—
寄宿料	10,293	—	—	—	—
入学考査手数料	13,581	8,284	2,430	1,296	—
国庫支出金			228,893	133,506	8,103
その他	5,249	12,332	2,906	1,515	16,347
収入項目合計	337,886	247,820	304,963	173,901	24,450
差引行政コスト	464,177	1,198,258	416,997	209,096	378,018

- (注1) 所轄部課における人件費を考慮している。
(注2) 報償費は、主に非常勤講師の謝金である。

なお、米沢女子短大と保健医療大学は国より交付税措置がされており、交付税措置に関する基準財政需要額は以下のとおりである。

(単位：千円)

	米沢女子短大	保健医療大学
基準財政需要額	351,288	1,119,546

県民1人当たり差引行政コスト及び学生1人当たり差引行政コストは次のとおりである。

(単位：円)

	米沢女子短大	保健医療大学	産業技術短大	産業技術短大(庄内校)	農業学校
県民数(人)	1,229,854				
県民1人当たり差引行政コスト	377	974	339	170	307
学生数(人)	649	387	196	107	128
学生1人当たり差引行政コスト	715,220	3,096,276	2,127,540	1,954,173	2,953,270

- (注1) 米沢女子短大と保健医療大学には、交付税措置に係る交付税収入は含まれていない。
(注2) 農業学校の学生数には研修生を含んでいる。なお、一般研修については、延人数(764人)を220日/年で通年受講生として換算した人数(4人)で計算している。

なお、機会コストを考慮した行政コストは以下のとおりである。

機会コストとは、投入された資金を最適に活用すれば得られたであろう利益をコストとして認識したものであり、本報告書では、建設事業費に1.47%(10年満期国債の利率)を乗じて計算している。

(単位：千円)

	米沢女子短大	保健医療大学	産業技術短大	産業技術短大(庄内校)	農業学校
差引行政コスト	464,177	1,198,258	416,997	209,096	378,018
機会コスト	37,438	92,504	38,738	24,379	33,651
機会コスト考慮後行政コスト	501,615	1,290,763	455,736	233,475	411,670

(注) 米沢女子短大と保健医療大学には、交付税措置に係る交付税収入は含まれていない。

第3 各機関共通の指摘

(1) 収入管理について

① 証明手数料について

在学生以外に対する県立学校に係る卒業、修了、成績等の証明書の交付に係る手数料については、「山形県手数料条例」第2条第1項第431号において、「県立学校諸証明書交付手数料 1通につき260円」と定められているが、産業技術短大、産業技術短大庄内校、農業大学校においては、「学校教育法」第1条において規定されている「学校」ではないため、当該手数料を徴収していない。

(改善策)

「学校教育法」第1条において規定されていない上記の機関についても、事務コストがかかることから、当該手数料の徴収を検討する必要がある。

(2) 契約事務について

① 図書の購入手続について

図書購入は、各機関とも装備費用は事業者側のサービスとなっているものの、購入価格は機関によって定価か割引(最大7%)かの違いがある。

(意見)

他機関の事例を参考にしたり、装備費用を削減して、購入額の引下げを検討することが望ましい。

② 随意契約としている委託業務について

平成15年度において予定価格100万円以上かつ随意契約としている委託業務のうち、例えば次の業務については代替事業者はあるものと考えられる。

機関	業務	随意契約理由
保健医療大学	大学施設警備	機械類を学内中に設置し、業務実績が良好なため
産業技術短大	日常設備管理	遠隔管理システムの操作業務が含まれているため、設置事業者へ委託
産業技術短大	庁舎警備	機械警備のため、設置事業者へ委託

(改善策)

代替業者の存在する業務については、随意契約の場合でも相見積りを実施することが必要である。また、毎年入札で選定することが非効率と考えられる業務であっても、定期的(例えば3~5年おき程度)に入札を行うか、もしくは複数年契約とすることも検討が必要である。

③ 隣接施設との合同で行うべき業務について

産業技術短大は職業能力開発専門校等の県施設と、保健医療大学は県立中央病院及び県管理の健康の森公園とそれぞれ隣接している。しかし、清掃や植栽管理等の委託業務について、隣接機関との業務の共通化はほとんど図られていない。

(意見)

産業技術短大においては清掃や植栽管理等について、保健医療大学においては植栽管理等について、隣接施設と共同で委託を実施することにより、相乗効果によってコストダウンにつながることも考えられるため、検討が望まれる。その際、事業者との契約、支払等の事務はある施設が代表して行い、他の施設は負担金を支払う形になるものと考えられる。

④ 主な委託業務の委託先について

主要な委託業務と考えられる下表の業務に関して、いずれも指名競争入札によっているものの、結果として平成13年度～15年度にかけて契約事業者は変わっていない。また、これらの業務における指名事業者もほとんど変化がなく、落札率（契約額/予定価格）もほとんどが98.0%以上となっており、入札の効果があまり表れているとはいえない状況である。

機 関	業 務	平 成 13 年度	14 年度	15 年度
米沢女子短大	大学警備	A 社	A 社	A 社
	学寮施設管理	A 社	A 社	A 社
	大学清掃	A 社	A 社	A 社
保健医療大学	清掃及び建築物環境衛生管理	B 社	B 社	B 社
	空調等設備管理保守点検	C 社	C 社	C 社
	大学構内緑地管理	D 社	D 社	D 社
産業技術短大	清掃及び一般廃棄物処理	E 社	E 社	E 社
	植栽等管理	F 社	F 社	F 社

(意見)

契約額がほとんど下ならず、同じ事業者が選定されている現状を改善するためには、従来、指名対象とならなかった事業者についても積極的に指名事業者とすることや、事業者が入札現場に来場しない郵便入札や電子入札の導入も検討すべきである。

(3) 資産管理について

① 備品カードでの管理について

「山形県財務規則」第164条によると「使用にかかる物品について、物品管理簿にその受払状況登記し、善良なる管理者の注意を持ってこれを管理しなければならない」とされており、物品管理簿の様式は手書きの備品カードとなっている。

(意見)

業務の効率性からは、「山形県財務規則」を見直し、備品カードに換えて表計算ソフトやデータベースソフトを用いた物品管理簿の様式を検討することが望まれる。

② 備品カードの備品番号記載について

備品カードについて、機関や取得年次によっては備品番号の記載が行われていないものがあり、そのため現品の照合が困難になっていると考えられる。

(意見)

番号管理により、担当者が交代した際も適切な備品管理を行えるように配慮すべきである。

③ 備品カードの記載誤り、記載漏れについて

備品カードに記載誤りや記載漏れのある物品が散見された。

(改善策)

速やかに修正し、他の物品についても同様の誤りが生じていないかを確認すべきである。

④ 備品の現品照合について

産業技術短大、産業技術短大庄内校及び農業大学校では1件当たり2百万円未満の備品、その他の機関では、全ての備品について現品照合は行われていなかった。「山形県財務規則」によれば、「毎年1回以上現品と帳簿とを照合しなければならない」と規定されている。

(改善策)

規定に従って現品照合を行うべきである。また、備品の件数が多いため、循環たな卸等の方法により現品の数及び使用可能性について確認することを検討する必要がある。

⑤ 備品管理の効率性について

県の「物品分類基準」では、取得価額2万円以上のものについて備品とすることとしているため、備品の点数が非常に多い状況であり、有効な管理が困難となっている。

(意見)

備品管理の有効性及び効率性の面から金額基準の再検討が必要である。

⑥ 備品標示票について

各機関とも、備品標示票について貼付がないものや、貼付されているものの記載内容が分からないものが散見された。

(改善策)

管理物品の全てに備品標示票を貼付し資産の保全、照合を可能とするべきである。また、備品の現品照合等により、記載内容を適切にする必要がある。

⑦ 公有財産の取得額について

土地、備品等について、財産台帳に取得額の記載がないものが散見された。取得時の情報が整備されていないことが主たる理由である。「公有財産台帳記載要領」において、「価額欄に記載すべき価格は、土地、建物、工作物、立木及び船舶等については、別に定めるところにより算出した価額とし、有価証券、出資による権利については、額面金額又は出資金額とする」と規定されている。しかしながら、別段の定めは整備されていない。

(意見)

別段の定めを整備し、台帳に記載する金額を規定するとともに、取得額が不明の物件についての評価方法も併せて規定すべきである。台帳に記載する金額としては、例えば取得価額や時価（不動産鑑定評価額、公示地価、基準地価格、固定資産税評価額等）が考えられる。

⑧ リース資産の管理について

リース資産については特に台帳を作成していない。

(意見)

リース資産についても台帳等で管理することが望ましい。

⑨ 建物修繕時における除却部分の処理について

取得時以降に修繕等が施された建物について、台帳上では、取得額に修繕に要した金額を加算している一方で、屋根張替や改装による除却部分を減額していないものがあつた。

(意見)

台帳上の財産価額を適正にするためにも、除却部分の減額を行うべきである。そのためには、「公有財産台帳記載要領」における、台帳上の価額に係る別段の定めを整備するとともに、建物と附属設備を区分して管理を行う必要がある。

⑩ 備品購入費の執行時期について

米沢女子短大と保健医療大について、平成15年度における3月の執行状況（1年間に占める執行件数の割合）は以下のとおりであった。

機関	3月の 件数割合	4～2月の 1月当たり 件数割合
米沢女子短大	12.5%	7.9%
保健医療大学	31.1%	6.2%

(意見)

毎月均等に執行されているとすれば1ヶ月あたりの件数割合は8.3%となるはずであるが、両機関は3月の件数割合が高くなっている。購入時期及び執行内容が妥当であるかを見直すことが望まれる。

⑪ 修繕計画について

各機関とも、建物等の施設について、長期に亘る大規模修繕計画を策定していない。

(意見)

設備投資金額は、大学の方向性を考える上での重要な考慮要素であり、パターン別にある程度の設備投資計画を具体化しておくべきものとする。

⑫ 遊休状態となっている資産について

使用、利用の少ない資産として、次のものがあつた。

機関	資産内容	種別
米沢女子短大	50周年記念資料室	施設
	レオメーター	備品
保健医療大学	焼却炉	備品
	電子辞書	備品
産業技術短大	デジタルプロッター	備品
	制御用パソコン	備品

(改善策)

使用可能性のないものは、速やかに廃棄すべきである。

(意見)

施設については利用者の増加につなげる必要がある。

⑬ 公用車の利用状況、自動車運転技士の稼働状況等について

米沢女子短大、産業技術短大、産業技術短大庄内校において、学長（校長）及び非常勤講師の送り迎えを主たる目的として公用車を所有し、合わせて自動車運転技士を1人採用している。しかし、いずれも使用頻度は高いとはいえない状況である（稼働日数 94～143日、年間走行距離 5,000～8,000km程度）。

(意見)

公用車の維持管理費用及び自動車運転技士の人件費と、タクシー、ハイヤー等を使用した場合の費用を比較してみることも検討すべきである。

(4) 人件費及び旅費の支払手続について

① 非常勤講師の費用弁償について

各機関とも、非常勤講師の費用弁償（交通費、宿泊費等）について日当が加算されている。

(意見)

非常勤講師は各機関での講義を行うことを契約しており通常の通勤に該当するものと思われる。通常の通勤であれば日当の支払をする必要はないと考える。仮に非常勤講師の謝金額が少ないのであれば、日当で補うのではなく、謝金自体の水準の見直しが必要と考える。

② 費用弁償での宿泊費について

現在、費用弁償での宿泊費は、以下のように宿泊先の区分により1夜当たりの定額により支給されている。

(単位：円)

区分	宿泊料 (1夜につき)	
	甲地方	乙地方
11・10級	14,800	11,800
9～4級	13,100	9,800
3～1級	10,900	7,800

(意見)

定額での支出により個人での過不足が生じることになる。したがって、例えば、宿泊費の上限を設定した上で、宿泊施設の領収書等の金額に基づいて支払うなど実費精算の可能性について検討が望まれる。

③ 自動車運転技士に対する日額旅費について

山形県職員日額旅費支給規程によると、自動車運転技士に対する日額旅費が以下のように支給されることとなっている。

1日につき25km以上100km未満	日額	590円
1日につき100km以上125km未満	日額	900円
1日につき125km以上150km未満	日額	1,190円
1日につき150km以上	日額	1,320円

(意見)

自動車運転技士は主として自動車を運転することを職務として採用されていることから、日額旅費を支給することの妥当性について検討する必要がある。

④ 旅費の支払いについて

国内の鉄道運賃や航空運賃について、実際の支払額に関わらず正規運賃が支給されている。

(意見)

コスト削減の観点から、切符の購入は早期割引や回数券購入等なるべく安くなる手段を選び、支給額も実際の支払額で行うよう、検討を進めることが望ましい。

⑤ 退職時の昇給について

教職員の退職手当の支給金額は「給与の支給に関する基準と手続」及び「山形県職員等に対する退職手当支給条例」に基づいて算定されている。退職手当の算定は原則的に退職時の級・号給に応じた給料月額に、勤続期間及び退職事由に応じた支給率を乗じて行われるが、3月31日付けで特別昇給が行われ、給料月額を引き上げたうえで退職手当を算定する取扱いが行われていることから、退職手当が嵩上げされた形で支給されている。

(意見)

昨今の経済環境において、民間では退職時に上記のような昇給を行うことは非常に稀となっている。また、退職時に特別昇給を行うことにより、退職手当が増大して人件費の抑制を妨げる要因となっているため、退職時の特別昇給は早急に廃止する必要がある。なお、平成17年4月1日には全て廃止する予定である。

⑥ 受領印の必要性について

給与支給時においては、人事委員会規則に従い、現金払いか銀行振込の違いに関わらず、教職員全員が受領印を押印することとなっている。

(意見)

給与の手取額全額を銀行振込としている場合、受領印の意味が不明確であり、必要性も認められないことから、廃止を検討すべきである。

(5) 図書の管理、研究費等の諸費の支払手続について

① 未返却図書について

農業大学校を除く各校について、未返却となっている貸出図書が存在している。

(意見)

督促の実施及び強化を行うとともに、紛失したものについては、弁償を求める必要がある。

② 蔵書点検について

蔵書の定期点検は年 1 回行うこととなっているが、産業技術短大、産業技術短大庄内校、農業大学校においては近年行われていない。そのため、紛失図書の把握等ができない状況である。

(改善策)

規定に従い、毎年蔵書点検を行う必要がある。

③ 利用状況について

産業技術短大、産業技術短大庄内校では、図書館・図書室の利用状況が年々低下してきている。

(意見)

開館時間の延長を含め、利用状況の改善を図ることが求められる。

④ 寮の経費負担について

農業大学校については学生寮の運営経費の全額を、米沢女子短大、産業技術短大については学生寮の運営経費の一部（光熱水費の 50%、給食業務委託費等）を県の負担で賄っており、その負担額は平成 15 年度で 4～7 百万円となっていた。

(意見)

給食委託業務や光熱水費は本来寮費収入で賄うべき性質のものである。その際、単に学生の負担を増やすのではなく、現在の契約形態の見直しによりコスト削減も併せて図り、学生、県のいずれの負担も軽減する方向で検討すべきである。

第4 米沢女子短大について

1. 大学の概要

(1) 米沢女子短大の概要

① 設置目的

米沢女子短大は、女子としての一般教養を高めるとともに、実際に必要な専門の学芸を教授研究し、有能な社会人を育成することを目的とする。

② 所管部署

文化環境部 学術振興課

③ 沿革

昭和	27年 4月	家政科（定員 80 人）・被服別科（定員 40 人）の米沢市立として開学
	31年 4月	国語科（定員 40 人）設置
	38年 4月	所有・運営とも米沢市より山形県へ移管
	45年 4月	学科名称変更（国語科→国語国文学科、家政科→家政学科）
	51年 4月	定員増（国語国文学科 40 人→50 人、家政学科 80 人→90 人） 被服別科廃止
	59年 4月	英語英文学科（定員 50 人）・日本史学科（定員 50 人）設置 国語国文学科定員増（50 人→100 人）
平成	6年 4月	社会情報学科（定員 50 人）・健康栄養学科（定員 40 人）設置
	7年 3月	家政学科廃止
	14年 10月	創立 50 周年記念式典

④ 特色

米沢女子短大が設置している学科は、国語国文学科、英語英文学科、日本史学科、社会情報学科、健康栄養学科の 5 学科である。また、設置されている米沢市は、置賜地域に属する。置賜地域は、上杉鷹山や藩校興譲館などの歴史的な教育遺産を有し、現在、米沢女子短大、国立大学法人山形大学（以下、「山形大学」とする。）工学部及び高等学校 15 校を擁しており、米沢市上杉博物館など社会教育施設も充実している。

このような教育的風土に根ざして、現在、米沢市を中心に学園都市構想が進められており、米沢女子短大は、山形大学工学部や地域社会との連携を深め、新しい置賜文化の創造と高付加価値事業の創出を目指している。

⑤ 学生定員と在籍者数

（単位：人）

	1 年		2 年		合計	
	入学定員	在籍者数	入学定員	在籍者数	入学定員	在籍者数
国語国文	100	107	100	104	200	211
英語英文	50	53	50	59	100	112
日本史	50	58	50	57	100	115
社会情報	50	54	50	59	100	113
健康栄養	40	45	40	45	80	90
計	290	317	290	324	580	641

（平成 16 年 4 月 10 日現在）

⑥ 在籍者数の推移

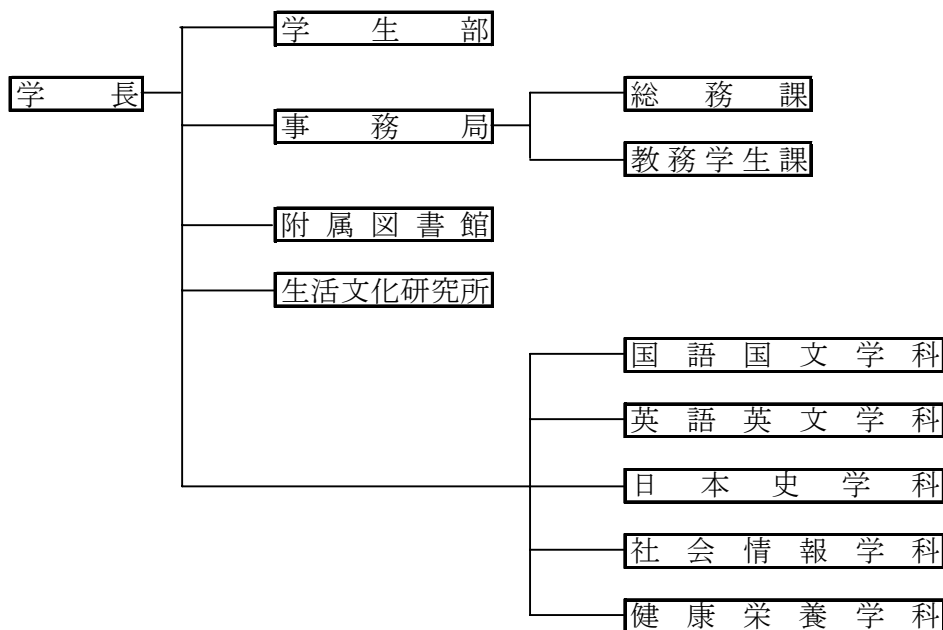
（単位：人）

	平成 13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
国語国文	202	214	217	211
英語英文	105	114	117	112

日本史	124	119	109	115
社会情報	111	113	114	113
健康栄養	89	93	92	90
計	631	653	649	641

⑦ 大学の人員構成

(a) 組織図



(b) 教職員の状況

(i) 教員 (年度平均)

(単位：人)

	平 成 13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
学 長	1	1	1	1
教 授	18	16	16	17
助 教 授	17	16	12	12
講 師	4	4	7	6
助 手	4	3	3	3
非 常 勤 講 師	44	42	40	42

(注1) 15年度において他に助教授1名が15年4月から15年7月まで勤務している。

(注2) 16年度において他に講師1名が16年10月から勤務している。

(ii) 職員 (年度平均)

(単位：人)

	平 成 13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
常 勤 職 員	15	15	15	15
非 常 勤 嘱 託 職 員	8	10	12	12
非 常 勤 専 門 職 員	4	4	4	4

(注1) 非常勤嘱託職員は週5日、33時間勤務し、事務局に所属する職員である。

(注2) 非常勤専門職員は学校医3名、カウンセラー1名である。

(注3) 平成15年度において他に日々雇用職員1名が15年8月から15年11月まで勤務している。

⑧ 卒業後の進路

(単位：人)

	平成 13年度	14年度	15年度
卒業者数	298	318	320
県内就職者数	103	92	118
県外就職者数	70	70	82
進学者数	42	57	47
未就職者数 (注)	35	62	28
未進学者、アルバイト、家庭など	48	37	45
中退者数	6	8	5

(注) 未就職者数は就職希望者のうち、未進学者は進学希望者のうち4月30日現在で就職及び進学の報告のない者である。

⑨ 学生の合格率と入学率

(単位：人)

	平成 13年度	14年度	15年度	16年度
(一般)				
受験者数 A	424	417	410	521
合格者数 B	314	291	268	290
入学者数 C	199	184	159	160
合格率 B/A	74.1%	69.8%	65.4%	55.7%
入学率 C/B	63.4%	63.2%	59.3%	55.2%
(推薦)				
受験者数 A	139	172	189	173
合格者数 B	126	142	161	153
入学者数 C	125	141	161	153
合格率 B/A	90.6%	82.6%	85.2%	88.4%
入学率 C/B	99.2%	99.3%	100.0%	100.0%

(注) 平成16年度より大学入試センター試験を導入している。

⑩ 授業料等

全学科とも、入学料、授業料、学寮費は下表のとおりである。

(単位：円)

入学料	県内	140,000
	県外	280,000
授業料 (年額)		379,200
学寮費 (年額)	寄宿料	88,800
	食費	150,000
	光熱水費	60,000
	雑費	12,000
	計	310,800

(平成16年4月現在)

授業料の免除等の取扱は、「山形県立大学の授業料免除等取扱要領」に規定されている。その主な内容として、経済的理由によって納付が困難であると認められ、かつ、学業優秀と認められる場合は、前期又は後期ごとに徴収すべき授業料の全額又は半額が免除され、免除の総額は、前期又は後期ごとの授業料収入予定額の1割に相当する額を超えないものとする事とされている。

平成15年度の実績は以下のとおりである。

		前 期		後 期	
		人	円	人	円
1 年生	全額	7	1,327,200	8	1,516,800
	半額	—	—	2	189,600
2 年生	全額	12	2,275,200	15	2,844,000
	半額	1	94,800	1	94,800
計	全額	19	3,602,400	23	4,360,800
	半額	1	94,800	3	284,400
	計	20	3,697,200	26	4,645,200
合計					8,342,400

⑪ 附属図書館について

延床面積	1,144 m ²
閲覧席数	108 席
蔵書数	91,010 冊 (和図書 85,038 冊、洋図書 5,972 冊)
学術雑誌	127 種

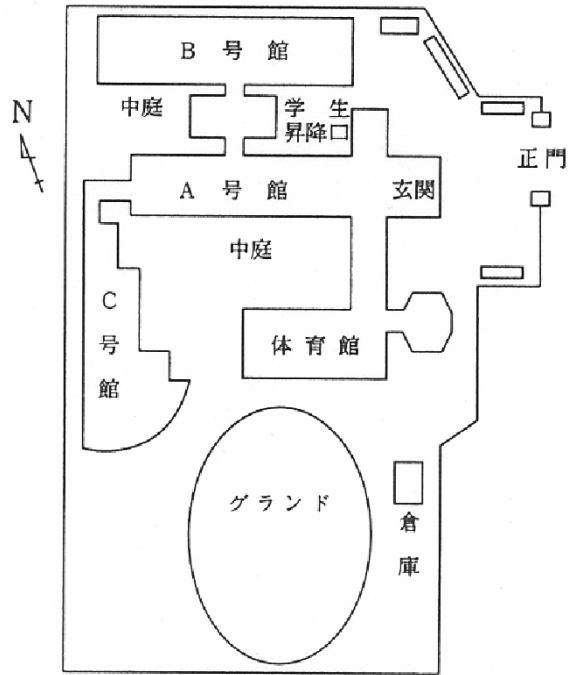
(2) 施設及び建設事業費について

① 施設の概要

(a) 施設の内容

種類	種別	所在地	面積 (m ²)	建設年度
土地	大学敷地	米沢市通町六丁目 15 番 1 号	38,496	—
	学寮敷地	米沢市福田町二丁目 3 番 170 号	3,301	—
	合 計		41,797	
建物	校舎	米沢市通町六丁目 15 番 1 号	17,622	
		(内訳)		
		A号館	7,443	昭和 48 年 4 月 新築
		体育館	980	昭和 48 年 7 月 新築
		B号館	5,709	昭和 59 年 2 月 新築
		C号館	3,133	平成 6 年 12 月 新築
	自転車置場等	355	昭和 48 年 10 月 新築等	
学寮	米沢市福田町二丁目 3 番 170 号	2,067	昭和 49 年 12 月 新築	
合 計		19,689		

(b) 施設見取図



② 建設事業費について

(単位：千円)

	事業費合計	取得財源		
		一般財源	国庫補助金	県債
用地費	80,683	不明		
建設費	2,466,130			
合計	2,546,813			

学生寮を除く

(内訳)

用 地	大学用地	米沢市より寄付	28,917 m ²	—
		仮換地指定増	4,220 m ²	—
		土地開発基金購入	3,230 m ²	47,481
		米沢市より購入	2,128 m ²	33,202
計				80,683
建 物	A号館	昭和 48年 4月 新築		303,940
	体育館	昭和 48年 7月 新築		41,950
	B号館	昭和 59年 2月 新築		1,122,200
	C号館	平成 6年 12月 新築		998,040
計				2,466,130

(注) 関係書類が保存年限を経過していることから、取得財源については不明である。

(3) 収支状況について

(単位：千円)

	平成 13年度	14年度	15年度	16年度 予 算
(歳入)				
授業料	220,431	227,542	236,241	232,449
入学料	71,540	69,020	72,520	60,200
寄宿料	10,226	10,167	10,293	10,656
入学検査手数料	11,250	11,358	13,581	10,800
土地建物使用料	51	116	155	186
一般社会保険料	2,096	2,593	2,653	2,653
証紙収入	85	86	101	85
大学入試センター試験 事業負担金	—	—	852	465
構内電話使用料	3	2	1	1
自賠法解約返戻保険料	—	—	17	—
延滞金	102	210	310	—
滞納繰越分	—	—	726	—
雑収入	383	352	430	352
歳入計①	316,170	321,449	337,886	317,847
(歳出)				
人件費	584,036	621,310	517,107	529,073
報償費	12,218	11,711	12,878	13,340
費用弁償	3,210	3,714	3,498	3,665
普通旅費	12,430	11,136	10,636	10,200
赴任旅費	392	795	974	—
交際費	42	35	50	90
食糧費	269	358	363	351
一般需用費	66,523	63,414	59,054	55,470
役務費	8,442	7,915	7,548	7,161
使用料	35,200	36,195	36,695	41,817
備品購入費	12,295	6,393	5,406	7,032
委託料	45,954	42,308	44,930	43,466
工事請負費	6,689	6,741	4,316	—
負担金	1,227	1,843	1,222	1,043
歳出計②	788,934	813,873	704,683	712,708
収支①-②	△ 472,763	△ 492,424	△ 366,796	△ 394,861

なお、国より交付税措置がされており、交付税措置に関する基準財政需要額は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 13年度	14年度	15年度	16年度
基準財政需要額	349,711	356,024	351,288	318,970

(人件費の内訳)

(単位：千円)

	平成 13年度	14年度	15年度	16年度 予算
報酬	15,815	19,845	23,863	24,038
一般職給	308,800	286,071	271,992	278,400
扶養手当	8,239	9,031	7,393	7,200
住居手当	3,894	5,072	4,729	5,300
期末手当	105,204	87,091	73,812	79,000
勤勉手当	33,435	31,205	36,221	37,800
寒冷地手当	7,351	7,285	6,991	7,100
通勤手当	6,430	6,308	5,142	5,200
管理職手当	5,389	4,796	4,741	5,300
児童手当	210	465	460	700
時間外勤務手当	2,787	2,212	1,862	—
単身赴任手当	2,376	2,028	2,028	—
共済費	83,953	77,850	77,190	78,846
退職手当	—	81,863	—	—
賃金	147	183	679	189
合計	584,036	621,310	517,107	529,073

2. 監査の結果及び意見

(1) 収入管理について

① 学寮費の管理について

「山形県立米沢女子短期大学学寮規程」第19条において、「学寮の管理運営に関する事務は、事務局が所掌する。」とされている。

学寮費は、寄宿料・食費・光熱水費・雑費からなっている。

寮生からの入金は一且「全寮長」名義の普通預金口座に全額入金されるが、寄宿料は県の収入として毎月この口座から振替えられ、その他のものは、学生が負担すべきものとして食費・光熱水費は「会計係長」、雑費は「会計副係長」名義の普通預金口座に振替えられる。

このうち、光熱水費については基本料金を県が負担することになっているため口座の管理は事務局で行っているが、食費と雑費の口座については寮生が管理している。

事務局で管理している上記2口座の平成15年度の繰越金(前受金・未払金調整後)は「全寮長」名義の口座が363千円、光熱水費の口座が3,864千円となっている。

光熱水費については、15年度において後期に徴収額を引き下げているが1,700千円程度の余剰が発生している。また、14年度には、照明器具の交換・机の塗装に1,197千円が支出されている。

後期分が減額されたことにより生じた過納分のうち1人分13,800円が返還されていない。

なお、県費で負担するものの15年度の収支は次のとおり計算されるが、それ以外の寮生管理分についての収支計算書は作成されていない。

(単位：千円)

項目	金額	備考
(収入)		
寮費等	10,293	
(支出)		
給食費	3,118	
施設管理費	8,599	
光熱水費	2,045	電気・ガス基本料金
その他支出	705	
支出計	14,468	
差引収支	△4,174	

(注) 差引収支は県費負担分である。

(改善策)

1. 光熱水費として徴収したものを余剰が発生したからといって、本来、県が負担すべき照明器具の交換・机の塗装に充当するのは望ましくない。
2. 過納分については速やかに返還する必要がある。なお、この過納分については平成 16 年 10 月 26 日に返還されている。

(意見)

1. すべての口座につき事務局で管理することが望ましいと考える。また、寮生管理分について収支計算書を作成することが必要と思われる。
2. 光熱水費に関しては、必要額の見積の精度を高め、多額の余剰が発生しないようにすることが望まれる。

② 代人口座の利息について

旅費の振込をうける普通預金口座に 3 円の残高がある。

これは、現金の持ち運びの危険を避ける目的で、職員の中から各職員の旅費を一括して代理受領することができる代人を定めて、その口座へ各職員の旅費を振込み、代人から各職員への払い出しを行っているものである。3 円の残高は、この代人の口座に生じた過去の受取利息分である。

なお、代人の口座は各職員間の委任により設けられた私的な口座であるため、その利息については県の収入にはならないものとしてそのままになっているものである。

(意見)

受取利息分について、上記の取扱いとなることはやむを得ないが、平成 17 年 1 月から各職員の口座へ直接旅費を口座振込みできることとなったため、代人を通じての現金払を極力無くすべきものと考えられる。

③ 切手の管理について

切手について、一月ごとの受払の金額を集計した受払簿は作成していたが、種類ごとの受払簿を作成していないため種類ごとの残枚数が把握されていなかった。また、3 月に 300 千円購入し、未使用残高が 430 千円となっていた。

(改善策)

金額種類ごとの受払簿の作成が必要である。また、特に使用予定がないのであれば、多額の購入は控えるべきである。なお、平成 16 年度途中において出納局の指導により種類別・日ごとの受払簿に変更している。

(2) 契約事務について

① 予定価格の設定について

予定価格の決定方法は、「山形県財務規則」第 121 条第 2 項に「予定価格は契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、受給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正にこれを定めなければならない。」と規定されている。

(a) 「ブックディテクションシステム設置工事」について

「ブックディテクションシステム設置工事」についての予定価格設定は、随意契約の選定先 (1 者) から得た見積書をもとに行っている。

(意見)

予定価格の決定にあたっては、同種・類似機能の機器を販売している他社の販売価格を考慮要素に織り込むべきと考える。そうすることによって、市場における適正価格を認識し、契約価額を適正にすることができるからである。

(b) 「大学案内作成業務」について

「大学案内作成業務」については、随意契約で選定した事業者 2 者が平成 13 年度から 15 年度まで継続して行っている。

(意見)

実務上の煩雑さを避けるためには、指名事業者を固定したほうが事務執行は容易である場合もあると思われるが、指名事業者の固定化は、競争の確保、談合防止及び入札の公平性確保等の観点から望ましくない。指名事業者選定時における検討対象事業者の拡大や指名事業者の適切な入替の実施等を行い、指名事業者の固定化を避けていくべきと考える。

(c) 「ウイルスチェックソフト購入」について

「ウイルスチェックソフト購入」については、平成15年度の契約額に比して、16年度の支出予定金額が高くなっている。積算の根拠を確認したところ、マッキントッシュ及び環境設定費用は単価が実際の契約額よりも高くなっていることが判明した。

支出予定金額の設定は、「山形県財務規則」第121条第2項に規定されており、取引の実例価格等を考慮して適正に設定すべき旨が定められている。

(単位：円)

ウイルスチェックソフト ライセンス期間更新	平成15年度の 契約単価	16年度の支出予 定金額 価格(単価)
マッキントッシュ	@1,480	@1,550
インストール環境設定	@1,800	@2,000

(意見)

取引の実例価格を考慮して支出予定金額を見直すべきと考える。

(d) 「視聴覚機器賃貸借」について

「視聴覚機器賃貸借」については、予定価格が平成14年度(2,010千円)に比して、15年度(2,205千円)は高くなっている。前年度の予定価格及び契約額(1,947千円)などを参考に設定していないと考えられる。

(意見)

予定価格の設定を適正に行うべきである。

(e) 「C号館情報処理機器賃貸借」について

「C号館情報処理機器賃貸借」については、平成14年度の予定価格が27,300千円、契約額が25,493千円であったにもかかわらず、15年度の予定価格が27,300千円と設定されている。15年度の予定価格の設定において14年度の契約額が反映されていないものと考えられる。

また、13年度から14年度にかけて予定価格設定者(事務局長)が変更したことにより、予定価格は26,250千円から27,300千円に増額変更されているが、予定価格が増額変更された理由は特に文書等で明記されていない。

(意見)

予定価格の設定に際しては、前年度の契約額等の取引の実例価格を考慮すべきである。

また、予定価格設定者は、事後的に予定価格の設定根拠を明確に示しておくべきと考える。

② 工事請負契約の指名業者について

過去3年間の予定価格1,000千円以上の工事請負契約について、全6件中、指名競争入札3件、随意契約3件(内相見積りなし1件)であった。相見積りなしの随意契約を除き、指名業者及び随意契約業者はすべて、県内業者である。

(意見)

指名業者や随意契約業者の選定時における検討対象業者の拡大を意識的に行い、競争の確保、入札の公平性の確保等を維持していくべきである。

③ 備品購入費の執行状況について

平成15年度の備品購入費の執行状況、執行件数及び3月度の同情報は以下のとおりである。

(単位：千円)

	執行額	執行件数	金額割合	件数割合
平成 16 年 3 月	931	14	17.2%	12.5%
平成 15 年度	5,406	112	-	-

(意見)

単純計算すると、月次の執行金額平均は 450 千円、執行件数平均は 9 件である。金額ベースでは、3 月度の執行が約 2 倍強となっている。

購入時期及び執行内容が妥当であるか見直しすることが望まれる。

④ 委託料について

(a) 信用調査の実施について

随意契約を行う場合には「山形県財務規則」第 129 条により信用調査を行うことが求められている。実際には、契約先の過去の契約履行状況、現在の取引状況、専門的能力や財務状況等について各担当者が確認し、また、出納局経理課より発行されている「競争入札参加資格者名簿」(直近のものは平成 13～16 年度版・有効期間は 14 年 4 月 1 日から 17 年 3 月 31 日まで)に記載されているかどうかを確認し、適格性の判断のひとつとしている。なお、信用調査結果は必ずしも書面としては残されていない。

(意見)

出納局経理課において「競争入札参加資格者名簿」に記載する際に、各業者の信用調査を実質的には行っているとのことであり、当該名簿を利用することも信用調査の一環としての合理性はあるものとする。ただし、こうした契約先に関する調査結果は契約担当部署において書面にて残しておくことが必要であるとする。

(b) 保守契約について

昇降機の保守契約は随意契約により行われている。

(意見)

一般的にこうした昇降機等の保守契約は、昇降機等を納入・設置した事業者に依頼する合理性があるものと理解できる。

しかし、当初の納入・設置に関する契約と保守契約とは別個に行われている。

納入・設置に関する契約が入札によりより安価なものとなっていたとしても、保守契約まで含めて考えた場合、結果として過大な支払いとなる可能性があることは否定できないとする。

保守契約が必然的に発生する昇降機等の納入・設置のような場合は、当初より保守契約まで含めて入札を行うことも検討されてよいのではないかと考える。

(c) 主な委託業務の委託先について

主要な委託業務と考えられる下表の業務に関して、平成 13 年度～15 年度にかけての契約業者は次のとおりである。

(単位：千円)

	平成 13 年度	14 年度	15 年度	(参考) 15 年度 契約額
大 学 警 備	A 社	A 社	A 社	4,532
学 寮 施 設 管 理	A 社	A 社	A 社	8,599
大 学 清 掃	A 社	A 社	A 社	12,495
学 寮 給 食	D 社	B 社	B 社	3,118
空 調 設 備 維 持 管 理	E 社・F 社	E 社	C 社	1,522

(注 1) 寮給食については平成 13 年度まで随意契約によっていたが、14 年度以降は指名競争入札によっている。

(注 2) 上記の学寮給食以外の業務については、すべて指名競争入札によっている。

(意見)

指名競争入札の手続により実施された結果ではあるが、上記のうち大学警備、学寮施設管理及び大学清掃の3業務は13年度～15年度にかけて同一の業者と契約している。

結果として、より安価により質の高い用益の提供を受ける機会を逸することがないように、指名業者数を増加させることや指名競争入札以外の方法によること等が妥当かどうか、検討の余地があるのではないかと考える。

(3) 資産管理について

① リース資産の管理について

リース資産については、契約書添付の一覧表により管理している。配置場所は、すべて当初の配置場所が記載されており、配置場所の変更の事実が管理上反映されていない。

(意見)

配置場所の変更を適時に管理表へ反映させ、資産の保全管理に努めるべきである。

② 備品カードの備品番号記載について

平成13年度～15年度取得の備品カードを査閲した。その結果、備品番号の記載が行われていないことが判明した。同時に、備品標示票にも番号の記載がない。備品カードと備品標示票との照合は、品名、規格及び年度により、行っているとのことであるが、備品カード、備品標示票の両者を画一的に照合することは困難である。

(改善策)

番号管理により、担当者が交代した際も適切な備品管理を行えるように配慮するべきである。

③ 本体の附属品の管理について

測定装置等には附属品が多数ある。しかし、備品番号に枝番を付するなど番号管理が行われておらず、備品標示票等の貼付もなされていないため、附属品について現品の照合が困難になっている。

(改善策)

枝番等を利用して番号管理を行うとともに、附属品についても全て備品標示票を貼付する必要がある。

④ 備品標示票について

備品標示票の貼付があるものの、取得時期が古いものについては、記載内容が分からないものが存在した。

(改善策)

備品の現品照合等により、記載内容を適切にする必要がある。

⑤ 備品標示票の貼付状況について

金額の重要性を考慮しサンプルとして抽出した24件につき、現品との照合を行い、同時に備品標示票の貼付状況を確認した。その結果、6件について備品標示票の貼付を確認できなかった。

(改善策)

管理物品の全てに備品標示票を貼付し資産の保全、照合を可能とするべきである。

⑥ 使用頻度が低いと思われる物品について

以下の物品については、ほとんど使用していないとの報告を受けている。

(単位：千円)

品名	取得年度	取得額
レオメーター	平成4年度	2,302

(改善策)

使用可能性のないものは、速やかに廃棄すべきである。なお、この物品については平成16年10

月に知事の承認を得て廃棄している。

⑦ 備品カードの記載誤りについて

以下の物品につき、備品カードの取得年月日の記載に誤りがあった。

(単位：千円)

品名	取得額	取得年月日 (誤)	取得年月日 (正)
マイクロフィルム版上杉文書	412	平成 13 年 3 月 19 日	平成 14 年 3 月 19 日

(改善策)

速やかに修正し、他の物品についてもこのような誤りが生じていないかを確認する必要がある。

⑧ 公用車の利用状況等について

公用車は、以下の 1 と 2 の 2 台を使用しており、3 については平成 16 年 3 月 31 日に公用車引き取りの際に走行している。(3 の使用始めは平成 16 年度からである。) 学長及び非常勤講師の送り迎えを主たる用途としており、自動車運転技士(兼)業務員は 1 人である。

(単位：千円)

	稼働 日数	15 年度 走行距離 (km)	修繕費	燃料 (ℓ)	燃料費
1. 小型乗用車 (平成 15 年 9 月 19 日廃棄)	96	5,106	—	700.3	71
2. 小型乗用車 (平成 15 年 7 月 11 日管理替受入)	133	6,805	82	1,041.3	106
3. 小型乗用車 (平成 16 年 3 月 31 日管理替受入)	1	57	—	—	—

(注) 1 日当たりの運行時間は、およそ 2.6 時間である。自動車運転技士は、業務員を兼務しており、運行業務以外の勤務時間は庁舎管理に関する業務を行っている。業務員は別に嘱託で 1 人おり、自動車運転技士(兼)業務員の指導を受け、1 週間 33 時間労働を行っている。

(意見)

公用車の維持管理費用及び自動車運転技士の人件費と、タクシー、ハイヤー等を使用した場合の費用を比較してみることも検討すべきである。

⑨ 提示場所の移動年月日が記入されていないものについて

美術品管理簿を査閲した結果、提示(保管)場所を変更した際の移動年月日の記入が行われていないものが存在した。

	題名	内容
①	滑川溪流	絵画
②	伊万里大鉢と紅花	絵画
③	甕岳の残雪	絵画
④	松涼健人	絵画

(改善策)

適時に適切な記載を行うべきである。なお、平成 17 年 1 月に管理簿に記載をした。

⑩ 管理簿と現品の不一致について

美術品管理簿を査閲した結果、管理簿上の提示(保管)場所と実際の提示(保管)場所が不一致の美術品が存在した。

	題名	管理簿上の提示場所	実際の提示場所
①	樹 (宇賀神勝)	学長室	局長室

(改善策)

移動をした際は、速やかに管理簿への記載を行うべきである。なお、平成 17 年 1 月に管理簿に記載をした。

⑪ 評価価格整理欄の記載状況について

美術品管理簿を査閲したところ、評価価格整理欄が空欄となっているものが存在した。

	題名	作者	取得区分
①	樹	宇賀神 勝	寄付
②	ひまわり (平成 12 年度)	伊 藤 幸 子	寄付
③	ひまわり (平成 9 年度)	伊 藤 幸 子	寄付

「美術品等管理要領について (通知)」第 4 条関係第 2 項 (5) によれば、「取得価格 (評価価格) 欄には、購入の場合は取得価格、寄付その他の場合は評価価格を記入する。なお、評価価格の算定が困難な場合は、管財課に協議すること。」と規定されている。しかし、管財課に協議をした事実はなかった。

(改善策)

要領通知のとおり、管財課と協議の上、評価価格の算定を行うべきである。

⑫ 図書について

(a) 管理システムへの登録について

図書館管理システムへの図書の登録状況は、平成 16 年 10 月 12 日現在、14 年度に 50 周年記念事業として寄贈された図書等を中心に未登録のものがあつた。

(意 見)

管理システムへの図書の登録は適時に実施することが必要である。なお、16 年 11 月末までに未登録のものの登録は完了した。

なお、図書管理システムに関して、システム更新についての予算要求が 16 年度より行われている (16 年度では予算化はされていない)。新システムが導入された場合には、図書の未登録が長期間生ずるなどシステムの活用が不十分なものとなることのないよう留意する必要がある。

システム更新が必要な事情とは、主に次のとおりと認識されている。

- ・ 現行システムは 9 年度の導入で約 7 年経過しており、OS ソフト等の開発メーカーによるサポート期間が終了していること。また、ハードディスクの耐久性が懸念される時期となっていること。
- ・ 図書館間での相互貸借業務、本学が参加している国立情報学研究所の全国総合目録データベース、電子図書館サービス等、今後の利用者の利便性向上のためには従来のシステムでは処理能力等の点から対応できないこと。

(b) 卒業生の未返却図書について

卒業生に対する貸出図書 3 冊が、平成 17 年 1 月 11 日現在、未返却となっている。

(意 見)

督促は行っているが、返却されないことが確定した場合には、規則に従い弁償除却等の処理を要するものである。今後とも長期間にわたる未返却の図書が生じないように、督促等を行っていくことが必要である。

(c) 不用品図書の処分について

図書に関する不用品処分は平成 4 年 3 月 27 日に 327 冊を処分して以来、実施されていない。

(意 見)

毎年、不用品として処分すべき図書がないかどうか検討する必要がある。

なお、16年度は破損が著しく製本が困難なものについて、不用品処分（廃棄）を予定している。

⑬ 50周年記念資料室について

50周年記念資料室は、諸資料の収集・保存・展示を目的とする施設であり、創立50周年記念事業の一環として平成14年10月29日、構内に展示室が開設されている。

(a) 施設の利用状況について

記念資料室は特別展示スペースが設けられ、日本史学科資格科目の授業の場として一部利用されている。しかし、博物館実習の学内実習を補うには不十分な設備であるため、利用頻度が少ない。利用者数の状況は以下のとおりである。

(単位：人)

年度別 主な行事・事業区分	年度別		
	平成15年度	16年度	比較増減
○卒業アルバム写真展 (10月17日～31日)	30	—	235
○開学記念事業 (桜・うごぎ写真パネル展) (10月12日～30日)	—	265	
オープンキャンパス (7月30日～31日)	120	220	100
吾妻祭 (10月22日)	169	263	94
高校大学訪問(天童高校)	—	30	30
その他	100	300	200
合計	419	1,078	659

(注1) 平成14年10月29日に開館している。

(注2) ○印は企画展を示す。なお、オープンキャンパスは、平成15年度1日間、平成16年度は2日間開催している。主な大学行事・イベントは、事業区分を記載し、その他は一括で計上している。

(注3) 学内学外利用者の区分はしていない。

(意見)

設備の充実等環境の整備を行なうことにより利用頻度の一層の向上に努めることが望まれる。

(b) 収納スペースの不備について

収納スペースの整備は、展示室の構築を優先したため未完成に終わっている。収蔵庫の最低条件である密閉性を満たしておらず、収納のみならず防犯上の観点からも問題が残る。

(意見)

収蔵庫の本格的な整備を早急に検討することが望まれる。

(c) 展示替えの必要性について

常設展示は、全く展示替えが行われていない。特に展示のシンボルとなる制服・制帽は、一揃えしかないため資料自体を痛めてしまう可能性がある。また、他の資料も長期間光線に当たると色褪せの危険が伴うものである。

(意見)

展示品は、同種類の資料を2点以上揃え、数ヶ月に一度のサイクルで交換するなどの対応策を検討すべきである。

(d) 広報活動の充実について

(a) で言及している利用状況から明らかであるが、記念資料室の学内外へのアピール度が非常に

低い状況である。

(意見)

在学生への大学の歴史説明会の開催、大学行事の際の開放、オープンキャンパスのコースへの組み入れ、地域催しの場としての特別展示スペースの提供など、記念資料室の認知度を高める努力が望まれる。

(4) 人件費について

① 住居手当について

職員 A の住居手当については、遠隔地に住む配偶者の借り受け住宅にかかるものである。住居手当の支給金額は借り受け住宅の賃料により変動するが、借り受け住宅の賃料の確認は住居手当の届けを提出した時に行われるのみで、借り受け住宅の契約更新時には行っていない。「給与の支給に関する基準と手続」によると住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとなっている。

(改善策)

住居手当の支給基準が借り受け住宅の賃料に基づいているのであるから、少なくとも借り受け住宅の契約更新時に新たな賃料を確認し、住居手当の支給額に誤りがないことを確認する必要がある。

② 県職員である非常勤講師に対する報償費の支出について

米沢女子短大では保健医療大学の教員（常勤）に非常勤講師として講義を依頼している。講師謝金の支払いについては、県庁所管課に問い合わせを行い、その回答に基づいて講師謝金の支払を行っている。

この回答によると、

a. 「教育公務員特例法」第 21 条第 1 項（以下、「教特法」）によれば、「教育公務員は、本務の遂行に支障がないと任命権者において認める場合には、給与を受け、又は受けなくて、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することができる。」とされている。

b. 県立大学の教員が、他の大学の非常勤講師に就任し講義に従事しようとするときは、「教特法」の規定に基づき、任命権者から、兼職及び他の事業等の従事の承認を受けることが必要である。

c. 以上のことから、教育公務員については法制度上、その専門的能力を活用するため、任命権者が認める場合には、給与の有無にかかわらず教育に関する他の職を兼ね、又は事務事業に従事することが可能となっているが、個別の教員が教育に関する兼職及び他の事業等に従事するにあたっては、従事しようとする事業の内容、報酬の有無、従事時間等を含め、任命権者の具体的承認を得る必要がある。

したがって、非常勤講師を依頼する当該教員が「教特法」に基づく申請を行い、任命権者の承認が得られた場合には、当該承認された事業内容、報酬、従事時間等の内容に則り、貴学において具体的な謝金支払について取り扱うことが適当と考える。

となっている。

(意見)

回答の a、b から考えると、謝金の支払は必ず行う必要がなく、無報酬においても任命権者の承認が得られれば、非常勤講師として講義に従事することが可能である。保健医療大学の講師は県の職員であり、県から給与を得ている。保健医療大学も米沢女子短大も県の組織であることを考えると、米沢女子短大での講義は県の組織内での仕事をしているだけであり、二重に報酬を支払う必要が乏しいものと考えられる。県職員の非常勤講師に対する謝金の支払いについては再検討が望まれる。

③ 非常勤講師の費用弁償で宿泊等の確認について

非常勤講師の中には仙台市近郊に在住の方もいる。仙台市近郊から来る場合、日帰りになる場合と宿泊になる場合とがあり、費用弁償の支払金額も日帰りとは違っている。現在、毎月一回分を宿泊したものとし、他を日帰りしたものとして費用弁償を支払っているが、実際に宿泊しているか、日帰りしているかの確認は行っておらず、費用弁償が過剰若しくは過少になっている可能性がある。

(改善策)

費用弁償は、米沢女子短大が負担すべきものを非常勤講師が支払った場合に支出するものであり、非常勤講師が支払っているかどうかを確認せずに、費用弁償として支払うのは問題である。日帰り

しているか宿泊しているかを確認の上、それに基づいて費用弁償を行うべきである。

④ 非常勤講師の費用弁償の交通手段について

会津若松市から来ている非常勤講師の費用弁償は、列車で来ているものとして計算されている。しかし、実際は自家用車によって米沢女子短大まで来ている。

(意見)

実情に合わせ、自家用車の場合による費用弁償ができないか検討が必要である。

⑤ 時間外勤務の状況について

平成 15 年度における事務職の時間外勤務の年間総時間数は 720 時間(前年度比 200 時間減、21.7% 減)となっている。その内、年間 100 時間を超えている事務職員が 3 人おり、それぞれ 175 時間、121 時間、120 時間となっている。一方、20 時間以下の職員が 6 人おり、その年間平均残業時間は 7 時間となっている。

(意見)

担当業務の違いにより残業時間に偏りが生じるのはやむを得ないが、できる限り業務の平準化を行い、より一層残業時間の短縮に努めることが望まれる。

(5) その他

① 研究テーマごとの支出内容の把握について

現在、米沢女子短大では研究テーマごとの支出内容を把握していない。そのため、研究の費用対効果の測定ができない状況にある。

教授・助教授の研究テーマの一覧は以下のとおりである。

国語国文学科

研究テーマ
川端康成を中心とした「昭和文学」研究、並びに現代文学研究 それに伴う「文学教育」研究
上代万葉文学
老子や荘子を中心とする道家思想など、中国古代思想
社会言語学としての国語学資料についての研究
日本語の歴史としての国語史
「平家物語」を中心とした中世国文学
情報リテラシー教育実践の場としての公共図書館

英語英文学科

研究テーマ
後期ヘミングウェイについて
ヴィクトリア調の文芸思潮 夏目漱石を中心とした明治・大正時代の文人の西洋文化受容
古英語 a についての研究 古英語から中英語への移行期における a について
日英語の音楽比喩表現の中に見出される人間の認知の普遍性と文化的変異に関する研究
英語圏における語学学校における異文化間交流問題 日本とカナダの大学に在籍中の中国人留学生への長期的ケーススタディ
特殊な歴史的／文化的背景を背負った黒人女性の文学作品をいかに教えていくか 時間計測による英文購読の効果を確認し、学生を多読へと向かわせること

日本史学科

研究テーマ
江戸時代の儒教文化 東アジア世界(日本・中国・韓国)の近代と儒教文化 「東アジア世界(日本・中国・韓国)の近代と儒教文化」を検討の「場」として、新しい江戸時代思想史像の構築

研究テーマ
山形県の子守学級及び農繁託児所について
中近世移行期の村落と宮座の関連について
江戸時代における豪農の文化的諸機能の研究
江戸時代における芸能集団・芸能興行制度の研究
古代の都城について研究
社会情報学科
研究テーマ
デジタル革命が現代アーバニズム（都市に特徴的な生活様式）に及ぼす影響に関する研究
疲弊する地方都市中心街の再活性化策に関する研究
データマイニング技法（特に多変量解析）の効果的活用に関する研究
インターネット放送番組制作に関する研究
知的障害児に対する意識・態度
子供の描画過程
心理学におけるパソコンの利用
職場における従業員のストレスの研究
NPO（非営利組織）の情報通信技術による問題解決能力（NPOの組織知能）の基礎的研究
マルチメディア技術論
コンピュータウイルスの構造分析
英日技術翻訳論
公明選挙運動の研究
選挙におけるアナウンスメント効果の実証研究
白バラ会の成立について
制御工学における基礎情報理論的な研究
地域のインターネット利用状況とニーズにおける調査
学内ネットワーク及び情報システムの運用等の企画、管理
3次元コンピュータグラフィックスの制作
メディアが現代の社会と文化に及ぼす影響関係についての思想的研究
マンガの物語構造分析、ならびにその表現技法の理論研究
デジタル・デバイドの問題を視野に入れた情報デザイン技術の研究
大学図書館の電子的サービスの品質に関する研究
健康栄養学科
研究テーマ
ウコギ茶の抗糖尿病作用
食用菊（モッテノホカ）の機能性に関する研究－脂質代謝に及ぼす影響－
羊乳チーズの化学的性質と細菌学的性質について
冷凍食品の解凍による最近の消長と分離低温細菌の諸性質
乳酸菌のヒト2型糖尿病モデルマウスに対する糖尿病軽減作用
そば粉がスポンジケーキの性状に及ぼす影響
最上地方における郷土料理の伝承傾向
本学学生の基礎的調理用語・ならびに調理の技術の習得度
マウス褐色脂質細胞の白色脂肪細胞化における遺伝的影響
肥満モデルマウス作成における飼料と飼育条件の影響
女性の摂食障害の調査研究
加熱調理によるジャガイモの組織変化
「花笠ダンベル体操」による中高年者の健康・体力づくり
山形県内の高校アスリートに対する食事調査及び栄養指導
余熱の違いによるジャガイモの煮くずれの比較
ラット腸内環境に及ぼすウコギ摂取の影響
ウコギの抗菌性に関する研究
慢性閉塞性肺疾患（COPD）患者の栄養に関する実態調査
病院食における栄養成分別栄養基準導入に伴う献立作成と調理作業の効率化に関する研究
200m走におけるスピード持続能力の評価とトレーニング方法の検討
高校生アスリートにおけるサプリメント使用の実態調査

(意見)

県費により研究費が支出されているのであるから、研究の成果がどのように県民に還元されているかの費用対効果を測定することが必要である。そのためには研究テーマごとに支出内容及び金額を把握しなければならない。したがって、研究テーマごとに支出内容及び金額の把握を行うことが望まれる。なお、現在、各研究者より実施計画及び実績報告のようなものを提出させることを検討中である。

② 単価の違いについて

平成 15 年 8 月に A 社から共同研究費で教員が「マイリサイクルペーパー100 A4」2 箱を購入しており、単価は 2,875 円となっている。また、同月に B 社から事務局が「マイリサイクルペーパー100 W A4」50 箱を購入し単価は 1,450 円となっている。

(意見)

両者は、品質及び使用目的はほぼ同じものであるとのことであるが、両者の間には 2 倍に近い単価の差が生じている。現在、教員が研究費で文房具などの消耗品を購入する場合、特に事務局を通すことなく直接事業者から購入しているため、事業者が異なると単価が変わってくるケースが発生している。研究費等を有効に使うためにも教員が直接事業者から購入するのではなく、事務局を経由するなどしてより低い価格で購入するよう努める必要がある。

③ 支出何兼支出票の原本不明について

支出票番号 43001 の支出何兼支出票の原本が不明となっている。支出何兼支出票を出納室に提出するときには受付印をもらうこととなっていることから授受の確認ができるようになっているが、出納室から返還を受けるときには特に受付印や受領印をもらうことになっていないため授受の確認ができない状況となっている。

(改善策)

返還についても受付印や受領印をもらうなど授受の確認ができるようにし、支出何兼支出票の原本管理を適切に行う必要がある。

④ 研究費の支出について

助手 B は C 社から委託を受けて受託研究を行っている。平成 16 年 3 月 23 日に研究成果の発表及び今後の研究の打合せのため、C 社商品研究所（神奈川県横浜市）に出張しているが、この出張費は受託研究費から支出されず、研究費から支出されている。

(意見)

県外の 1 民間企業に対する研究成果の発表及び今後の研究の打合せに関する出張費であることから、県費から支出するのではなく受託研究費の中から支出すべきである。

(6) 行政コスト計算書

(単位：千円)

	平成 13年度	14年度	15年度
(行政コスト)			
I 人に係るコスト	599,024	635,645	532,228
教員人件費	371,911	415,757	311,061
給与手当	371,911	333,893	311,061
退職手当	—	81,863	—
職員人件費 (注1)	131,023	130,582	131,228
給与手当	131,023	130,582	131,228
退職手当	—	—	—
共済費	83,953	77,850	77,190
報償費 (注2)	12,137	11,455	12,748
II 物に係るコスト	284,863	273,195	269,835
物件費	64,539	59,695	59,163

	平成 13年度	14年度	15年度
外部委託費	45,879	42,308	44,930
維持管理費	57,642	54,704	49,565
研究費	16,928	15,996	16,307
減価償却費	98,645	98,645	98,645
その他	1,227	1,843	1,222
Ⅲその他コスト			
県債利息	—	—	—
行政コスト合計	883,888	908,840	802,064
(収入項目)			
授業料	220,431	227,542	236,241
入学料	71,540	69,020	72,520
寄宿料	10,226	10,167	10,293
入学検査手数料	11,250	11,358	13,581
その他	2,722	3,362	5,249
収入項目合計	316,170	321,449	337,886
差引行政コスト	567,718	587,391	464,177

(注1) 所轄部課における人件費を考慮している。専従職員はいないため、運営指導する職員の業務量を概ね1/2と算定し、当該職員への支給額の1/2相当と算定した。

(注2) 報償費は、主に非常勤講師の謝金である。

なお、国より交付税措置がされており、交付税措置に関する基準財政需要額は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 13年度	14年度	15年度
基準財政需要額	349,711	356,024	351,288

県民1人当たり差引行政コスト及び学生1人当たり差引行政コストは次のとおりである。

(単位：円)

	平成 13年度	14年度	15年度
県民数(人)	1,240,877	1,235,870	1,229,854
県民1人当たり差引行政コスト	458	475	377
学生数(人)	631	653	649
学生1人当たり差引行政コスト	899,712	899,527	715,220

なお、機会コストを考慮した行政コストは以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 13年度	14年度	15年度
差引行政コスト	567,718	587,391	464,177
機会コスト	37,438	37,438	37,438
機会コスト考慮後行政コスト	605,156	624,829	501,615

(7) 今後のあり方

① 学生の合格率と入学率について

(米沢女子短大の学生の合格率と入学率については、P.24 参照)

文部科学省「平成15年度学校基本調査速報」によれば、平成5年度高等学校卒業生1,755,338人に対して、15年度のそれは、1,281,860人である。山形県においても、5年度卒業生16,938人に対して、14年度は13,911人となっている。その上、短大離れが顕著であり、5年度女子の大学進学率31.9%が14年度には39.9%と上昇しているのに対して、短大進学率は、16.8%から13.7%に減少

している。（「平成14年度学校基本調査学校保健統計調査報告書」山形県総務部総合政策室）

さらに、「山形県高等教育需要調査報告書」（山形県文化環境部学事振興課 平成15年10月）によれば、大学進学を希望した者は10年度の66.0%から15年度調査では69.9%と増加の傾向を示したのに対して、短大希望者は9.2%から4.0%へと半減している。

また、短期大学で得られる資格や免許は、社会での需要が低く、高等学校生は、管理栄養士や薬剤師など社会で需要のある資格取得のため4年制大学へ志願する者及び職業教育に特化した専修学校へ志願する傾向にある。

全国的な少子化、短期大学進学希望者減少の波の中で、その存在意義を再確認し将来的な展望を確立・実行に移すことが期待されているものとする。これまで大学は、高等学校卒業後、一定年数の間、継続して教育を受けて卒業するという「入学・滞在型」であったが、今後は地域社会のあらゆる人々に「開かれた生涯学習機関」としての役割を果たしていくことが必要となっている。

高齢化の進行、余暇の拡大、心の豊かな生き甲斐のための学習需要の高まりといった今日の社会的現象を受け、あらゆる年代の人々の多様な意欲に応え、柔軟な出入りを可能とする体制作りを考える必要がある。

② 卒業者の進路について

（米沢女子短大の卒業者の進路については、P.23 参照）

ゼミ単位で全教員による学生の進路指導（就職、編入指導）を行っており、また、求人を開拓するため東北地域の企業等を訪問（平成15年度全153社）し、求人の依頼等の活動を行っている。今後は、ターゲットを十分に分析した上で、求人依頼活動の実施、企業等訪問を更に増やすなど、従来とは異なった視点を考慮して卒業後の進路を確保する体制が必要と考える。

③ 米沢女子短大の問題点や今後の方向性について

現在、米沢女子短大の問題点は、主として、将来構想及び老朽施設の整備の2点である。

米沢女子短大の今後のあり方については、外部の有識者によっても検討がなされてきており、平成14年3月に米沢女子短期大学将来展望協議会により「米沢女子短期大学の今後のあり方について（提言）」、16年3月に米沢女子短期大学の将来のあり方に関する懇談会により「米沢女子短期大学の将来のあり方に関する報告書」がまとめられている。

それぞれの主な提言内容は次のとおりとなっている。

a. 「米沢女子短期大学の今後のあり方について（提言）」

設置運営主体	中長期的には独立採算的視点を持った独立行政法人とすることを視野。
大学の形態	4年制大学化。共学化。
他大学との関係	組織上は保健医療大学との統合が望ましい。
教員組織・教員確保	短期大学の教員組織をそのまま移行させる発想は払拭し、優秀な教員確保のため大学の研究環境整備を図ることも重要。

b. 「米沢女子短期大学の将来のあり方に関する報告書」

四大化	現在の教育研究内容を県民に期待される魅力ある内容に変えていく必要がある。安易な四大化転換では必ずしも生き残れない。
共学化	共学化には積極的な意義が必要だが、女子大にするには、なぜ女子だけか理由が必要。
公立大学の役割・使命	社会需要に見合う人材育成や住民に対する責任・サービスの提供が必要。山形県の進学率や残留率に寄与し高等教育を普及していく役割がある。
短期大学としての活性化	経済的に4年制は無理でも2年間なら進学できる層の高等教育を受ける機会を残しておくことや生涯学習機能として重要。
目指す大学像	就職につながるような学部学科の設置や山形県内で不足している分野を補い山形県のレベルアップを図ることが必要。
教育内容の具体例	外国語・国際系学部、健康栄養系学部、人間福祉学部、国際経営学部等。

なお、大学としては、以下の5つの視点を考慮して4年制大学化を目指す方向とのことである。

- a. 教育研究を通じて地域の産業や生活文化の向上に貢献し県民に責任を果たすべく県民にとって魅力のある大学

- b. 就職につながる資格を取得して地域で働く人材を養成すること、すなわち地域社会が必要とする人材を「育てる」視点にたった大学
- c. 県内の他大学と競合しない分野や不足している分野の拡充による県内高等教育の普及に寄与するため教育内容を特化・焦点化した特色ある大学
- d. 入学定員を適正規模（1 学年 250 人×4 学年＝1,000 人程度）にするため、男女共学の大学
- e. 教員の確保と教育研究環境の整備に相当な投資が必要となるが身の丈にあった大学

上記の大学の方向性を受け、現行の学科を見直してみると、健康栄養学科は実学系学科であるばかりでなく、広い意味での「食の安全・安心」の社会的要請により益々重要性を増し、その存在意義を高めつつあると思われる。一方で、他の 4 学科については、実学的ニーズの高揚や女性キャリア形成、専門的職業志向の現在の状況を十分勘案し、これからのあり方について検討を要する。

なお、4 年制大学に移行する場合には追加的なコスト発生が不可避である。移行に当たっては、短大の必要性が本当に薄れているのか、4 年制大学に移行すれば本当に人気が増大して活性化されるのか、移行時や移行後に必要な追加コストを厳密に計算した上でそれに見合う効果があるのか、といった点について更に十分な検討を積み重ねていくべきと考える。

④ 県民が享受する効果について

監査人の試算によると米沢女子短大の運営に関し、県が負担している行政コストは年間 464 百万円である。

大学の運営にかけたコストにより県民が享受する効果は、教育、研究及び地域貢献に大きく分類される。

(a) 教育

これまで、短期大学が果たしてきた役割を振り返ると、経済的、社会的理由により、大学教育を受けることが難しい状況にあった女性の良妻賢母育成を主たる目的として、高等教育機会の拡大の役割を果たしてきたと考えられる。

また、高度経済成長の時代には、安い労働力として女子短大生の需要が多く、特にその当時女性に固有の職業であった幼児教育や看護士等の医療関係の学科ができ、欧米にない特異な高等教育機関となっていた。

しかしながら、男女雇用の均等化が進み、社会の高度化に伴う教員免許、栄養士免許への対応や学問、技術の急速な進歩への対応が短期過程における教育研究体制では困難となってきており、4 年制大学と職業教育に特化した専修学校に挟まれて、中途半端な存在となっている。

今後、少子化の中で、一定数の学生を確保して地域に生き残っていくためには、明確な特色・強みを創出する必要が一段と強くなってきているものと考えられる。

また、教育分野の効率性の面から見ると、教員が担当している講義数は、平均週 4.79 コマであり、1 日当たりの担当講義数は 1 コマ以下である。

【平成 15 年度 1 週間当たりの持ちコマ数】

学 科	前期	後期
国 文	5.00	4.57
英 文	5.71	4.36
日 本 史	5.20	4.80
社会情報	5.67	4.28
健康栄養	4.94	3.56
全平均	5.32	4.26

講義以外の教員の活動としては、卒業研究指導、進路指導、学内各種委員会等の活動、教育実習等指導、高校訪問活動等を行っている。

学生のニーズの把握に努めるとともに、効率性にも十分に配慮していくことが今後とも求められる。

(b) 研究

教育・研究活動に関する自己点検・自己評価や外部評価は継続的かつ組織的に実施されている。個人別研究業績では、総業績の点数化による評価、主要業績の数による評価が行われており、主

要業績の数による評価では、1割強の教授については比較的研究業績が不足しているとの評価になっている。

ただし、全体としては各専門分野で多様・活発な研究活動が行われているが、各専門が異なることから、相互の交流が今までほとんど行われてきていないという現実も浮き彫りになっている。今後は、各専門分野を繋ぐ広い意味での「学術的かつ総合的な研究活動」を推進していく体制を構築することが望まれる。

(c) 地域貢献

(i) 地域社会への教員別・全学的参加状況

外部企業の共同研究・受託研究、外部講師、外郭団体の委員及び役員の任務、各種ボランティア活動といった実績を重ねている。

それぞれにつき、学科教員別の実施件数は以下の表のとおりである。

	外部との 共同研究等	外部講師	外部委員 ・ 役員
国語国文学科	—	8	3
英語英文学科	—	3	4
日本史学科	1	37	38
社会情報学科	1	17	16
健康栄養学科	2	288	29
合計	4	353	90

外部講師の件数は、専攻分野の性質によって大きな差が見られる。

(ii) 地域社会への大学の解放状況

(イ) 公開講座・市民講座及び各種講習会

平成15年度の公開講座・市民講座の内容及び参加人数は以下の表のとおりである。

公開講座		市民講座	
テーマ	参加人数 (延べ)	テーマ	参加人数 (延べ)
万葉の世界 宮をめぐる歴史と文学	84	長井市周辺の歴史と人物 を探る	70
成人の健康と食生活	45		
芸術・ことば・コンピュータ	61		

(ロ) 学内施設の市民開放

施設解放については、附属図書館以外実質的にほとんど行われてない。附属図書館の利用についても、一日の学外者平均利用数は約1.3人～1.5人であって、学術研究及び教育の成果を地域に還元し、地域社会の知的・文化的水準の向上に寄与するという目的達成の趣旨からは努力の余地が十分に残されていると考える。

具体的には、生涯学習の場として十分に耐え得るだけの、特定の分野に偏らないバランスの取れた資料の収集・情報の提供に努め、広く市民に呼びかける活動が必要であろう。

第5 保健医療大学について

1. 大学の概要

(1) 保健医療大学の概要

① 設置目的

保健医療大学は、「幅広い教養と豊かな人間性を備え、高度な知識と技術を持ち、専門職としての理念に基づき行動できる人材を育成するとともに、地域に開かれた大学として保健医療に関する教育・研究の成果を地域に還元し、もって、県民の健康と福祉の向上に寄与する」ことを基本理念としている。

② 所管部署

健康福祉部 健康福祉企画課

③ 沿革

昭和 29 年	4 月	県立保健医療短期大学の前身である県立高等保健看護学院（保健婦学部・臨床看護学部）が開学
平成 9 年	4 月	看護学科・理学療法学科・作業療法学科で構成する県立保健医療短期大学が開学
12 年	4 月	県立保健医療短期大学を母体として保健医療学部（看護学科・理学療法学科・作業療法学科）の保健医療大学が開学
13 年	1 月	コロラド大学（看護学科、理学療法学科）と姉妹校締結
14 年	3 月	コロラド州立大学（作業療法学科）と姉妹校締結
16 年	4 月	同大学院（保健医療学研究科 保健医療学専攻 修士課程 看護学分野・理学療法学分野・作業療法学分野）設置

④ 特色

教育課程を、幅広い教養と豊かな人間性を涵養するための総合基礎教育科目群と専門職に必要な理論、技術を学ぶ専門教育科目群に大別し、さらに、各専門科目をしっかりとった基盤の上で学ぶことができるように専門教育科目群を専門基礎科目群と専門科目群に分け、各科目群の各科目を有機的に配置して学年進行とともに体系的に学べるように編成している。

また、保健医療学部の1学部に看護学科、理学療法学科、作業療法学科の3学科を開設しているという特色を生かして、保健医療に携わるこれらの学科相互の職種の特徴について理解を深め、メンバーシップを養い、将来の保健医療・福祉の実践の場でチームの一員として自分の役割を果たせる人材を育成できるように、総合基礎教育科目群は全て3学科が共通で学ぶこととし、専門基礎科目群についても共通で学ぶ科目を設けている。

なお、コロラド大学教員による特別講演とともに、希望学生の研修派遣を実施し、国際的視野を持ち活躍できる人材の育成を図っている。

⑤ 学生定員と在籍者数

(a) 保健医療学部

(単位：人)

	1年生		2年生		合計	
	入学定員	在籍者数	入学定員	在籍者数		
看護	50	52	50	55		
理学療法	20	20	20	24		
作業療法	20	20	20	20		
計	90	92	90	99		
	3年生		4年生		合計	
	入学定員	在籍者数	入学定員	在籍者数	入学定員	在籍者数
看護	60	63	60	53	220	223
理学療法	25	23	25	19	90	86
作業療法	25	22	25	17	90	79
計	110	108	110	89	400	388

(平成16年4月10日現在)

(b) 大学院保健医療学研究科

(単位：人)

	分野	1年次	
		入学定員	在籍者数
保健医療学専攻	看護学分野	12	8
	理学療法学分野		4
	作業療法学分野		7
計		12	15

(平成16年4月10日現在)

⑥ 在籍者数の推移

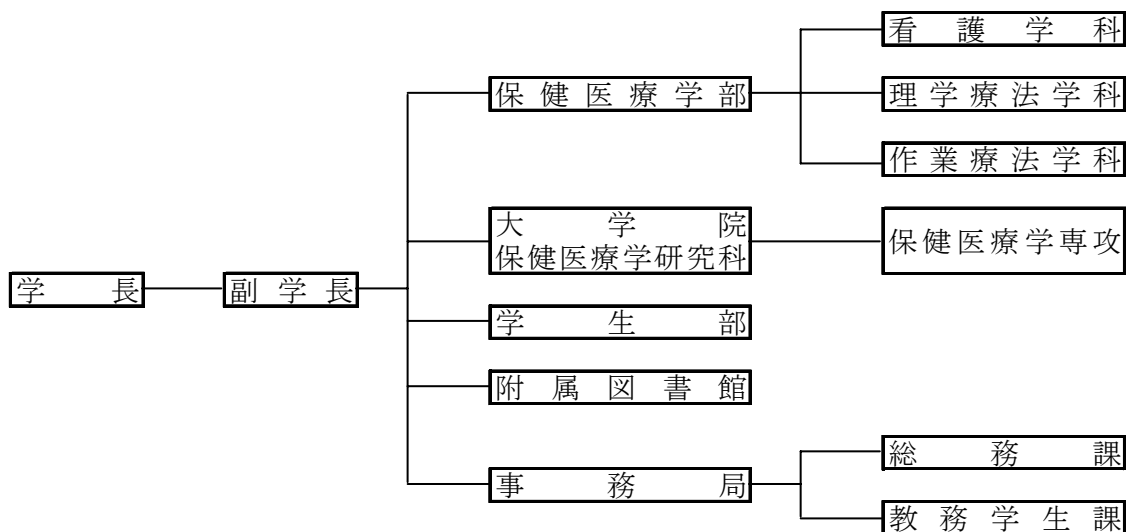
(単位：人)

		平成13年度	14年度	15年度	16年度
学部	看護	100 (220)	160	219	223
	理学療法	40 (60)	64 (67)	87 (88)	86
	作業療法	40 (60)	61	80	79
学部計		180 (340)	285 (288)	386 (387)	388
大学院		—	—	—	15
合計		180 (340)	285 (288)	386 (387)	403

(注) () は保健医療短大を含む人数である。

⑦ 大学の人員構成

(a) 組織図



(b) 教職員の状況

(i) 教員

(単位：人)

	平成 13年度	14年度	15年度	16年度
学長	1	1	1	1
副学長	2	1	1	1
教授	15	15	21	20
助教授	8	7	5	6
講師	11	11	11	10
助手	14	14	13	13
非常勤講師	62	82	103	114

(ii) 職員 (年度平均)

(単位：人)

	平成 13年度	14年度	15年度	16年度
常勤職員	12	13	13	14
非常勤職員	13	13	13	13

(注) 非常勤職員は嘱託・日々雇用

⑧ 卒業後の進路

(単位：人)

	平成 13年度	14年度	15年度
卒業者数	卒業者なし (短大 156)	卒業者なし (短大 1)	97
県内就職者数	(62)	—	34
県外就職者数	(63)	(1)	61
進学者数	(22)	—	1(1)※
未就職者数	—	—	—

在 家 庭	(9)	—	1
中 退 者 数	1	1	1

(注) 大学は12年度開設のため、15年度が第1回目の卒業生となる。

※ (1) は就職進学者

⑨ 学生の合格率と入学率

(単位：人)

	平 成 13 年 度	14 年 度	15 年 度	16 年 度
(一般)				
受験者数 A	457	295	264	262
合格者数 B	81	81	76	71
入学者数 C	64	67	68	63
合格率 B/A	17.7%	27.5%	28.8%	27.1%
入学率 C/B	79.0%	82.7%	89.5%	88.7%
(推薦)				
受験者数 A	65	69	76	69
合格者数 B	27	27	29	27
入学者数 C	27	27	29	27
合格率 B/A	41.5%	39.1%	38.2%	39.1%
入学率 C/B	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(参考：大学院の合格率と入学率)

(単位：人)

	平 成 16 年 度
(一般・社会人)	
受験者数 A	20
合格者数 B	15
入学者数 C	15
合格率 B/A	75.0%
入学率 C/B	100.0%

⑩ 授業料等

全学科とも、入学料及び授業料は下表のとおりである。

(単位：円)

入学料	県内	282,000
	県外	564,000
授業料 (年額)		520,800

(平成16年4月現在)

授業料の免除等の取扱は、「山形県立大学の授業料免除等取扱要領」に規定されている。その主な内容として、経済的理由によって納付が困難であると認められ、かつ、学業優秀と認められる場合は、前期又は後期ごとに徴収すべき授業料の全額又は半額が免除され、免除の総額は、前期又は後期ごとの授業料収入予定額の1割に相当する額を超えないものとする」とされている。

平成15年度の実績は以下のとおりである。

		前期		後期	
		人	円	人	円
1 年 生	全額	11	2,864,400	12	3,124,800
	半額	—	—	—	—
2 年 生	全額	8	2,083,200	7	1,822,800
	半額	—	—	—	—

3年生	全額	8	2,083,200	6	1,562,400
	半額	1	130,200	1	130,200
4年生	全額	10	2,604,000	10	2,604,000
	半額	—	—	1	130,200
計	全額	37	9,634,800	35	9,114,000
	半額	1	130,200	2	260,400
	計	38	9,765,000	37	9,374,400
合計					19,139,400

⑪ 附属図書館について

延床面積	890 m ²
閲覧席数	97 席
蔵書数	40,000 冊 (和図書 35,000 冊、洋図書 5,000 冊)
学術雑誌	642 種

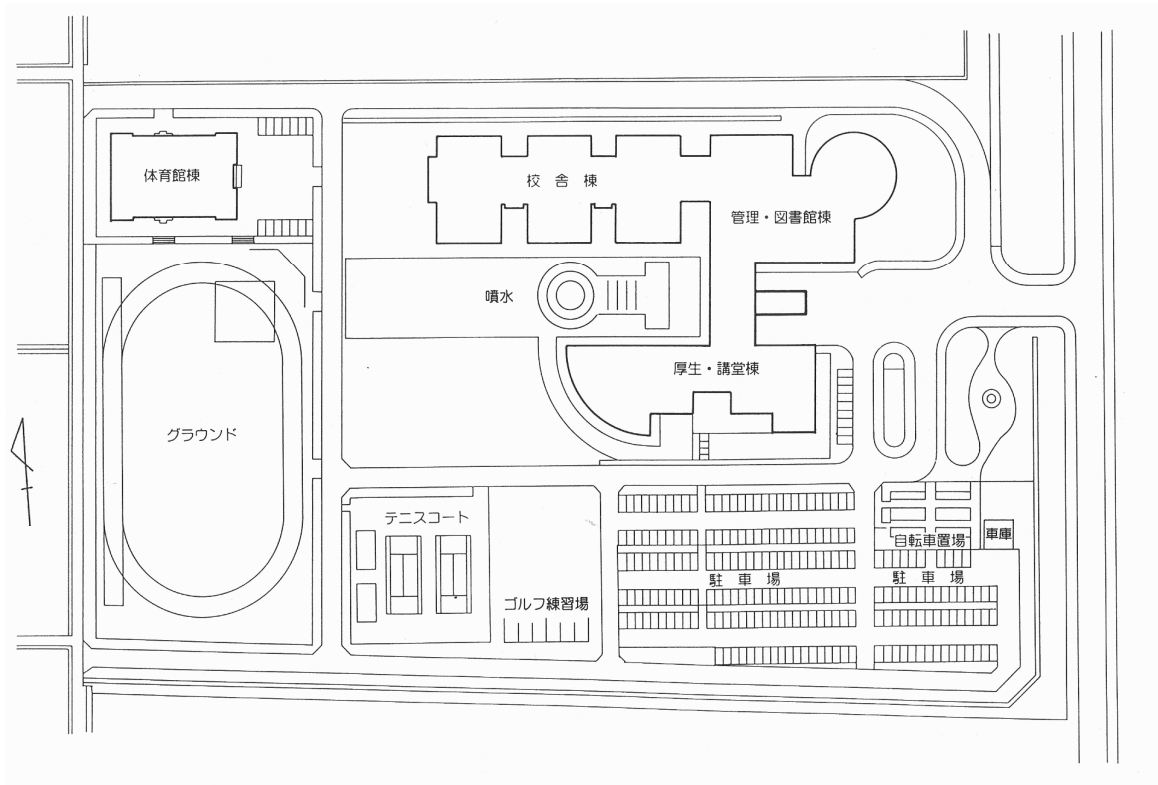
(2) 施設及び建設事業費について

① 施設の概要

(a) 施設の内容

種類	種別	所在地	面積 (m ²)	建設年度
土地	大学敷地	山形市上柳 260	55,943	—
	教員宿舎敷地	山形市落合町字千歳 55 番地 1	3,504	—
	合計		59,448	
建物	校舎	山形市上柳 260	16,870	
		(内訳)		
		校舎棟	10,504	平成 9 年 1 月新築
		事務室、機械室、図書館	3,447	平成 9 年 1 月新築
		講堂、食堂	1,501	平成 9 年 1 月新築
		体育館、附属棟	1,151	平成 9 年 1 月新築
		用具庫、便所	28	平成 9 年 1 月新築
		自転車置場	165	平成 9 年 1 月新築
		車庫	49	平成 9 年 1 月新築
	倉庫	22	平成 9 年 1 月新築	
	教員宿舎	山形市落合町字千歳 55 番地 1	1,657	
		(内訳)		
		共同住宅	1,565	平成 9 年 3 月新築
		貯蔵庫	10	平成 9 年 3 月新築
		物置	54	平成 9 年 3 月新築
駐輪場		28	平成 9 年 3 月新築	
合計		18,528		

(b) 施設見取図



② 建設事業費について

(単位：千円)

	事業費合計	取得財源		
		一般財源	県債 (地域総合整備事業債)	割賦払い
用地取得関係費	1,411,365	2,201,891	7,115,000	—
造成工事関係費	217,205			—
建設工事関係費	5,672,991			—
外溝工事関係費	657,288			—
図書・備品関係費	1,168,540			—
工事事務費	5,344			—
教員宿舎関係費	656,812			477,492
施設管理関係費	4,838			—
合計	9,794,383			2,201,891

③ 県債の償還状況

(a) 償還状況

(単位：千円)

年度	発行額	元金償還額	利子支払額	県債残高
平成6年度	41,000	—	—	41,000
7年度	2,375,000	—	738	2,416,000
8年度	4,382,000	—	72,218	6,798,000
9年度	317,000	190,000	190,847	6,925,000
10年度	—	191,230	189,470	6,733,769

11年度	—	321,490	186,952	6,412,279
12年度	—	483,994	176,614	5,928,284
13年度	—	484,709	163,141	5,443,575
14年度	—	484,709	149,661	4,958,866
15年度	—	484,709	136,180	4,474,157
16年度	—	484,709	122,699	3,989,448
計	7,115,000	3,125,551	1,388,523	—

(b) 今後の償還計画

(単位：千円)

償還年度	元金償還額	未償還残高	利子支払額
平成17年度	1,624,335	2,365,112	108,790
18年度	2,047,398	317,713	54,871
19年度	713	317,000	6,665
20年度	317,000	—	3,328
計	3,989,448	—	173,656

(注) 平成17年度、18年度、20年度の元金償還額には借換を予定する分を含む。

(3) 収支状況について

(単位：千円)

	平成 13年度	14年度	15年度	16年度 予 算
(歳入)				
授 業 料	84,538	130,575	179,545	183,203
短期大学授業料	48,996	—	—	—
大学院授業料	—	—	—	3,384
入 学 料	47,094	43,710	47,658	42,300
大学院入学料	—	—	—	6,249
入学考査手数料	8,347	7,310	8,284	8,536
土地建物使用料	314	288	300	256
一般社会保険料	2,944	2,989	2,540	2,568
大学入試センター 試験事業負担金	4,035	4,133	4,545	3,939
構内電話使用料	5	1	2	1
証 紙 収 入	—	40	41	—
公 舎 貸 付 収 入	3,804	4,008	4,532	5,079
雑 入	369	364	370	300
歳入計①	200,451	193,421	247,820	255,815
(歳出)				
人 件 費	667,679	643,752	796,060	657,444
報 償 費	21,778	21,705	26,639	34,385
費 用 弁 償	4,558	6,396	7,063	12,676
普 通 旅 費	21,755	21,345	21,842	25,421
交 際 費	100	99	100	100
食 糧 費	342	275	294	339
一 般 需 用 費	97,272	94,073	101,951	101,844
役 務 費	17,244	18,068	18,758	23,472
使 用 料	4,468	18,876	24,025	28,349

備品購入費	49,232	35,579	41,901	38,129
委託料	50,402	49,395	46,642	49,581
工事請負費	—	—	2,144	—
負担金	4,042	4,111	4,394	6,421
償還金	41,912	41,944	41,976	42,011
公課費	962	962	1,776	1,926
歳出計②	981,753	956,585	1,135,571	1,022,098
収支 ①-②	△781,301	△763,164	△887,751	△766,283

なお、国より交付税措置がされており、交付税措置に関する基準財政需要額は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 13年度	14年度	15年度	16年度
基準財政需要額	284,359	449,614	1,119,546	818,968

(注) 保健医療短大分は含んでいない。

(人件費の内訳)

(単位：千円)

	平成 13年度	14年度	15年度	16年度 予 算
報酬	17,693	17,811	17,718	17,836
一般職給	347,813	330,282	348,915	353,200
扶養手当	8,168	7,513	7,910	7,800
住居手当	2,539	2,202	2,874	3,000
初任給	2,287	1,705	1,398	1,400
期末手当	115,802	100,040	93,740	99,700
勤勉手当	36,848	36,632	46,353	47,900
寒冷地手当	6,114	5,792	6,105	6,200
通勤手当	5,115	4,228	4,424	4,500
管理職手当	12,431	9,817	11,357	11,300
特例一時金	160	—	—	—
児童手当	565	785	680	1,100
時間外勤務手当	6,671	6,086	10,519	—
単身赴任手当	912	912	1,602	—
調整手当 その他手当	2	44	851	—
共済費	94,383	88,766	94,034	98,649
退職手当	5,498	26,506	143,041	—
賃金	4,672	4,626	4,534	4,859
合計	667,679	643,752	796,060	657,444

2. 監査の結果及び意見

(1) 契約事務について

① 医療材料等の購入について

予定価格 10 万円超は相見積りを取るが、「随意契約事務の取扱いについて」において 1 件の予定価格が 10 万円を超えない場合は見積書の徴収を省略できていることになっているため、大学ではこれを適用して 10 万円以下の場合に相見積りをとっていない。

医療材料等の購入価格について、隣接する県立中央病院等のデータを把握していない。

(意見)

医療材料等についても、10万円以下でも相見積りの実施や県立中央病院等から価格情報を入手することにより、コストダウンを図ることが可能と考える。

② 図書の購入手続について

過去3年間の図書の購入実績は次のとおりとなっている。

(単位：千円)

		平成13年度		14年度		15年度	
		冊数	金額	冊数	金額	冊数	金額
一般需用費 (2万円以下)	和書	1,074	3,843	1,339	5,155	1,365	4,839
	洋書	438	2,748	140	1,200	213	1,704
備品購入費 (2万円以上)	和書	247	1,674	35	784	17	529
	洋書	56	2,102	14	431	46	1,580
合計		1,815	10,368	1,528	7,572	1,641	8,654

図書は、平成14年度より和書は県内の書店より定価の5%引きで、洋書は宮城県の書店(東京都に本店のある大型書店の営業所)より定価の7%引で購入している(いずれも装備費用は無償)。

なお、洋書については別途購入システム費用がかかっている。

	購入先	値引率	購入システム費用	想定装備費用
和書	県内書店	5%	-	261.4円/冊
洋書	宮城県書店	7%	120,000円/年	261.4円/冊

なお、以前の購入先からは定価で購入しており、その代わりに装備費用を無償としていたが、この購入先は他の国立大学に対しては装備なし、10%引きで販売していた。

大学側では、この国立大学のように装備なしで10%引きで購入するのと、現在の購入方法(値引率5~7%、装備つき)について、装備の手間を考えて現在の購入方法を選定した、としている。

(意見)

10%引きで購入が可能であれば、装備を自分達で行うことや、装備費用の削減による購入額の引き下げも検討することが望ましい。

③ 授業・研究用機器の購入手続について

授業・研究用機器の購入に際しては、高額のものについては予算策定時に具体的に決めておくが、選定手続は次のとおりとなっている。

教員(要望) → 教務学生課 → 総務課 → 事務局長
→ 最終的に学長が判断 (内容・金額によっては事務局長が判断)

ただし、判断の目安や基準は定められておらず常識の範囲内となっている。

(意見)

効率的な機器の購入を検討するとともに、高額な機器(例えば50万円以上)を選定、購入する場合には選定委員会等の合議機関を設けることが望ましい。

④ システムの賃貸借及び保守委託について

(単位：千円)

業務	委託先	指名業者数	予定価格	契約額	落札率
①	A社	6者	15,528	15,388	99.1%
②	A社	6者	24,246	22,773	93.9%
③	A社	5者	28,448	26,478	93.1%

指名事業者はいずれも県内かつ大学開設時のシステム構築に関与した事業者である。また、各業務とも③が1者少ない以外、いずれも同じ指名事業者となっている。

なお、13年度までは購入して使用していたが、単年度の財政負担を軽減するために14年度よりリース契約に切り替えている。使用期間を通算すると、リース契約の方が購入の場合と比べて割高になる可能性があるが、この点については、リース契約に際して購入とリースの費用等の比較検討が特になされていない。

(意見)

①～③の業務は、いずれも指名業者がほとんど同じであることから、各業務を統合して1つの業務として一体化しても支障はないものと考えられる。むしろ、人材活用やシステムの状況把握等が効率的となり、その分コスト削減が図れるものとする。そのため、次回の入札（18年度を予定）においては、これらの業務を一体化して入札を行うべきとする。

なお、リース契約の実施に当たっては、単年度の財政負担軽減の観点だけではなく、使用期間にわたる通算コストの比較検討も行うべきとする。

⑤ 物品購入の相見積りについて

物品購入については、「山形県財務規則」第127条の2において、160万円未満であれば随意契約ができることになっているが、その場合には「同規則」第129条により原則として2者以上の者から見積書を提出させることになっている。

保健医療大学では、この規定により、予定価格160万円未満の物品については2者以上の事業者から見積書を提出させているが、いずれも県内の事業者2～3者からの提出となっている。また、予定価格50万円以上160万円未満の物品の落札率や見積書提出事業者数は以下の表のとおりであるが、ほとんどが県内の事業者2～3者であり、落札率も高くなっている。

また、起案日及び納品について、いずれも年度の後半から年度末となっているが、その理由は、年度後半に需要が集中したのではないかと説明であった。

(単位：千円)

件名	予定価格	契約額	落札率	相見積り数	起案日
液晶プロジェクター	617	595	96.4%	3者（いずれも県内）	10月23日
脊柱計測分析器	777	772	99.4%	相見積りなし（国内唯一の代理店のため）	1月26日
PCカードリーダー	747	745	99.7%	3者（いずれも県内）	10月27日
分娩監視装置一式	976	976	100.0%	3者（いずれも県内）	3月2日
リソグラフ用ソーター	708	690	97.4%	相見積りなし（当該メーカーの県内代理店がここだけのため）	3月5日
液晶プロジェクター（持ち運び用）	655	640	97.7%	3者（いずれも県内）	3月10日
液晶プロジェクター	845	834	98.6%	3者（いずれも県内） 上段と同じ業者	2月19日
手動コンピューター	640	615	96.0%	2者（いずれも宮城県）	2月4日

(意見)

物品購入の相見積りについて、より多くの事業者から行い、落札率の引下げに努めることが望ましい。また、購入時期も、年度後半になれば最新モデルが出るなど値下げ幅が大きくなる等の事情が見込めない限りは、なるべく年度前半に購入して有効に活用すべきとする。

⑥ 主な委託業務の委託先について

主要な委託業務である警備、清掃、空調管理、緑地管理業務について、平成13年度～16年度の委託の形態や落札率、相手先等の状況は次のとおりとなっている。

(大学施設警備業務)

(単位：千円)

	平成13年度	14年度	15年度	16年度
相手先	A社	A社	A社	A社
契約形態	随意契約	随意契約	随意契約	随意契約
予定価格	8,925	8,925	(注2) 9,450	(注3) 9,823
契約額	8,880	8,880	9,435	9,747
落札率	99.5%	99.5%	99.8%	99.4%

(注1) 機械類を学内中に設置していること、業務実績が良好なことから随意契約としている。

- (注2) 従来機械警備のみであったのが、警備要員を配置（平日 20:30-21:30）したことによる値上げ
 (注3) 大学院設置に伴う警備範囲拡大による値上げ

(清掃及び建築物環境衛生管理業務)

(単位：千円)

	平成 13年度	14年度	15年度	16年度
相手先	B社	B社	B社	B社
契約形態	指名競争契約	指名競争契約	指名競争契約	指名競争契約
予定価格	11,130	11,067	10,888	10,290
契約額	11,077	11,025	10,867	10,290
落札率	99.5%	99.6%	99.8%	100.0%

(空調等設備管理保守点検業務)

(単位：千円)

	平成 13年度	14年度	15年度	16年度
相手先	C社	C社	C社	C社
契約形態	指名競争契約	指名競争契約	指名競争契約	指名競争契約
予定価格	9,922	9,870	9,870	9,859
契約額	9,870	9,870	9,870	9,765
落札率	99.5%	100.0%	100.0%	99.0%

(大学構内緑地管理業務)

(単位：千円)

	平成 13年度	14年度	15年度	16年度
相手先	D社	D社	D社	D社
契約形態	指名競争契約	指名競争契約	指名競争契約	指名競争契約
予定価格	12,316	11,865	11,371	10,500
契約額	12,180	11,634	11,088	10,290
落札率	98.9%	98.1%	97.5%	98.0%

(a) 大学施設警備業務

機械類を学内中に取り付けているため、入札によって事業者が変更されると機械類の取換が大変であること、現行の事業者の実績に特に問題がないことから、平成8年度より同じ事業者に対して随意契約により委託しており、相見積りも実施していない。

仮に、事業者が変更となり機械類の交換が必要になるとしても、その負担はあくまでも事業者側にあり、また、事業者の提示する価格にはこの交換費用も当然含まれることになる。したがって、機械類の交換が不要であることだけを持って随意契約とすることは妥当なものとはいえない。

(意見)

毎年機械類を取り替えることに不都合があるのであれば、複数年度の継続契約とし、事業者は入札で選定すべきである。また、少なくとも、随意契約であっても相見積りを実施する必要がある。

(b) 清掃、空調、緑地

指名競争入札によっているが、いずれも設立当初より同じ事業者が選定されている。契約額についても、3年間で若干減少したのみである。また、指名事業者はすべて県内のほぼ同じ事業者となっている。

(意見)

契約額がほとんど下がらず、同じ事業者が選定されている現状を改善するためには、従来指名対象とならなかった事業者についても、積極的に指名事業者とすべきと考える。

(2) 資産管理について

① 公有財産の報告の時期について

公有財産については、「山形県公有財産規則」第 29 条第 1 項において「課長等は、その管理に属する公有財産について毎会計年度末における公有財産の現状に関する調書を調整し、翌年度の 5 月 10 日までに所管部局長に提出しなければならない」となっているが、平成 15 年度において、報告を求める通知が届いたのが 6 月 7 日であり、また、担当者が交代したため、提出が 6 月 14 日となってしまった。

(改善策)

報告時期については期限を厳守する必要がある。また、報告期限から 1 ヶ月以上経過しているが、期限までに提出されない場合には速やかに担当部署に連絡し、早急に提出されるような体制を作る必要がある。

② 公有財産の台帳の記載について

(a) 金額について

以下の公有財産は一括の工事契約であったが、「山形県公有財産規則」に一括の工事契約の場合に取得額を個別の公有財産に割当てする基準がないため、台帳に個別の金額の記載がされていない。

索引番号	区分	種目	用途	個数	最終異動年月日	最終台帳記載年月日
17-13	工作物	門	正門	1 個	H9/10/1	H10/5/27
17-14	工作物	囲障	記載なし	328m	H9/10/1	H10/5/27
17-15	工作物	囲障	防護柵	111m	H9/10/1	H10/5/27
17-16	工作物	囲障	防護柵	8m	H9/10/1	H10/5/27
17-17	工作物	囲障	バックネット	30m	H9/10/1	H10/5/27
17-18	工作物	囲障	テニスコートフェンス	149m	H9/10/1	H10/5/27
17-19	工作物	囲障	ガードレール	283m	H14/9/4	H14/11/9
17-20	工作物	下水道	排水路	1 個	H9/10/1	H10/5/27
17-21	工作物	舗床	車道・駐車場	1 個	H9/10/1	H10/5/27
17-22	工作物	舗床	自転車置場	1 個	H9/10/1	H10/5/27
17-23	工作物	舗床	記載なし	1 個	H9/10/1	H10/5/27
17-24	工作物	舗床	記載なし	1 個	H9/10/1	H10/5/27
17-25	工作物	舗床	記載なし	1 個	H9/10/1	H10/5/27
17-26	工作物	舗床	グラウンド	1 個	H9/10/1	H10/5/27
17-27	工作物	舗床	テニスコート	1 個	H9/10/1	H10/5/27
17-28	工作物	舗床	取付道路	1 個	H9/10/1	H10/5/27
17-29	工作物	土留	記載なし	1 個	H9/10/1	H10/5/27
17-30	工作物	諸標	案内板	1 個	H9/10/1	H10/5/27
17-30	工作物	諸標	交通規制等標識	14 個	H9/10/1	H10/5/27
17-32	工作物	雑工作物	ロータリー国旗掲揚台	1 個	H9/10/1	H10/5/27
17-33	工作物	雑工作物	掲示板	1 個	H9/10/1	H10/5/27
17-34	工作物	雑工作物	大型時計	1 個	H9/10/1	H10/5/27
17-35	工作物	雑工作物	階段スロープ	1 個	H9/10/1	H10/5/27
17-36	工作物	雑工作物	ツリーキーパー	3 個	H9/10/1	H10/5/27
17-37	工作物	雑工作物	ベンチ	5 個	H9/10/1	H10/5/27
17-38	工作物	囲障	生垣	501m	H9/11/29	H10/5/27
17-39	工作物	雑工作物	花壇	3 個	H9/11/29	H10/5/27
17-37	工作物	雑工作物	ベンチ	10 個	H9/11/29	H10/5/27
4-1	立木竹	樹木	記載なし	483 本	H9/11/29	H10/5/27

索引番号	区分	種目	用途	個数	最終異動年月日	最終台帳記載年月日
4-2	立木竹	樹木	記載なし	27本	H9/11/29	H10/5/27
4-3	立木竹	立木	記載なし	134本	H9/11/29	H10/5/27

(意見)

資産の価額を明らかにしておくのは、県の投下資金がどのように運用されているかを明瞭にするためにも意義のあることと考える。「山形県公有財産規則」で一括の工事契約の場合に取得額を個別の公有財産に割当てる基準を明確にするとともに、台帳に資産の価額を記載する必要がある。また、定期的に台帳の確認を行い、記載されていないものがあれば、その都度補充していく必要がある。

(b) 数量について

数量については、一式と記載されているため台帳からでは内訳が不明であり、また、台帳以外の資料で数量等内容が把握できるものがない。そのため、一部除却を行う場合、数量等の把握ができず処理できなくなる恐れがある。

(意見)

早急に数量等の内容を調べ台帳に記載するか、台帳の補助資料として保管しておく必要がある。

③ 不明備品について

監査時において、簡易ビデオ編集機（取得価額 3,347 千円）が確認できなかった。その後の調査で当該機器は使用不能となり廃棄処分されたことが判明した。

(改善策)

既に廃棄してしまっており、除却の処理をする必要がある。

④ 備品カードでの管理について

(a) 備品カードについて

平成 12 年度以降購入した備品は、備品カードを作成し管理を行っているが、それ以前に購入した備品については、備品カードを作成せず一覧表で管理を行っている。「山形県財務規則」第 164 条によると「使用にかかる物品について、物品管理簿にその受払状況を登記し、善良なる管理者の注意を持ってこれを管理しなければならない」とされており、物品管理簿の様式は備品カードとなっている。

また、備品カードは手書きとなっているため、12 年度以降購入した備品については、保管場所の管理等のために別に表計算ソフトを活用して一覧表を作成している。同規則に従えば備品カードを作成しなければならず、二重管理をせざるを得ない状況となっている。

(改善策)

11 年度以前についても本来備品カードを作成して管理すべきである。なお、業務の効率性を考えれば、「山形県財務規則」を見直し、備品カードに換えて表計算ソフトやデータベースソフトを用いた物品管理簿の様式を検討することが望まれる。

(b) 備品カードの記載について

視聴覚設備については 4ヶ所をひとつの備品カードにまとめている。

(意見)

管理の容易さを考えると、それぞれ別の備品カードにすべきである。

⑤ 備品番号での管理について

平成 11 年度以前の物品には備品番号が付されていない。そのため、現品の照合が困難になっているものがある。

(改善策)

番号管理により、担当者が交代した際も適切な備品管理を行えるように配慮するべきである。

⑥ 備品標示票の貼付状況について

平成 11 年度以前については備品標示票を貼付していないか、備品標示票が貼付されていても一覧表に備品番号の記載がないため備品標示票にも備品番号がつけられていない。そのため、現品の照合が困難になっているものがある。

(改善策)

管理物品の全てに備品標示票を貼付し資産の保全、照合を可能とするべきである。

⑦ 本体の附属品の管理について

各種解析システムや測定装置、視聴覚装置には附属品が多数ある。しかし、備品番号に枝番を付するなど番号管理が行われておらず、備品標示票等の貼付もなされていないため、附属品について現品の照合が困難になっている。

(改善策)

枝番等を利用して番号管理を行うとともに、附属品についても全て備品標示票を貼付する必要がある。

⑧ 備品カードの記入漏れについて

(a) 取得額について

平成 15 年度に取得した備品について、備品カードを閲覧したところ、下表物件について、取得額が記載されていなかった。

備品番号	名称	取得年月
15-165	訓練用仮義手システム	平成 16 年 3 月
15-175	冷蔵庫	平成 16 年 3 月

(改善策)

取得額の記載をすべきである。また、定期的に台帳の確認を行い、記載漏れ等があればその都度台帳に記載していくことが必要である。なお、上記 2 件については平成 16 年 8 月に記載を行っている。

(b) 取得年月日について

下表物件について、取得年月日が記載されていなかった。

(単位：千円)

備品番号	名称	取得額
15-131	机	1,290
15-132	椅子	491
15-133	ロッカー	151
15-134	書庫	65
15-135	ロッカー	26
15-136	クリーンロッカー	20
15-154	胎盤モデル	104

(改善策)

取得年月日の記載をすべきである。また、定期的に台帳の確認を行い、記載漏れ等があればその都度台帳に記載していくことが必要である。なお、平成 16 年 8 月に記載を行っている。

⑨ 年度末近くに購入している備品について

(a) 第 4 四半期での購入について

備品の購入時期は以下のとおりになっており、第 4 四半期で購入しているものが 112 件で、1 年間の購入件数 (209 件) の半数以上となっている。

4月	5月	6月	第1 四半期	7月	8月	9月	第2 四半期
1	13	12	26	12	5	14	31
0.5%	6.3%	5.7%	12.5%	5.7%	2.4%	6.7%	14.8%
10月	11月	12月	第3 四半期	1月	2月	3月	第4 四半期
24	9	7	40	23	24	65	112
11.5%	4.3%	3.3%	19.1%	11.0%	11.5%	31.1%	53.6%

(意見)

同じ備品を購入するのであれば、年度末に購入するよりも年度当初に購入したほうが、より教員・学生の研究・勉学に資するものと思われ、購入時期について再検討することが望まれる。

(b) 3月に研究費から購入された備品について

3月に購入された備品 65 件のうち研究費から購入されたものは以下のとおりであるが、その中には、平成 15 年度に退官したり、異動した教官が研究費として購入しているもの 8 件 (1,838 千円) が含まれている。

(単位：千円)

備品番号	名称	取得額	平成 15 年度の研究テーマ	16 年度の研究テーマ
15-130	電子辞書	49	悪性リンパ腫の細胞病理学的研究	悪性リンパ腫の細胞病理学的研究
15-142	MATLAB システム一式	172	筋出力が注意に与える影響について	選択的注意課題時における筋活動の相違について
15-151	パスファインダー	28	高齢障害者に対する作業療法の効果研究	高齢障害者に対する作業療法の効果研究
15-152	キャビネット	37	高齢障害者に対する作業療法の効果研究	高齢障害者に対する作業療法の効果研究
15-153	書架	28	保健師制度に関する研究	保健師活動体制に関する研究
15-154	胎盤モデル	104	母性発達課題に関する研究	
15-155	三脚	32	看護におけるケアリング	
15-156	マスクヤド	56	筋出力が注意に与える影響について	選択的注意課題時における筋活動の相違について
15-157	キャビネット (両開き方)	23	母性発達課題に関する研究	
15-158	キャビネット (引き戸型)	30	母性発達課題に関する研究	
15-160	スキャナー	48	1) EBM を推進するための理学療法学研究の方法論について 2) 理学療法評価の基礎となる筋機能および関節機構の運動学的解析 3) 筋の動作筋電図研究 主に、研究成果の発表時に関連資料を PC に取り込むために使用	15 年度研究テーマ 2)、3) の継続研究に使用
15-162	MO ドライブ	33	1) 理学療法評価の基礎となる筋機能および関節機構の運動学的解析 2) 筋の動作筋電図研究 主に計測データの保存、および過去の計測データ (過去に MO に保存されているデータ) との比較検討に使用	15 年度研究テーマの継続研究に使用

備品番号	名称	取得額	平成15年度の研究テーマ	16年度の研究テーマ
15-163	インクジェットプリンタ	29	ポールウォーキングにおける免荷効果の検討	ポールウォーキングにおける免荷効果の検討
15-164	数値計算用パソコン	164	筋出力が注意に与える影響について	選択的注意課題時における筋活動の相違について
15-165	訓練用仮義手システム	396	障害者の巧緻性	障害者の巧緻性
15-166	デジタルビデオカメラ	189	母子ともに健やかな出産に関する考察と演習	
15-167	ノートパソコン	260	母子ともに健やかな出産に関する考察と演習	
15-168	電子辞書	49	1) EBMを推進するための理学療法学研究の方法論について 2) 理学療法評価の基礎となる筋機能および関節機構の運動学的解析 3) 筋の動作筋電図研究 参考論文(英文)の検討時、および国際学会等での英語での発表準備等に使用	15年度研究テーマ2)、3)の継続研究に使用
15-170	オートポドプリント	31	足趾伸展筋力と偏平足との関連性について 高齢者の転倒要因(偏平足との関連)	高齢者の転倒要因(偏平足との関連)
15-184	分娩監視装置一式	976	母子ともに健やかな出産に関する考察と演習	
15-187	プリンターオールワン複合機	41	疲労と筋収縮 高齢者の転倒要因 高齢者の痴呆について	疲労と筋収縮 高齢者の転倒要因 高齢者の痴呆について
15-188	ノートパソコン	230	疲労と筋収縮 高齢者の転倒要因 高齢者の痴呆について	疲労と筋収縮 高齢者の転倒要因 高齢者の痴呆について
15-189	OFFICE PROFESSIONAL 2	31	疲労と筋収縮 高齢者の転倒要因 高齢者の痴呆について	疲労と筋収縮 高齢者の転倒要因 高齢者の痴呆について
15-190	アドビフォトショップ	41	疲労と筋収縮 高齢者の転倒要因 高齢者の痴呆について	疲労と筋収縮 高齢者の転倒要因 高齢者の痴呆について
15-191	今日の診療	49	高齢者の痴呆について	高齢者の痴呆について
15-194	パラマウントベット	325	高齢者の在宅看護関連	

(意見)

継続的な研究の実施や機器の故障による更新等もあり、また、退職または異動した教員が購入しているものについては、後任の教員の研究が新年度当初からスムーズに研究に着手できるよう退任、後任教員の間で調整の結果購入しているとのことであるが、できる限り年度前半に備品を購入することによって、早くから教員の研究に役立てることができるようにすることが望まれる。

⑩ 寄贈品の処理漏れについて

独立行政法人日本学術振興会からの科学研究費補助金で購入した備品については、その取り扱いの中で研究者の所属する研究機関に寄付しなければならず、「知事の権限に属する事務の委任に関する規則」により1件の評価額が100千円を超えるものについては、受領に当たりその可否について進達が必要であるが、紙折り機（評価額116千円）については受領についての進達が行われていない。

これは当初評価額が100千円以下となると想定されていたが、最終的に100千円を超えてしまったため、進達が失念されてしまったものである。

(改善策)

規定にしたがい、漏れなく進達する必要がある。

なお、備品カード等に記入する際に、受領についての進達の確認ができるような欄を作成することで進達の失念を防ぐことができるものと思われる。

⑪ 保健医療短期大学開学からの備品について

保健医療大学の前身となる保健医療短期大学が平成9年度に開学してから7年が経過しているが、その時に購入した備品が数多く残っている。これら備品は、現在でも使用可能であり講義等で活用されているが、医療機器・実験機器等については、徐々に機能的に更新を行わなければならない時期となってきている。しかし、保健医療大学では、更新計画等は策定されていない。

(意見)

保健医療短期大学開学当時購入した備品については高額なものが多数あり、一度に更新を行うことは難しいものと考えられる。したがって、今後、どのような方針で備品の更新を行うか検討し、教員・学生の研究・勉学に支障が生じないようにすることが望まれる。

⑫ 遊休状態の備品について

現在、使用されていない焼却炉や電子辞書がある。

(意見)

使用可能性を吟味し、廃棄の処理や転用の検討等を行う必要がある。

(3) 人件費について

① 退職時の昇給について

平成15年度の退職手当の支給額は以下のとおりである。

(単位：千円)

	人数	金額
教員	9人	84,023
職員	2人	59,017
計	11人	143,041

退職手当の支給金額は「給与の支給に関する基準と手続」及び「山形県職員等に対する退職手当支給条例」に基づいて算定されている。ここで、退職手当の算定は原則的に退職時の級・号給に応じた給料月額に、勤続期間及び退職事由に応じた支給率を乗じて行われるが、3月31日付けで特別昇給が行われ、給料月額を引き上げたうえで退職手当を算定する取扱いが行われていることから、退職手当が嵩上げされた形で支給されている。

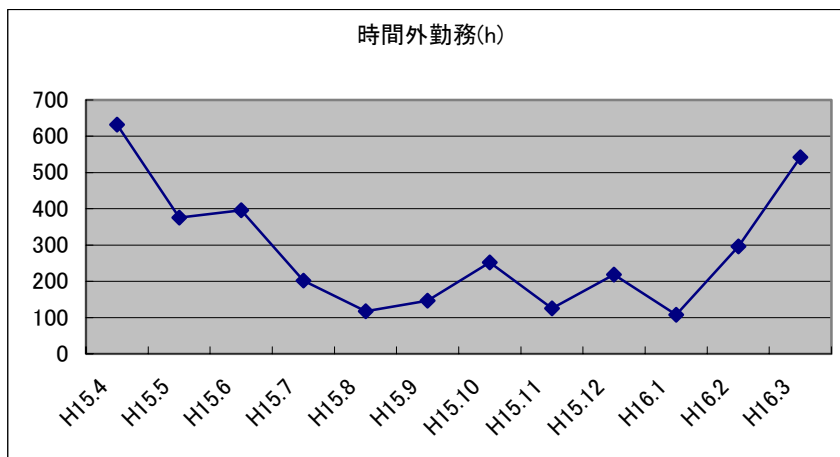
(意見)

昨今の経済環境において、民間では退職時に上記のような昇給を行うことは非常に稀となっている。また、退職時に特別昇給を行うことにより、退職手当が増大し、県の財政状況に反して人件費

の抑制を妨げる要因となっている。したがって、退職時の特別昇給は早急に廃止する必要がある。
 なお、仮に退職時に特別昇給が行われなかったと仮定すると、退職手当は2,231千円節減できた。
 なお、定年及び勲奨による退職における昇給は平成16年度に廃止されている。(平成17年4月1日には退職時特別昇給を廃止予定)

② 時間外勤務の状況について

平成15年度において時間外手当は9,529千円発生しており、正職員一人当たり733千円と多額になっている(時間外手当は人事課で支出されている)。ここで、時間外勤務の時間数は下表のとおり推移している。



上記のグラフより、4月及び3月に時間外勤務が増加する傾向にある。4月は入学式・学生の履修登録・総務関連の作業等により、3月は卒業式・成績の管理・新年度準備・人事関連の作業等により、時間外勤務が増加している。なお、時間外命令簿によると、時間外勤務は特定の職員に偏る傾向にあり、これは担当業務の違いに起因するものと考えられる。

(意見)

4月及び3月の時間外勤務は毎年経常的に発生する内容であり、担当業務を平準化し、時間外勤務の発生を抑制できると考える。なお、16年度に組織の見直しが行われ業務の平準化を図っており、時間外勤務の削減が期待される。

(4) その他

① 研究実績報告書について

「山形県立保健医療大学研究費取扱規程」第10条では翌年度4月末日までに研究実績報告書を提出することになっているが、平成15年度では研究費予算を執行している54人のうち3人が未提出であった。

(改善策)

3人は平成16年3月に退職した教員であるが、研究費予算を執行している以上は実績報告書の提出が必要である。

(意見)

大学では、研究費が効果的に支出されて十分な研究成果が得られているかどうか評価する制度がない。学内で実績報告書を検討して研究費がその支出の目的に従い十分な成果が得られているかどうかを評価し、その評価如何によって現在職階別に一律に予算化されている研究費にメリハリをつけることも考える必要がある。

② 教員宿舎について

教員宿舎は、平成9年に山形市落合に建設した共同公舎18室の外、不足分に対応するため15年度は6戸を借上げ公舎として使用しており、その状況は下表のとおりである。なお、1号のうち1室は年度末における教員の突然の退出があり、また、欠員の教員用として確保しておいたため16年

度においては年間を通して空室となっている。

公舎料については、「山形県公舎管理規則」により、公舎の構造、建設年次、面積の区分に応じて定められた1㎡当たりの単価の額に面積（80㎡を超える場合は80㎡とする）を乗じて得た額（100円未満切り上げ）と定められている。

公舎 No	種別	公舎料 (月額)	算定方法			支払賃料 (月額)	管理費 (月額)	合計 (月額)	敷金
			①単価 (注)	②面積 (調整面積)	計算額 ①×②				
1号	共同公舎	円 16,000	円 281	㎡ 72.34	円 20,400	円 -	円 -	円 -	円 -
	(18室)		281	88.46 (80)	(24,900) 22,500	-	-	-	-
	共同宿舎による調整					16,000	-	-	-
2号	借上	22,500	281	164.59 (80)	(46,300) 22,500	120,000	-	120,000	200,000
3号	借上	18,500	281	65.50	18,500	80,000	-	80,000	150,000
4号	借上	10,000	229	43.49	10,000	67,000	-	67,000	134,000
5号	借上	7,500	229	32.40	7,500	66,000	3,000	69,000	132,000
6号	借上	12,600	229	55.00	12,600	65,000	5,000	70,000	130,000
7号	借上	18,700	281	66.50	18,700	78,000	5,000	83,000	234,000
借上計		89,800	-	-	-	476,000	13,000	489,000	-
年額		1,077,600	-	-	-	5,712,000	156,000	5,868,000	-

(注1) いずれも、構造は鉄筋コンクリート造で建設年次は昭和58年以降である。この場合、単価は65㎡未満は229円、65㎡以上は281円とされている。

また、1号の共同公舎の建設には下表のように総額809,937千円を要している。

(単位：千円)

内 容	金 額	一室当たり
用地取得に要した費用	140,394	9,962
造成工事に要した費用	34,266	
水道負担金	4,660	
建物取得費用	463,585	35,034
消費税	13,907	
建物建設資金利息(注)	153,125	
合 計	809,937	44,997

(注) 平成16年度以降の利息相当額54,439千円を含む。なお、平成15年度末の譲渡代金未払額の残高は303,880千円である。

(意 見)

- 共同公舎の建設には上記のように総額809,937千円（内建物630,617千円）を要しており、室数が18であるため一室当たりになれば44,997千円（内建物35,034千円）となる。これを税法上の耐用年数47年使用するものとした場合には1年当たり957千円（建物分745千円）の負担となる。これに対して公舎料は年額192千円（16千円×12月）であり、居住者は20%（建物分については25%）程度の負担となっている。面積の計算上限80㎡、共同公舎の上限16,000円を含め、公舎料の金額につき検討することが望まれる。
- 借上公舎については、平成15年度の県費による負担は4,790千円（支払賃料+管理料-公舎料）となっており、支払賃料に対する公舎料の割合は10~25%程度となっている。面積の計算上限（80㎡）の妥当性、支払賃料への連動方式等公舎料の計算方法につき検討することが望まれる。

③ 図書の延滞について

監査実施日において返却予定日を経過しているものは4人（いずれも学外者）、7冊であり、その

うち3人、5冊が1年以上経過している。

(意見)

引続き督促を行うとともに、紛失したものについては、弁償を求める必要がある。

④ 学生募集に関する広告

大学では、県内外に対する認知度を高めるために、複数の受験雑誌に広告を載せたり、多数の出版社や予備校に対して学校案内に関するアンケートを提出している。

なお、平成15年度における広告は以下のとおりである。

(単位：千円)

出版社	広告料
A社	2,622
B社	1,680
C社	84 (特別値引4,730)

(意見)

有料で載せている受験雑誌の広告内容について、今後も必要に応じて見直しを行い、より効率的な学生募集に向けて検討すべきと考える。

⑤ 除雪作業について

除雪作業については時間に基づく単価契約(19,845円/時間)となっており、積雪量が5cmを超える場合もしくは大学側が特別に指示した場合のみ除雪作業を行うことになっている。作業状況は作業者がその都度「運行時間等作業確認書」を作成し大学事務局に提出されることになっており、契約書に基づき当該確認書には作業時間が記載されているものの、積雪量や大学からの指示の有無等が記載されていない。

(意見)

作業内容を確認できるよう、積雪量や大学からの指示の有無等記載項目を定め、作業者に記載を求めることが望ましい。

(5) 行政コスト計算書

(単位：千円)

	平成 13年度	14年度	15年度
(行政コスト)			
I 人に係るコスト	686,233	667,915	835,442
教員人件費	453,841	428,796	514,661
給与手当	448,342	402,290	430,638
退職手当	5,498	26,506	84,023
職員人件費(注1)	118,182	130,933	202,121
給与手当	118,182	130,933	143,103
退職手当	—	—	59,017
共済費	94,383	88,766	94,034
報償費(注2)	19,825	19,418	24,624
II 物に係るコスト	456,163	455,252	474,456
物件費	65,503	70,610	79,290
外部委託費	47,030	46,965	45,567
維持管理費	73,660	73,214	79,401
研究費	68,179	62,825	67,608
減価償却費	199,155	199,155	199,155
その他	2,634	2,481	3,432
III その他コスト	163,141	149,661	136,180
県債利息	163,141	149,661	136,180
行政コスト合計	1,305,538	1,272,829	1,446,079

(収入項目)			
授 業 料	133,535	130,575	179,545
入 学 料	47,094	43,710	47,658
入学審査手数料	8,347	7,310	8,284
そ の 他	11,474	11,825	12,332
収入項目合計	200,451	193,421	247,820
差引行政コスト	1,105,087	1,079,407	1,198,258

- (注1) 所轄部課における人件費を考慮している。専従職員はいないため、運営指導する職員の業務量を概ね1/2と算定し、当該職員への支給額の1/2相当と算定した。
- (注2) 報償費は、主に非常勤講師の謝金である。
- (注3) 平成13年度については短期大学の収入及び支出が、15年度については大学院設置のための準備にかかる支出が含まれている。
- (注4) 交付税措置に係る交付税の収入は含まれていない。

なお、国より交付税措置がされており、交付税措置に関する基準財政需要額は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平 成 13 年 度	14 年 度	15 年 度
基 準 財 政 需 要 額	284,359	449,614	1,119,546

(注) 保健医療短大分は含んでいない。

県民1人当たり差引行政コスト及び学生1人当たり差引行政コストは次のとおりである。

(単位：円)

	平 成 13 年 度	14 年 度	15 年 度
県 民 数 (人)	1,240,877	1,235,870	1,229,854
県民1人当たり差引行政コスト	891	873	974
学 生 数 (人)	340	288	387
学生1人当たり差引行政コスト	3,250,258	3,747,942	3,096,276

- (注1) 学生数には保健医療短大の学生を含んでいる。
- (注2) 交付税措置に係る交付税収入は含まれていない。

なお、機会コストを考慮した行政コストは以下のとおりである。

(単位：千円)

	平 成 13 年 度	14 年 度	15 年 度
差 引 行 政 コ ス ト	1,105,087	1,079,407	1,198,258
機 会 コ ス ト	92,504	92,504	92,504
機会コスト考慮後行政コスト	1,197,592	1,171,911	1,290,763

(注) 交付税措置に係る交付税収入は含まれていない。

(6) 今後のあり方

① 入学状況について

入学状況については以下の表のとおりとなっている。推薦入試があることによって全体としての県内出身者の入学者数がある程度多くはなっているが、一般入試では、他県出身者が多数を占めている状況にある。

特別選抜（推薦）により県内出身者を増加させるなどして県内の進学希望者が進学しやすい入試方法の検討が望まれる。

(16年度の入学者数)

(単位：人)

区分	看護	内県内 出身者	理学 療法	内県内 出身者	作業 療法	内県内 出身者	計	内県内 出身者
(一般)								
受験者数	107	59	65	11	90	10	262	80
合格者数	38	22	15	1	18	2	71	25
入学者数	35	21	14	1	14	2	63	24
(推薦)								
受験者数	37	37	22	22	10	10	69	69
合格者数	15	15	6	6	6	6	27	27
入学者数	15	15	6	6	6	6	27	27
(合計)								
受験者数	144	96	87	33	100	20	331	149
合格者数	53	37	21	7	24	8	98	52
入学者数	50	36	20	7	20	8	90	51

② 卒業者の進路について

保健医療大学としての初の卒業生を輩出した平成15年度(卒業生97人、就職者95人)の就職・進学状況は下表のとおりとなっているが、就職者の中で県内に就職した卒業生は34人(35.8%)と半数以下となっている。なお、県外出身者で県内に就職した卒業生は3人(3.2%)となっている。

監査人の試算によると、保健医療大学の運営に関し、県が負担している学生1人当たりコストは15年度で3,096千円(交付税措置に係る交付税収入は考慮していない)となっている。学生生活の期間を単純に4年間であると仮定すると学生1人を卒業させるために12,385千円(交付税措置に係る交付税収入は考慮していない)のコストを県が負担していることとなっており、県内就職者の増加策が望まれる。

(単位：人)

区分	看護	内県内 出身者	理学 療法	内県内 出身者	作業 療法	内県内 出身者	計	内県内 出身者
就職者数	54	(26)	21	(8)	20	(11)	95	(45)
内 県 内	(23)	(19)	(4)	(4)	(7)	(7)	(34)	(30)
内 県 外	(31)	(7)	(17)	(4)	(13)	(4)	(61)	(15)
進学者数	1	(-)	-	(-)	-	(-)	1	(-)
内 県 内	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
内 県 外	(1)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(1)	(-)
在 家 庭	1	(1)	-	(-)	-	(-)	1	(1)
合 計	56	(27)	21	(8)	20	(11)	97	(46)

保健医療大学の問題点や今後の方向性について

(a) 県内及び東北各県における保健医療系大学・看護系専門学校の状況について

県内の4年制大学は保健医療大学と山形大学の2大学となっている。看護学科は両大学(ただし、助産師課程は保健医療大学のみ)ともあるが、理学療法学科、作業療法学科については山形大学ではなく、保健医療大学のみとなっている。専門学校については看護師の養成施設は6校あり、大学とあわせて定員は330人となっている。一方、理学療法士及び作業療法士の養成施設は1校のみで保健医療大学と合わせて定員は各60人となっており、理学療法士及び作業療法士の養成施設及び定員は看護師の養成施設及び定員と比較が少ない。

(単位：人)

学校名	1学年の定員		
	看 護	理学療法	作業療法
(大 学)			
保 健 医 療 大 学	50	20	20

学校名	1 学年の定員		
	看 護	理学療法	作業療法
山 形 大 学 医 学 部	60	—	—
(専門学校)		—	—
国立病院機構山形病院附属看護学校	50	—	—
財団法人三友堂病院看護専門学校	40	—	—
鶴岡市立荘内看護専門学校	20	—	—
山形厚生看護学校	80	—	—
山形市立病院済生館高等看護学院	30	—	—
山形医療技術専門学校	—	40	40
合 計	330	60	60

(注) 国立病院機構山形病院附属看護学校の定員は平成 17 年度より 40 人となる予定である

東北各県においても、秋田県を除き看護を有する県立大学が存在するが、理学療法を有するのは青森県立保健大学と保健医療大学のみ、作業療法を有するのは保健医療大学のみである。国立大学法人では、東北で理学療法・作業療法があるのは国立大学法人弘前大学・国立大学法人秋田大学のみであり、私立大学では、宮城県の東北文化学園大学のみとなっている。

東北各県とも看護の定員については大きなばらつきがないが、理学療法及び作業療法の定員は東北各県で大きな差が生じている。山形県の理学療法及び作業療法の定員は秋田県、岩手県の次に少なくなっている。

(単位：人)

1 学 年 の 定 員	看 護				理学療法				作業療法			
	大学	短大	専門 学校	合計	大学	短大	専門 学校	合計	大学	短大	専門 学校	合計
山形	110	—	220	330	20	—	40	60	20	—	40	60
青森	180	—	100	280	40	—	40	80	20	—	70	90
岩手	90	60	174	324	—	—	30	30	—	—	20	20
秋田	70	130	140	340	18	—	—	18	18	—	—	18
宮城	160	—	305	465	80	—	90	170	80	—	90	170
福島	80	—	455	535	—	—	80	80	—	—	80	80
合計	690	190	1,394	2,274	158	—	280	438	138	—	300	438

(b) 山形県における看護師、理学療法士、作業療法士の現状について

(i) 看護師等について

平成 15 年 2 月に策定された山形県保健医療計画によると保健師、助産師、看護師等の看護職員の県内における就業者数は、14 年末現在 12,099 人（保健師 518 人、助産師 262 人、看護師 7,832 人、准看護師 3,487 人）で、12 年 12 月に策定した山形県看護職員需給見通しによると、17 年末には約 13,100 人でほぼ需給が均衡するものと見込まれている。

県内看護職の従事者数は順調に増加しているが、14 年における従事者数と需給見通しの供給数を比較すると、若干不足している。また、需給見通しでは、17 年に均衡するとしているが、策定時盛り込まれなかった准看護師養成所の廃止（3 校、定員：125 人）、育児休業期間の延長（1 歳から 3 歳への延長）など新たな課題が発生している。

なお、現在の需給見通しは 17 年までであるが、「医療提供体制の改革のビジョン（平成 15 年 8 月厚生労働省）」に沿って、医療安全の確保、適切な在宅医療の提供など患者本位の質の高い医療サービスを実現するため、時代の要請に応えられる看護職員を質・量ともに確保しようと、18 年からの需給見通しを 17 年度中に策定することとしている。

(単位：人)

区 分	平成 13 年	14 年	15 年	16 年	17 年
需要数	12,125	12,520	12,750	12,947	13,130
供給数	11,764	12,180	12,486	12,802	13,116
差 引	△ 361	△ 340	△ 264	△ 145	△ 14

(県保健薬務課平成 12 年 12 月策定)

また、15 年度病院報告等によれば山形県において病院で従事する看護師数については全国平均を上回っており、100 床当たりの看護師数では滋賀県について第 2 位、在院患者延べ 10 万人当たり看護師数でも上位にある。

(単位：人)

	100床当たり 看護師数		人口10万人 当たり 看護師数		在院患者延べ 10万人当たり 看護師数		外来患者延べ 10万人当たり 看護師数	
	人数	順位	人数	順位	人数	順位	人数	順位
全国	33.6		434.0		108.0		90.3	
山形	42.0	2	507.6	21	134.6	3	107.7	10
青森	35.2	16	475.9	27	117.0	10	90.5	26
岩手	38.6	5	564.6	11	125.7	5	101.9	15
宮城	36.1	12	399.9	35	121.5	6	101.1	16
秋田	33.9	20	508.9	20	107.3	23	81.0	40
福島	29.6	40	427.9	33	99.7	34	90.2	30

(注) 「平成15年度 病院報告 都道府県別100床当たり従事者数 都道府県別従事者数、都道府県別在院患者延数、都道府県別外来患者延数」及び「平成15年度 人口動態調査」より作成

(ii) 理学療法士

平成15年度病院報告等によれば山形県において病院で従事する理学療法士については在院患者数延べ10万人当たり理学療法士数などほぼ全国平均を下回っている。

(単位：人)

	100床当たり 理学療法士数		人口10万人 当たり 理学療法士数		在院患者延べ 10万人当たり 理学療法士数		外来患者延べ 10万人当たり 理学療法士数	
	人数	順位	人数	順位	人数	順位	人数	順位
全国	1.3		18.9		4.7		3.9	
山形	1.3	33	15.5	37	4.1	36	3.3	37
青森	1.1	39	15.1	39	3.7	40	2.9	41
岩手	1.1	39	16.1	33	3.6	41	2.9	40
宮城	1.1	39	12.6	45	3.8	39	3.2	39
秋田	1.0	44	15.2	38	3.2	44	2.4	47
福島	0.9	47	13.4	41	3.1	47	2.8	43

(注) 「平成15年度 病院報告 都道府県別100床当たり従事者数 都道府県別従事者数、都道府県別在院患者延数、都道府県別外来患者延数」及び「平成15年度 人口動態調査」より作成

(iii) 作業療法士

平成15年度病院報告等によれば山形県において病院で従事する作業療法士については在院患者数延べ10万人当たり作業療法士数などほぼ全国平均を上回っている。

(単位：人)

	100床当たり 作業療法士数		人口10万人 当たり 作業療法士数		在院患者延べ 10万人当たり 作業療法士数		外来患者延べ 10万人当たり 作業療法士数	
	人数	順位	人数	順位	人数	順位	人数	順位
全国	1.1		10.7		2.7		2.2	
山形	1.1	5	13.3	21	3.5	6	2.8	14
青森	0.9	14	12.8	23	3.2	10	2.4	21
岩手	0.8	22	11.7	26	2.6	24	2.1	29
宮城	0.7	32	11.6	27	2.2	36	1.8	32
秋田	0.8	22	7.3	40	2.4	29	1.8	33
福島	0.7	32	10.1	30	2.3	33	2.1	28

(注) 「平成15年度 病院報告 都道府県別100床当たり従事者数 都道府県別従事者数、都道府県別在院患者延数、都道府県別外来患者延数」及び「平成15年度 人口動態調査」より作成

作成

(c) 今後の方向性について

近年、少子高齢化の進展、疾病構造の変化、医療技術の進歩等を背景として、保健・医療福祉に対する社会的ニーズが複雑多様化しており、これらの分野において中心的役割の一端を担う保健医療職者の需要拡大や役割の多様化がもたらされている。特に、看護職員、理学療法士及び作業療法士の養成については、需給見通しなどに従って、全国で保健医療系大学が新設されるなど計画的な養成が推進されている。

山形県では、全国に先行して高齢化が進んでいる状況があり、多様化、高度化する県民ニーズに応じ、適切な保健・医療・福祉サービスの提供を行っていくためには、高度な知識と技能等を兼ね備えた専門性の高い人材の育成が課題となってきている。看護職員については、平成12年12月に、介護保険制度の需要状況を織り込みながら国とともに県でも看護職員需給見通し（平成13年～17年）が作成されているが、医学・医療技術の高度化に対応した専門性の高い看護職員の養成の必要性とともに、現在計画が進められている病院の新設・増床などから判断すれば、短中期的には、県内の看護職員の需要が逼迫することが予想される。

また、理学療法士及び作業療法士については、12年11月に、11年に策定されたゴールドプラン21を織り込みながら医療関係者審議会理学療法士作業療法士部会において需給計画（16年目途）が作成されているが、需要が供給を上回っている状況にある。さらに、これまでの医療やリハビリテーション施設だけでなく、介護・障害者福祉施設、訪問リハビリテーション分野など様々な幅広い活動が期待されている。

現在、保健医療大学は養成者の数だけでなく、大学としての使命として建学の基本理念に基づき次の6つの教育目標を掲げて、高度な専門的技術と倫理判断力を有する人材育成とともに、研究開発や地域への還元など県民の健康と福祉の向上に努め、質の高い保健医療職者の養成に取り組んでいる。

- (イ) 社会や人間の尊厳を理解し、人々と共感し適切に対処できる人間性豊かな人材の育成
- (ロ) 科学的知識に裏付けられた高度な専門的技術と倫理判断力を有する人材の育成
- (ハ) 多様な保健医療専門職の役割を理解し、チーム医療に必要な諸能力を備え、実践できる人材の育成
- (ニ) 絶えざる向上意欲と自ら研究する姿勢を身につけ、課題の究明に創造的に取り組む人材の育成
- (ホ) 国際的視野を持ち活躍できる人材の育成
- (ヘ) 地域の保健医療の水準の向上に貢献できる人材の育成

(i) 看護学科

看護職員については、平成12年12月の需給見通し、15年度の病院調査等の分析からすれば、山形県においては次第に需給が充足均衡しつつあるものと推察される。また、定員から見れば、今後、保健医療大学から毎年60人の看護師が卒業し、また、県内他養成機関を合わせると毎年330人（17年度以降320人）の看護師が養成されることになる。しかしながら、12年の需給見通し策定後の養成所廃止、18年からの新たな需給見通しに盛り込まれると思われる医療安全や在宅医療への対応等を考慮すると、山形県内における看護職員の需給は逆に不足するものとも考えられる。

保健医療大学として初めての卒業となる15年度（卒業生56人、就職者54人）で31人が他県へ就職している。県は学生を卒業させるために多額の負担をしており、また、県内医療機関での看護師の充足状況と今後の看護師の輩出状況を勘案すると、他県に多く就職する状況を是正する施策を検討することが望まれる。

なお、15年度看護学科の卒業生のうち県内出身者の県内定着率は76%となっており、県内出身者が県内に定着する傾向は強い。今回の卒業生の県内出身者は48.2%と低かったが、看護学科では年々県内出身者が増加傾向にあり、16年度入学生では72%となっている。このことから、看護学科の県内就職率は今後上昇するものと予測される。

また、既に働いている看護師、准看護師等の看護職員の知識や技能向上の意欲は非常に高いといわれているが、そのための教育機関は全国的に非常に少ない。16年度に保健医療大学に大学院が設置され、高度な知識と技能を持った高度専門職業人の養成や、次世代を担う人材の継続的な育成を行う教育者の養成等を行っており、県内の看護職員の更なる高度専門知識及び技能の取得機関として役割を果たしつつあるが、大学院の定員は1学年12人と少ない。

上記のことを勘案すると、今後は、新たに看護師を養成する機関としての役割とともに、既に働

いている県内の看護職員の更なる高度専門知識及び技能の取得機関としての役割を果たしていくことが必要であると考えられる。現在でも、社会人に対してのセミナー等を下表のように開催しているが、さらに、県内の病院勤務者等医療関係者を対象とした公開講座を実施し、大学の専門分野における研究・教育機能を地域に還元することが望まれるとともに、多くの看護職員が医療機関に働きながらでも恒常的に更なる高度専門知識及び技能の向上と、社会人の大学院入学希望者の掘り起こしを図ることができるような教育機関となることも望まれる。

なお、16年度から大学院修士課程が開設されており、県内の病院等に勤務する看護師7名の社会人が入学しており、より高度な知識・技能を持った高度専門職業人育成や、次代を担う人材の継続的な育成、地域の諸課題への対策等の研究など、県の医療水準向上への貢献が期待される。

15年度公開セミナー開催状況

セミナー名・講義名	内容	参加人数
保健医療大学公開講座	子どもの心のリハビリテーション看護の立場から	98

(ii) 理学療法学科

平成15年の病院調査等の分析から、山形県における理学療法士の数は全国と比較して少ないものと推察される。また、県内における理学療法士の養成機関は保健医療大学のほかに1機関しかなく重要な理学療法士の養成機関となっている。しかしながら、県が多額の負担をして理学療法士を養成する機関を設置しているにもかかわらず、15年度の卒業生の動向を見ると21人の卒業生に対して4人しか県内に就職していない。県内に就職するか、県外に就職するかは最終的に卒業生の判断によるものであり、そもそも県内出身者が8人しかいないという事情はあるにせよ、県立大学としての立場を考えるとあまりにも県内就職者が少ない状況にある。

特別選抜（推薦）などにより県内出身者を増加させるとともに、県立病院その他県内医療施設等への就職者数の向上を図り、より多くの県内定着を目指す必要がある。

また、県内就職者を増やしていく努力が必要であることは当然のこととして、将来的には看護職員と同様、医療機関に働きながらでも更なる高度専門知識及び技能の取得が恒常的にできるような教育機関となることが望まれる。

現在、県理学療法士協会主催の研修会を毎年引き受けて、県内の現職理学療法士の高度専門知識及び技術修得に貢献しているが、さらに大学主催の研修会を開催とすることなどにより更なる貢献が望まれる。

なお、16年度から大学院修士課程が開設されており、県内の病院等に勤務する理学療法士4名の社会人が入学しており、より高度な知識・技能を持った高度専門職業人育成や、次代を担う人材の継続的な育成、地域の諸課題への対策等の研究など、県の医療水準向上への貢献が期待される。

15年度公開セミナー開催状況

セミナー名・講義名	内容	参加人数
保健医療大学公開講座	リハビリテーションは真に理解されたか	103
同上	在宅での日常生活と理学療法の実践理学療法の立場から	98

(iii) 作業療法学科

平成15年の病院調査等の分析から、山形県における作業療法士の数は全国と比較してやや多いものと推察される。しかしながら、老人保健施設、介護療養型医療施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、精神障害者グループホーム、精神障害者デイケア等の福祉施設からの求人も非常に多く、需要に対応できていないのが現状である。また、国の施策として、回復期におけるデイサービス、通所リハビリテーション、在宅のリハビリテーションを作業療法士が担うこと、また、身体障害リハビリテーション分野においては、頭部外傷等の中途障害者の授産事業に作業療法士が参画することも期待されており、今後この方面の需要は確実に高くなっていくと推察される。さらに、学校教育における特別支援教育に向けて、作業療法士のなかでも発達障害を専門とする者が教育現場に参画することが全国的な動向となっており、作業療法士の需給は不足するものとも考えられる。

県内における作業療法士の養成機関は保健医療大学のほかに1機関しかなく重要な作業療法士の養成機関となっている。しかしながら、県が多額の負担をして作業療法士を養成する機関を設置し

ているにもかかわらず、15年度の卒業生の動向を見るに20人の卒業者に対して7人しか県内に就職していない。県内に就職するか、県外に就職するかは最終的に卒業生の判断によるものであり、そもそも県内出身者11人しかいないという事情はあるにせよ、県立大学としての立場を考えるとあまりにも県内就職者が少ない状況にある。特別選抜（推薦）などにより県内出身者を増加させるとともに、県立病院その他県内医療施設や福祉施設等への就職者数の向上を図り、より多くの県内定着を目指すべきである。

また、県内就職者を増やしていく努力が必要であることは当然のこととして、将来的には看護職員と同様、医療機関に働きながらも更なる高度専門知識及び技能の取得が恒常的にできるような教育機関となることが望まれる。現在、社会人に対するの卒後セミナーを高年齢領域、身障領域、精神領域、発達領域について実施しており、今後とも、より多くの学習の機会を設けることが望まれる。

なお、16年度から大学院修士課程が開設されており、県内の病院等に勤務する作業療法士2名の社会人が入学しており、より高度な知識・技能を持った高度専門職業人育成や、次代を担う人材の継続的な育成、地域の諸課題への対策等の研究など、県の医療水準向上への貢献が期待される。

15年度公開セミナー開催状況

セミナー名・講義名	内容	参加人数
保健医療大学公開講座	QOLについて考える —重症心身障害・難治性進行性疾患の子どもたちから教えてもらったQOL—	103
同上	日常生活リズムとQOL 作業療法の立場から	98

③ 地方独立行政法人（以下、「地方独法」とする。）化について

現在、大学・大学院の設立間もない保健医療大学では、監査法人を招いての地方独法化に関する講演会を開催したものの、地方独法化の検討はあまりなされていない。地方独法化を行った場合には例えば以下のようなメリット・デメリットが考えられる。

メリット	非公務員型を採用し、独立した人事制度、給与体系を構築することができれば、効率的な経営を行うことが期待できる。
	法定された財務諸表等の情報開示により、経営の透明性が確保できる。
	中期目標に根ざした運営を前提とし、弾力的な財務運営が可能となれば、タイムリーに利用者へのサービスの適正化を行うことが期待できる。
デメリット	地方独立行政法人評価委員会により、適正な経営評価と次期へのフィードバックが期待できる。
	資金調達面において、中期計画に基づく資金調達しかできず、資金不足時に資金を手当てできないリスクがある。
	設立後の課題として、評価委員会の委員の独立性や専門性を確保しなければ、評価委員会が形骸化する危険性がある。
	中期目標を自治体の長が示したとしても、中期計画期間中は、一定の範囲内で地方独法の自主性が認められており、議会の統制が働かない可能性がある。

地方独法化にはデメリットもあり、早急に地方独法に移行する必要性は認められないが、地方独法化をしない場合であっても、中長期計画の制度導入等、長所を取り入れるよう検討する必要がある。

(a) 中長期計画について

現在、保健医療大学は県の一機関であることから毎年度ごとに議会による予算承認を必要としている。議会による予算承認（議決）は、予算統制機能が有効に働くという効果はあるが、一方で中長期的な視野に立った事業展開がなされにくいといった問題点もある。中長期的な視野に立った事業展開を行うための前提として、中期計画制度の導入を検討することが望まれる。

中期計画には、事業内容はもとより、人員、設備投資、修繕、資金、収支、入学者及び卒業生状況等の主要な項目を織込み、6年程度の期間にわたり具体的に策定する。但し、一度策定したら見直さないという硬直的なものではなく、環境の変化等に応じて毎年度柔軟に見直しや修正を行える形が望ましい。中期計画の策定により、中期的な予算設定が可能となれば、単年度の業績にとらわれない弾力的な運営につながり、また、支出を抑制することで経費削減効果も期待できる。

(b) 第三者機関による評価について

現在、監査委員による監査及び議会による決算承認がなされている。また、大学としての教育研究活動については、自己点検及び評価活動を実施しているが、これらの現行制度では効率性及教育機関としてあり方についての評価は十分とはいえないと思われる。

平成14年の学校教育法改正（平成16年4月1日施行）により、大学は、教育研究や組織運営、施設設備等の総合的な状況について、文部科学大臣の認証を受けた評価機関（認証評価機関）の評価を受けることが義務付けられた。現在、認証評価機関としては、財団法人大学基準協会及び独立行政法人大学評価・学位授与機構の二機関が認証されている。

現在、大学では認証評価機関の評価を受ける計画である。（大学は大学基準協会の賛助会員となっているが、今後どの認証評価機関の評価をうけるかについては検討中である。）

認証評価の結果は、大学のみならず、社会に対し広く公表されるものとなっており、このような外部の第三者からの評価を受けることにより、大学の教育研究活動の内容やその質が問われることになり、今後の大学の教育研究や組織運営のあり方について、社会的な理解と信頼を得る努力が必要となっている。

(7) 参考 教員の研究テーマ

① 看護学科

研究テーマ
心肺蘇生に求められる術者の体力と持続時間に関する研究
悪性リンパ腫の細胞病理学的研究
看護におけるケアリング
行政保健師・看護師に関する研究
母性発達課題に関する研究
成人看護学の教育方法と授業評価に関する研究
在宅療養高齢者の家族の肯定要因に関する研究
医療の標準化に伴う、状況変化に対応した看護の新たな役割機能に関する実証的研究
地域における公衆衛生看護実践の理論化に関する研究
看護における地域看護学の構造に関する研究
手指、看護衣に付着した細菌の除去方法
生活習慣病の予防に関する研究
看護学教育AV教材開発に関する研究
地域看護診断を主要な目標とする実習の教育方法の検討
助産学／助産診断・技術論の講義演習実習に関する内容と学会・研修会参加で知識と見聞を深める
看護学の授業における学生による問答形式の学習の方法と成果の検討
患者家族に感謝されるターミナルケアを行った看護学生の特性 ～クリティカルシンキングの視点からの分析～
小児看護学(幼稚園)実習の有効性の検討
精神看護および看護管理に関する研究
在宅における感染予防に関する研究
がん検診の罹患特性に関する研究
基礎看護領域における看護過程の教育方法に関する研究
子どもの情動表出に関する研究
不妊治療を受けている夫婦の対処に関する研究
山形県立保健医療短期大学の教育評価
保健師制度・公衆衛生活動に関する研究
十七世紀英国演劇における上演と出版の問題（英語担当）
看護学生のコミュニケーション能力及び学習効果に関する研究
初めて子どもをもつ女性が自己を母親として認識するプロセス
成人および慢性疾患患者の看護、成人看護学の教育方法の検討
山形県立保健医療大学における国際交流事業について

研究テーマ
戦後の山形県における病院改革についての研究
医療の標準化に伴う状況変化に対応した看護の新たな役割機能に関する実証的研究
災害拠点病院に勤務する看護職者の災害看護に関する意識調査
高齢者在宅ケアにおける感染予防
性感染症予防のための性教育教材の作成
性感染予防のための知識普及
ターミナル期にある患者の看護を行う看護師が知覚する困難に関する研究
病院看護師の能力向上と臨床実践能力開発指標との関係を探る
介護労働市場の質的整備に関する総合的研究
乳癌で手術をうける患者のボディイメージ変化の過程について
看護診断分類、看護成果分類、看護介入分類について

② 理学療法学科

研究テーマ
E BMを推進するための理学療法学研究の方法論について
理学療法評価の基礎となる筋機能および関節機構の運動学的解析
筋の動作筋電図研究
高齢者介護予防に関する研究
単一細胞を用いた平滑筋収縮機能の解析
疲労と筋収縮力
老人の転倒要因
痴呆について
ゴミ削減について
運動時の骨格筋糖代謝の解析
頰椎症性脊髄症の診断と治療
転移性脊椎腫瘍の治療
高齢者の転倒予防
等角速度運動が相反性脊髄反射回路に及ぼす影響の研究・他
身体の震えに関する研究
車椅子動作及び立ち上がり動作の解析の研究
発達障害児・者の理学療法
地域在住高齢者の身体機能に関する研究
筋電図平均加算法を用いた上肢筋神経結合の効果の解析
三次元有限要素法による股関節深層筋の機能解析
ノルデックウォーキング時の下肢への過重負担について

③ 作業療法学科

研究テーマ
VKH患者の髄液中マイクロファージに関する研究
重回帰判別分析による単純ヘルペス脳炎のステロイド併用に関する研究
発達障害児のための語用論ならびにスクリプト理論に基づくコミュニケーション指導法の開発VII
ヒト上肢筋の機能解剖学および神経生理学的研究
筋ジストロフィー患者の生きがいについて
重症心身障害児のQOLの向上に関する研究
～臨床心理学的アプローチ～
軽度発達障害児を持つ家族への発達支援に関する研究
高齢障害者に対する作業療法の効果研究 特にQOLを中心に
筋出力が注意に与える影響について
ヒト上肢筋神経結合の機能的意義について
重症心身障害児の呼吸機能障害と脊柱変形の関係について

研究テーマ
作業遂行能力における認知およびメタ認知活動
脳血管障害における片麻痺患者の患側随意運動機能の円滑性について
家族の在宅介護を支援する相談業務としての作業療法

第6 産業技術短大

1. 大学の概要

(1) 産業技術短大の概要

① 設置目的

山形県が付加価値の高い産業構造の構築を図るための産業施策を推進するうえで山形県の産業界を担う優れた技術者の育成・確保は必須の条件である。

産業技術短大はこのような時代の要請に応えるため、「技術の進歩を理解できる知識」と「自ら“モノ”を創ることのできる技術、技能」を兼ね備えた“実践的技術者”を育み、次代を見つめながら、地域産業の発展に貢献することを目的とする。

② 所管部署

商工労働観光部 雇用労政課

③ 沿革

昭和 21 年	12 月	山形家具木工補導所が開設
23 年	4 月	山形公共職業補導所と改称
33 年	4 月	山形職業訓練所と改称
44 年	4 月	山形専修職業訓練校と改称
49 年	4 月	山形高等技能訓練校と改称
50 年	4 月	山形高等技術専門学校と改称
53 年	4 月	山形高等技術専門校と改称
平成 4 年	10 月	全国初の県立職業能力開発短期大学校として、山形県立産業技術短期大学校の設置が労働大臣より認可される。
5 年	4 月	産業技術短大が開校
9 年	4 月	産業技術短大庄内校が開校
9 年	10 月	米国コロラド州ブエブロコミュニティカレッジと姉妹校締結
15 年	10 月	産業情報専攻科設置

④ 特色

厚生労働省が所管する職業能力開発施設であり、職業能力開発促進法に規定する職業能力開発短期大学校として設置されている。

広いキャンパスに最新鋭の充実した設備・機器を配置した絶好の環境下で、実践的技術者の育成を目指したカリキュラム編成や教育内容で、また少人数教育方式を活かした指導を展開している。

また、高等教育機関として、地域企業との共同研究、地域企業を対象とした公開講座の開設、外国人研修生への技術指導等を実施するとともに、企業、産業界との連携を図り、特に県内企業、経済団体が構成されている教育研究振興会と交流を行い、また支援を受けている。

本校の卒業生は「人事院規則 9-8（初任給、昇格、昇給等の基準）の運用について」の学歴、免許等資格区分が「短大 2 卒」として取り扱われる。また、学生が在学中に取得している主な資格としては初級アドミニストレータ 3 級及び 2 級技能士（数値制御旋盤技能士、マニシングセンター技能士、配管技能士）、基本情報処理技術者などがある。

⑤ 学生定員と在籍者数

(単位：人)

	1 年生		2 年生		合計	
	入学定員	在籍者数	入学定員	在籍者数	入学定員	在籍者数
メカトロニクス	20	21	20	21	40	42
情報管理システム	30	30	30	23	60	53

情報制御システム	30	27	30	24	60	51
建築環境システム	20	16	20	18	40	34
産業情報専攻(注)	10	4	—	—	10	4
計	110	98	100	86	210	184

(注) 産業情報専攻科は1年で終了

(平成16年4月7日現在)

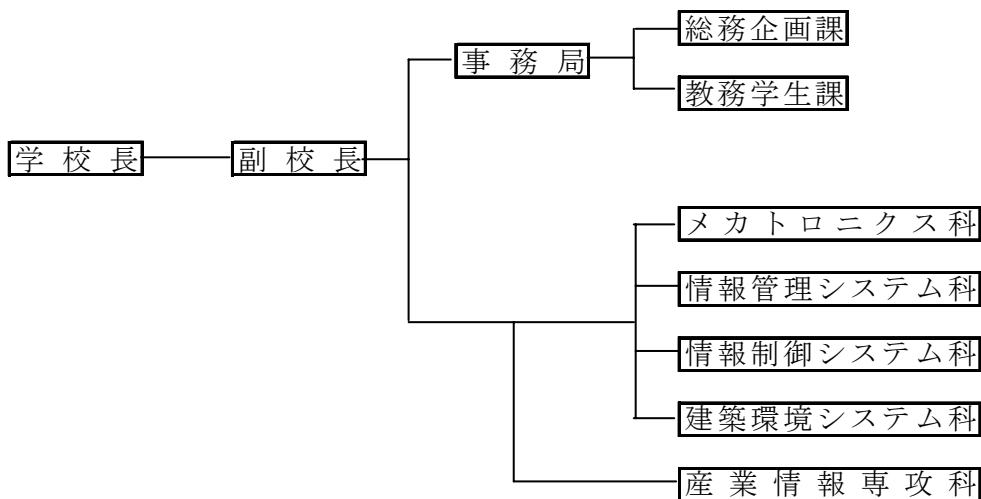
⑥ 在籍者数の推移

(単位：人)

	平成13年度	14年度	15年度	16年度
メカトロニクス	36	37	43	42
情報管理システム	53	49	50	53
情報制御システム	50	59	58	51
建築環境システム	36	36	38	34
産業情報専攻	—	—	7	4
計	175	181	196	184

⑦ 産業技術短大の人員構成

(a) 組織図



(b) 教職員数の状況

(i) 教員(年度平均)

(単位：人)

	平成13年度	14年度	15年度	16年度
主 幹	4	3	2	3
専 門 員	3	3	3	4
主任専門講師	3	8	10	9
主任講師	13	10	10	9

講 師	5	3	4	5
非 常 勤 講 師	80	69	74	72

(ii) 職員（年度平均）

（単位：人）

	平 成 13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
常 勤 職 員	6	8	9	9
非 常 勤 職 員	9	9	9	9

（注）非常勤職員は嘱託・日々雇用

⑧ 卒業後の進路

（単位：人）

	平 成 13 年度	14 年度	15 年度
卒 業 者 数	79	82	102
県 内 就 職 者 数	69	66	87(1)
県 外 就 職 者 数	6	3	7
進 学 者 数	—	6	6
未 就 職 者 数	2	1	—
自 営 等	2	6	2
中 退 者 数	8	1	4

（注）(1)は在職者内数

⑨ 学生の合格率と入学率

（単位：人）

	平 成 13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
(一般)				
受 験 者 数 A	113	88	86	63
合 格 者 数 B	72	72	71	60
入 学 者 数 C	47	47	45	41
合 格 率 B/A	63.7%	81.8%	82.6%	95.2%
入 学 率 C/B	65.3%	65.3%	63.4%	68.3%
(推薦)				
受 験 者 数 A	67	84	62	67
合 格 者 数 B	46	51	47	53
入 学 者 数 C	44	46	46	50
合 格 率 B/A	68.7%	60.7%	75.8%	79.1%
入 学 率 C/B	95.7%	90.2%	97.9%	94.3%

⑩ 授業料等

入学科、授業料及び寮費は次のとおりである。

（単位：円）

入 学 料	140,000
授 業 料 (年額)	335,000
寮 費 (月額)	24,000 又は 27,000

（平成16年4月現在）

授業料の減免は「山形県立産業技術短期大学校条例等施行規則」に規定されており、経済的理由によって納付が困難であると認められ、かつ、職業訓練の成果が顕著であると認められる場合などには授業料の全額または半額が減免の対象となる。

平成 15 年度の実績は以下のとおりである。

		前期		後期	
		人	円	人	円
1 年生	全額	2	296,500	2	296,500
	半額	—	—	1	74,125
2 年生	全額	2	296,500	2	296,500
	半額	—	—	—	—
専攻科	半額	1	74,125	1	74,125
計	全額	4	593,000	4	593,000
	半額	1	74,125	2	148,250
	計	5	667,125	6	741,250
合計					1,408,375

⑪ 図書館について

延床面積	536.56 m ²
閲覧席数	52 席
蔵書数	24,923 冊
学術雑誌	31 種

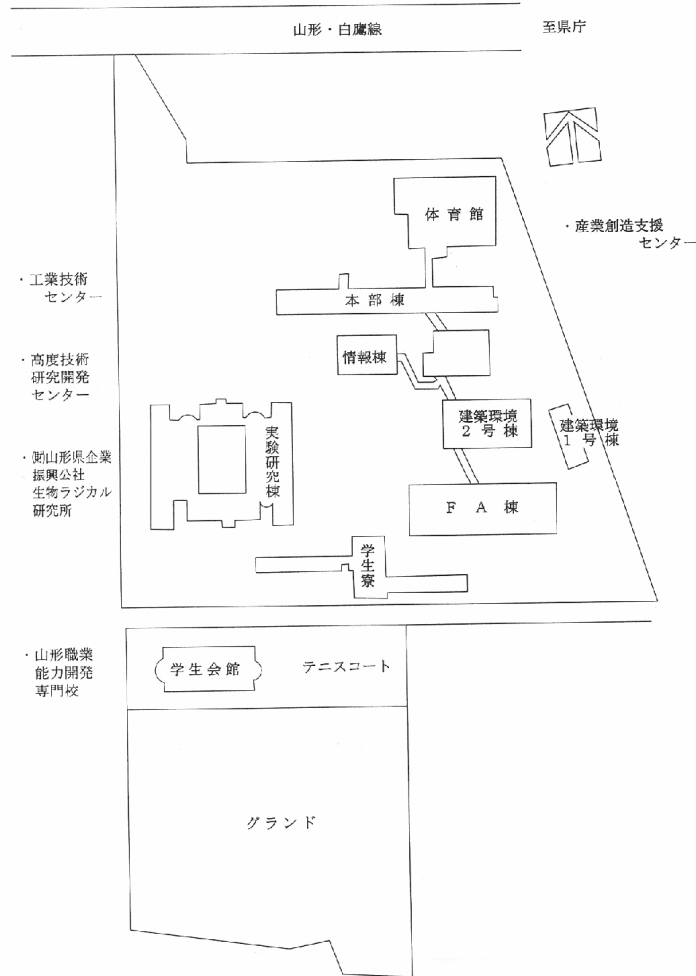
(2) 施設及び建設事業費について

① 施設の概要

(a) 施設の内容

種類	種別	所在地	面積 (m ²)	建設年度
土地	敷地	山形市松栄二丁目 2 番 1 号	56,864	—
主な 建物	校舎	山形市松栄二丁目 2 番 1 号	12,616	
		(内訳)		
		本部棟	2,376	昭和 54 年 3 月新築
		実験研究棟	6,443	平成 5 年 10 月新築
		情報棟	720	昭和 63 年 3 月新築
		FA 棟	1,082	昭和 54 年 3 月新築
		建築環境 1 号棟	420	昭和 54 年 3 月新築
		建築環境 2 号棟	689	平成 3 年 3 月新築
		体育館	886	昭和 55 年 4 月新築
	学寮等	山形市松栄二丁目 2 番 1 号	3,537	
		(内訳)		
		学生会館	1,920	平成 7 年 2 月新築
		学生寮	1,617	昭和 55 年 4 月新築

(b) 施設見取図



② 建設事業費について

(単位：千円)

	事業費合計	取得財源		
		一般財源	国庫補助金	県債
用地費	652,205			
建設費	2,635,251	767,093	312,978	2,769,000
その他(物件費等)	561,614			
合計	3,849,071	767,093	312,978	2,769,000

③ 県債の償還状況

(a) 償還状況

(単位：千円)

年度	発行額	元金償還額	利子支払額	県債残高
平成5年度	813,000	—	24,757	813,000
6年度	1,089,000	—	77,105	1,902,000
7年度	833,000	—	111,581	2,735,000

8年度	34,000	41,248	117,660	2,727,751
9年度	—	125,291	114,588	2,602,459
10年度	—	146,535	108,719	2,455,923
11年度	—	151,126	102,183	2,304,797
12年度	—	154,839	95,473	2,149,957
13年度	—	158,706	88,609	1,991,250
14年度	—	162,733	81,585	1,828,517
15年度	—	136,235	74,397	1,692,281
16年度	—	110,137	69,282	1,582,143
計	2,769,000	1,186,856	1,065,943	—

(b) 今後の償還計画

(単位：千円)

償還年度	元金償還額	未償還残高	利子支払額
平成17年度	84,231	1,497,911	65,023
18年度	87,785	1,410,126	61,470
19年度	91,490	1,318,635	57,765
20年度	95,351	1,223,284	53,904
21年度	99,376	1,123,908	49,879
22年度	103,571	1,020,337	45,684
23年度	107,944	912,393	41,311
24年度	112,502	799,891	36,753
25年度	117,253	682,637	32,002
26年度	122,205	560,432	27,050
27年度	127,367	433,064	21,888
28年度	132,748	300,315	16,506
29年度	138,358	161,957	10,897
30年度	116,409	45,547	5,353
31年度	43,395	2,152	1,323
32年度	2,152	—	55
計	1,582,143	—	526,871

(3) 収支状況について

(単位：千円)

	平成 13年度	14年度	15年度	16年度 予 算
(歳入)				
授業料	46,089	50,162	55,830	64,425
入学料	13,184	14,421	14,904	14,700
入学検査手数料	3,096	2,790	2,430	2,970
土地建物使用料	568	496	468	452
一般社会保険料	1,471	1,847	1,485	1,478
構内電話使用料	3	3	5	—
中小企業振興事業費寄付金	2,150	—	—	—
職業訓練受講料収入	830	408	474	764
雑入	660	609	472	534
歳入計①	68,054	70,739	76,070	85,323
(歳出)				
人件費	321,091	350,690	304,225	291,481

報 償 費	13,720	13,631	14,794	15,031
費 用 弁 償	4,533	3,211	3,278	5,122
普 通 旅 費	2,886	2,945	2,737	3,509
赴 任 旅 費	578	108	457	337
交 際 費	45	10	5	87
食 糧 費	462	206	138	267
一 般 需 要 費	91,175	89,345	85,611	91,979
役 務 費	4,145	4,006	3,802	3,596
使 用 料	73,188	72,917	70,474	57,140
備 品 購 入 費	3,227	10,062	1,121	24,026
委 託 料	52,412	52,382	51,463	56,580
工 事 請 負 費	3,247	2,467	987	381
負 担 金	680	767	1,004	1,183
歳出計②	571,396	602,753	540,101	550,720
収支 ①－②	△503,342	△532,014	△464,031	△465,397
国 庫 支 出 金 (注)	256,905	228,116	228,893	143,458
実質収支	△246,437	△303,897	△235,137	△321,939

(注) 国負担の国庫支出金のうち人件費負担に該当する分は産業技術短大庄内校と一括して収受し、区別が困難なため教職員の人数割りで計上している。

(人件費の内訳)

(単位：千円)

	平 成 13 年度	14 年度	15 年度	16 年度 予 算
報 酬	13,675	13,858	13,827	13,796
一 般 職 給	151,381	163,634	170,107	166,851
扶 養 手 当	5,296	5,608	6,002	5,880
住 居 手 当	3,162	3,201	3,535	3,636
期 末 手 当	50,560	50,354	45,945	47,066
勤 勉 手 当	16,282	18,249	22,627	22,340
寒 冷 地 手 当	3,668	3,760	4,107	3,955
通 勤 手 当	3,987	4,123	4,566	4,365
管 理 職 手 当	3,312	3,569	3,119	3,146
特 殊 勤 務 手 当	11,880	11,870	12,341	12,626
特 例 一 時 金	83	—	—	—
児 童 手 当	650	880	845	1,130
時 間 外 勤 務 手 当	15,704	8,151	5,607	—
単 身 赴 任 手 当	348	—	—	—
共 済 費	3,071	3,831	3,100	3,134
退 職 手 当	34,618	56,058	4,927	—
賃 金	3,409	3,538	3,565	3,553
合 計	321,091	350,690	304,225	291,481

2. 監査の結果及び意見

(1) 収入管理について

① 授業料の納入について

平成15年度末において、未納となっている授業料はないが、納入期限に遅れたことにより発生し

た延滞金のうち1人分33,700円が未納となっており、監査時点では入金されていなかった。

(改善策)

既に卒業した学生に関するものであり、督促に努めるべきである。なお、当該未納金は平成16年11月9日に入金されている。

② 土地建物使用料について

土地建物使用料のうち建物使用料は「行政財産の目的外使用許可事務取扱要領」の第4「使用料使用料の額」において、推定再建築費、耐用年数、維持及び保存の状況並びに利用効率等を考慮して算出した当該建物の適正な価格を基にして算定されるが、減価償却計算にあたって耐用年数改定時の変更漏れがあったこと及び計算式に誤りがあったことにより算定金額が誤っている。

(改善策)

基準に基づき正しく計算する必要がある。

(2) 契約事務について

① 物品購入について

(a) 電子複写機コピー契約について

産業技術短大では、電子複写機コピーについて、単年度契約かつ3つのメーカーに限定して仕様を定めている。最近2年間の契約状況は次のとおりである。

	平成14年度	15年度
契約形態	指名競争契約	指名競争契約
指名業者数(県内)	3者	3者
予定価格	6.3円	6.3円
契約額	5,985円	5,985円
落札率	95.0%	95.0%

これに対して、各事業者からは複数年契約を要望されている。また、メーカーを限定している点については特に理由はないとのことである。

(意見)

単年度契約では、契約先が変更されると、その度ごとに事業者はコピー機を自社の機械に取り替えないとしないために労力コストがかかり、その分価格に反映されることが予想される。コスト削減のためには、複数年契約の導入を検討すべきである。

また、仕様については現在指定しているメーカーに他のメーカーも加え、競争原理を高めることが望ましい。

(b) プロパンガス及びA重油の単価契約について

プロパンガスとA重油については、それぞれ指名競争入札による単価契約となっているが、平成14年度までは落札率は高い水準であった。しかし、平成15年度に新たに事業者1者を指名業者に加えたところ、下表のとおり明らかな改善効果が現れている。

(プロパンガス)

	平成14年度	15年度
契約形態	指名競争契約	指名競争契約
指名業者数(県内)	6者	7者 (新規指名された業者が落札)
予定価格	325.5円	330.75円
契約額	315.0円	194.25円
落札率	96.7%	58.7%

(A重油)

	平成14年度	15年度
契約形態	指名競争契約	指名競争契約

指名業者数（県内）	6 者	7 者 （新規指名された業者が落札）
予 定 価 格	38.85 円	41.47 円
契 約 額	34.65 円	32.86 円
落 札 率	89.1%	79.2%

（意 見）

意欲のある指名事業者を新規に参入させることにより、指名競争入札に本来の経済効果が表れるものと考えられる。これらの契約以外の物品購入業務や工事業務、委託業務についても、県外を含めた積極的な新規事業者を指名事業者に追加し、コスト削減を図ることが望ましい。

② 委託料について

(a) 随意契約としている委託業務について

平成 15 年度において予定価格 100 万円以上の委託業務のうち、随意契約としている業務は次のとおりである。

（単位：千円）

業 務	予定価格	契約額	落札率	随意契約理由
日常設備管理	11,025	10,861	98.5%	遠隔管理システムの操作業務が含まれているため、設置業者に委託している
庁舎警備	5,197	5,128	98.6%	機械警備のため、設置業者に委託している
冷温水発生機切替保守点検	1,417	1,386	97.7%	機械設置業者のため委託している
空調設備機械保守点検	2,310	2,257	97.7%	機械設置業者のため委託している
空調自動制御機器保守点検	2,205	2,152	97.6%	機械設置業者のため委託している

これらの業務のうち、空調自動制御機器保守を除くと代替業者はあるものと考えられる。

（改善策）

代替業者の存在する業務については、随意契約の場合でも相見積りを実施することが必要である。また、毎年入札で選定することが非効率と考えられる業務であっても、定期的（例えば 3～5 年おき程度）に入札を行うか、もしくは複数年契約とすることも検討する必要がある。

(b) 清掃及び一般廃棄物処理業務と植栽等管理業務について

清掃及び一般廃棄物処理業務と植栽等管理業務については、指名競争入札によっているが、契約額にほとんど変化はなく、設立以来同じ事業者が落札している。直近 3 年間の契約状況は次のとおりであり、この間指名事業者は 4～5 者であり、追加や変更はない。

（清掃及び一般廃棄物処理業務）

	平成 13 年度	14 年度	15 年度※
契 約 形 態	指名競争契約	指名競争契約	指名競争契約
予 定 価 格	14,700 千円	14,542 千円	14,910 千円
契 約 額	14,595 千円	14,490 千円	14,805 千円
落 札 率	99.2%	99.6%	99.2%

（注）平成 15 年度より、清掃業務に加えて一般廃棄物処理業務が追加された。14 年度の一般廃棄物処理の委託額は 458,955 円であった。

（植栽等管理業務）

	平成 13 年度	14 年度	15 年度
契 約 形 態	指名競争契約	指名競争契約	指名競争契約
予 定 価 格	5,775 千円	5,460 千円	5,460 千円
契 約 額	5,460 千円	5,355 千円	5,355 千円

落札率	94.5%	98.0%	98.0%
-----	-------	-------	-------

なお、両業務とも、隣接敷地内に県の施設として職業能力開発専門学校、工業技術センター、産業創造支援センター、高度技術研究開発センターがあるにもかかわらず、委託業務の共通化はほとんど図られていない。

(意見)

契約額がほとんど減少せず、同じ事業者が選定されている現状を改善するためには、能力を持った事業者であれば誰でも算入可能とする一般競争入札に切り替えるか、県外の大規模な事業者や県内でも従来指名対象とならなかった事業者についても、積極的に指名事業者とすべきである。なお、事業者が入札現場に来場しない郵便入札や電子入札の導入も検討し、落札率の低減を図るべきである。

また、清掃や植栽管理については、隣接施設と共同で委託を実施することにより相乗効果が図れるものと考えられるため検討が望まれる。その際、事業者との契約、支払等の事務はある施設が代表して行い、他の施設は負担金を支払う形になるものと考えられる。

(c) 学生会館食堂業務について

学生食堂業務については、設立以来同じ事業者にて委託を行っている。この事業者との契約において、産業技術短大が必要と認めた場合は委託業務の状況を産業技術短大に報告させることができることとなっているが、産業技術短大側は特に売上データ等を報告させることは行っていない。

(意見)

委託事業者の売上データや収支データは、食堂運営の状況を把握し、食事の料金改定等の検討にあたり重要なデータとなることから、他大学の事例も参考にして、売上データや収支データの作成、提出を求めることが望まれる。

③ 工事請負費について

工事請負費については以下の2件が存在した。

(単位：千円)

件名	予算額	予定価格	契約額	落札率	契約形態	相見積り数
環境システム科・屋上ソーラーシステム配管工事	1,190	1,186	1,181	99.5%	随意契約	3者
学生寮外壁修繕工事	2,566	2,205	2,058	93.3%	随意契約	3者

選定にあたって見積書の提出を要求した先は2件とも3者であり、この3者とした理由は山形市内の会社で地理的に近隣にあるものを選んだとのことである。

(意見)

見積書の提出を求める事業者については、特に近隣の事業者に限定することなく、より対象を広げるにより金額上のメリットが得られる可能性があると考えられる。

(3) 資産管理について

① 工作物について

(a) 工作物台帳について

工作物については前身の山形高等技術専門学校から引き継いだものがある。これらのうち12品目については個々の工作物の金額が記載されておらず建物のなかに含まれている。

(改善策)

今後、部分的に発生するであろう除却等に際し該当部分が明確にできないという不都合が考えられる。管理上、台帳上で金額を明らかにするとともに、より詳細に区分し記載する必要がある。

(b) 庭園について

敷地内に前身の山形高等技術専門学校時代に造園科が作成した庭園（置石、池等）がある。山形高等技術専門学校時代は工作物として公有財産台帳に登録されていたが、現在の台帳（総括表）の記載

がもれていた。このため学校側でも庭園につき財産との認識がなかった。

(改善策)

台帳（総括表）に記載し、財産として適切に管理すべきである。

② 備品について

(a) 備品カードについて

備品カードを閲覧した際に下記のような事項が存在した。

- ・ メカトロニクス科の備品カードのうち 10 件につき取得日の記載がないものが存在した。
- ・ 備品カードの番号は取得年月を基準にしたものであったり、単なる数値であったり一貫性がない。
- ・ 備品カードの数量記載欄に、同種の物品を複数購入したときに「一式」という記載がなされている場合がある。

(意見)

備品カードの記載すべき事項はもれなく記載し、番号については連番で管理するなどの方法をとるべきである。また同種の物品を複数、購入した場合は「一式」という記載でなく、その個数を記載するのが望ましい。

(b) 遊休状態の備品について

監査時の現品調査実施時に情報制御システム科の以下の物品については、ほとんど使用されていないとの報告を受けている。

(単位：千円)

品名	取得年度	取得額
デジタルプロッター	昭和 58 年度	439
制御用パソコン	平成 8 年度	193

また、校内を視察したときに、遊休状態となっているパソコン等の備品が多数、見受けられた。これらは主に新規設備の導入にしたがって使用されなくなったものとのことである。

(改善策)

現品照合実施時に使用不可あるいは今後使用する見込みのない備品をリストアップするとともに早期に廃棄処理することが望ましい。

(c) 備品標示票について

監査時の現品調査において備品自体に備品標示票の貼付がないものが 2 件存在した。

また備品標示票の貼付はあるものの、取得時期が古いものについては、記載内容が分からないものが存在した。

(改善策)

もれなく適切な備品標示票を貼付するべきである。

③ 公用車の利用状況等について

公用車については 2 台保有している。その利用状況等は以下の表に示すとおりであり、その主な用途は校長、非常勤講師の送迎である。

(単位：千円)

	稼働日数	15 年度 走行距離 (km)	修繕費	燃料 (ℓ)	燃料費
1. 小型貨物車 (バン)	124	4,860	112	522.1	53
2. 小型乗用車 (平成 15 年 8 月管 理替受入)	143	8,002	117	1,187.6	120

(注 1) 自動車運転技士は 1 人であり嘱託扱いである。

(注 2) 修繕費は主に車検費用である。

(意見)

小型乗用車については既に走行距離が 150 千kmを超え、今後買い替えの検討もなされるものと考えられる。その際にはタクシー、ハイヤーを使用する場合と新規に車両を購入する場合の費用の比較を行い、有利な方を選択すべきである。

(4) 人件費について

① 教員の職種について

病気療養休暇により実際に業務が勤まる状態でない者に対して、新たな役職を設けて任命しているが、教員としての勤務実績がないにもかかわらず、人件費が産業技術短大の歳出として計上されることになるため、産業技術短大の歳出が実態よりも過大に計上されていることになる。

(意見)

教員としての勤務実績がない者の人件費は、産業技術短大で負担すべき経費とは考えられないため、その配置について検討が必要である。

② 事務に係る職員数について

平成 16 年 4 月 1 日現在において、常勤職員 9 名（副校長、事務局次長含む）のほかに嘱託職員 7 名及びアルバイト 2 名を雇用しており、嘱託職員とアルバイトの役割は次のとおりとなっている。

- ・ 校長（嘱託 1 名）
- ・ 図書司書（嘱託 1 名）
- ・ 自動車運転及び構内整備（嘱託 1 名）
- ・ 教務学生課補助業務（嘱託 2 名）
- ・ 総務課補助業務（アルバイト 2 名）
- ・ 寮舎監（嘱託 2 名、交代制）

その一方で、教員を含めた常勤職員 33 名（管理職除く）の年間平均残業時間は 66 時間であり、事務職員（管理職除く）に限れば年間平均 18 時間である。もちろん残業時間は少ない方が良いが、現行の人数が他の短大等と比較して適正といえるかどうかの検討は必要である。

この点について、事務職員 1 人当たり学生数と事務職員 1 人当たり教員数を全国の公立短期大学平均と比較すると次のとおりとなる。なお、() 内は「①事務職員の職種について」で指摘した職員を除いた場合の数値である。

比較の結果、事務職員 1 人当たり学生数が 20.4 人と、全国平均 31.2 人より 35%以上少なかった。

	産業技術短大	全国平均 (公立短期大学)
事務職員 1 人 当たり学生数	20.4 人 (23.0 人)	31.2 人
事務職員 1 人 当たり教員数	3.3 人 (3.7 人)	2.7 人

(全国平均は、「文部科学省学校統計要覧(平成 16 年度版)」より算定)

(意見)

学生数が少ないため、全国平均よりも少ない結果となることは止むを得ない面もあるが、職員数及び事務補助を行う嘱託職員、アルバイトの人数がこれだけ必要かどうか、再検討が必要と考える。

③ 校長の勤務条件について

校長は非常勤嘱託として働いており、週 33 時間以内の労働時間となっている。もっとも実際には、平日はほぼ毎日常勤職員と同様の時間は勤務に服しているという説明があった。

その一方で、校長としての待遇が低いため、居住用のマンションを雇用労政課が借り上げたうえで、宿泊所として無償で提供するとともに、毎日の通勤や移動は公用車で嘱託職員による送迎を実施している。なお、これらの待遇については特に文書等で明記されているわけではない。

(意見)

賃貸マンションの無償提供は、対外的な透明性の観点からは、県と校長との間での契約書を取り交わす等の措置をとる必要がある。なお、平成 17 年度に校長は交代する予定であり、17 年度以降は居住用マンションの借上げや公用車の送迎は廃止する予定である。

また、産業技術短大の責任者である校長の身分や報酬について、このまま非常勤嘱託としての取

扱いでよいのか、報酬が校長としての職務に値するものかどうか、検討が必要と考える。

(5) その他

① 研究費について

研究費（教材等の経費）について、教官 1 人当たり年間 16 万円の予算枠がある。うち 8 万円は各教官が自由に申請でき、残り 8 万円はプールして、各教官同士で相談のうえ用途を決定している。

教材等の購入方法としては、予定価格 10 万円以上の場合には基本的に 2～3 者からの相見積りを実施したうえで随意契約とし、10 万円未満の場合は教官が選択した 1 者から購入（ネット上で価格比較はしているとのこと）を行っている。ただし、中にはインク、コピー用紙、ディスプレイフィルター等、同じものを年間数回に分けて購入しているものがある。

(意見)

各教官が共通で使用すると考えられる上記の教材、文具等については、なるべくまとめて購入し、少なくとも相見積り、できれば入札（可能であれば隣接する職業能力開発専門校等と合わせて）を行い、コストダウンを図ることが望ましい。

② 旅費の算定について

職員が東京都内（JR 山形駅から浜松町駅まで）に列車で出張した際に、実際に請求される運賃は片道 5,780 円であるにもかかわらず、職員には片道 6,090 円が支給されていた。この原因は、県の算定根拠が「県職員等の旅費に関する条例」において、「鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する」と定められているため、JR 山形駅から浜松町駅までの距離に JR の運賃計算表を当てはめて計算するのに対し、JR では東京等の大都市では運賃計算の特例があるためにこのようなずれが生じたものである。

この点は、産業技術短大だけではなく、県庁全体にも当てはまることである。

(意見)

JR 運賃については、上記の「大都市特例」を適用して旅費を算定すべきと考える。

③ 企業との共同研究について

産業技術短大では、「山形県立産業技術短期大学校共同研究取扱要綱」に基づき、企業からの申請を受けて共同研究を年間数件実施している。この共同研究にかかる費用負担はほとんど企業側であり、産業技術短大側は、教官個人にかかる経費を負担する仕組みとなっている。その代わりに、研究によって利益が生じても産業技術短大側に還元される仕組みはなく、産業技術短大のメリットは教官の技術力アップや就職先企業との関係強化に止まっている。

(意見)

今後、企業との連携による共同研究は強化することが望ましいと考えられるが、その際には、研究成果が生じた場合には産業技術短大に利益が還元（例えば学術論文への適用、金銭上の分配）される仕組みの検討が望まれる。

④ 公開講座の支出について

産業技術短大では、年間 10 程度の社会人等を対象とした公開講座を開催している。これらは有料であり（2～3 日のコースで 4～5 千円と低額に設定している）、講座ごとに収入は把握しているものの、支出については報償費等一部の費目を除き、正確な項目、金額を把握していない。そのため、講座ごとの正確な収支が把握できていない。

(意見)

公開講座には公益上あるいは産業技術短大の知名度向上といった目的もあるため、必ずしも各講座の収支を黒字化する必要はないが、料金設定や今後の講座展開を検討する上で重要な資料となるため、例えば次のようなフォームで収支を把握しておくことが望ましい。

(フォームの例)

	予算額	決算額	差異要因
(収入)			
受講料収入			受講者が予定人数に○人達しなかったため

寄 附 金 収 入			・・・
そ の 他			
収 入 計			
(支 出)			
外 部 講 師 謝 金			
内 部 講 師 人 件 費			
テ キ ス ト 代			
管 理 費 相 当 額 (注)			
そ の 他			
支 出 計			
差 引 収 支			

(注) 所要時間等で管理費相当額を試算する

⑤ 寮の管理運営について

学生寮の管理運営は、原則として学生から徴収する寮費により賄うこととしており、平成 15 年度の収支は次のとおりとなっている。

(単位：千円)

項 目	金 額	備 考
(収 入)		
寮 費 等	12,696	
(支 出)		
給 食 費	8,536	学生食堂と同じ事業者に、1食当たり朝食 400 円、夕食 600 円で委託
光 熱 水 費	1,104	電気・ガス等(産業技術短大が 50%負担する)
保 健 衛 生 費	1,818	主に清掃委託
そ の 他 支 出	1,220	新聞代、備品購入等
支 出 計	12,678	
差 引 収 支	18	
前 年 度 繰 越 金 等	1,829	
次 期 繰 越 金	1,847	

この表からは寮の単年度収支は黒字となっているが、この他に産業技術短大が負担している経費が次のとおりとなっている。

(単位：千円)

項 目	金 額	備 考
舎 監 人 件 費	3,313 (16 年度予算額)	寮の巡視、日常清掃等。嘱託職員 2 人(交代制)で対応
給 食 委 託 業 務	831	配膳業務 (給食業務とは別事業者に委託)
光 熱 水 費	1,104	電気・ガス等(産業技術短大が 50%負担する)
小 計	5,248	
学生寮外壁修繕工事	2,058	工事は発生しない年度の方が多い。
合 計	7,306	

このように、工事を除く定期的な管理経費だけでも、産業技術短大側で年間 5,248 千円を負担している。

なお、学生寮にかかる財務事務についても、産業技術短大事務局が代行して行っているが、委託業務はすべて随意契約となっており、必ずしも競争原理が働いていない可能性がある。

(意 見)

産業技術短大側の負担経費のうち、給食委託業務と光熱水費は本来寮費収入で賄うべき性質のものである。寮費水準を引き上げるよりも、現在の契約形態の見直しによりコスト削減を図ることが望ましい。

⑥ 図書について

(a) 蔵書点検について

「山形県立産業技術短期大学校図書館規程」によれば蔵書の定期点検は年 1 回行うこととなっているが、近年は行われていない。そのため、紛失図書の把握等ができない状況である。

(改善策)

規定に従い、毎年蔵書点検を行う必要がある。

(b) 延滞について

監査実施日において返却予定日を経過しているものは 24 人、38 冊であり、そのうち 12 人、19 冊が 1 年以上経過している。

(改善策)

督促を行うとともに、紛失したものについては、弁償を求める必要がある。

(c) 利用状況について

図書館の利用状況は次のとおりであり、年々低下してきている。

	平成 13 年度	14 年度	15 年度
貸出人数	727	606	383
貸出冊数	1,503	1,086	734

(意見)

開館時間の延長を含め、利用状況の改善を図ることが求められる。

(d) 研究費で購入した図書について

教員が研究費で購入した図書については、図書台帳への登録は行われない。

(意見)

台帳などを作成し、管理するのが望ましい。

(6) 行政コスト計算書

(単位：千円)

	平成 13 年度	14 年度	15 年度
(行政コスト)			
I 人に係るコスト	334,442	363,822	318,493
教員人件費	214,179	231,780	211,498
給与手当	214,179	205,415	206,571
退職手当	—	26,364	4,927
職員人件費 (注1)	103,470	114,579	89,100
給与手当	68,852	84,885	89,100
退職手当	34,618	29,693	—
共済費	3,071	3,831	3,100
報償費 (注2)	13,720	13,631	14,794
II 物に係るコスト	342,156	344,913	329,071
物件費	92,477	97,007	85,581
外部委託費	52,412	52,382	51,463
維持管理費	91,175	89,345	85,611
研究費	—	—	—
減価償却費	105,410	105,410	105,410
その他	680	767	1,004
III その他コスト	88,609	81,585	74,397
県債利息	88,609	81,585	74,397

行政コスト合計	765,208	790,321	721,961
(収入項目)			
授 業 料	46,089	50,162	55,830
入 学 料	13,184	14,421	14,904
入学審査手数料	3,096	2,790	2,430
国庫支出金	256,905	228,116	228,893
そ の 他	5,685	3,365	2,906
収入項目合計	324,959	298,855	304,963
差引行政コスト	440,248	491,465	416,997

(注1) 所轄部課における人件費を考慮している。専従職員はおらず4人が担当しており、各々について運営指導する職員の業務量を概算し、その内山形校の負担を60%、庄内校を40%として計上している。

(注2) 報償費は、主に非常勤講師の謝金である。

県民1人当たり差引行政コスト及び学生1人当たり差引行政コストは次のとおりである。

(単位：円)

	平 成 13 年 度	14 年 度	15 年 度
県 民 数 (人)	1,240,877	1,235,870	1,229,854
県民1人当たり差引行政コスト	355	398	339
学 生 数 (人)	175	181	196
学生1人当たり差引行政コスト	2,515,706	2,715,278	2,127,540

なお、機会コストを考慮した行政コストは以下のとおりである。

(単位：千円)

	平 成 13 年 度	14 年 度	15 年 度
差 引 行 政 コ ス ト	440,248	491,465	416,997
機 会 コ ス ト	38,738	38,738	38,738
機会コスト考慮後行政コスト	478,986	530,203	455,736

(7) 今後のあり方

① 入学状況について

(産業技術短大の合格率と入学率については、P.70 参照)

平成13年度以降、一般の合格率は年々上昇しているが、主として受験者数の減少によるものと思われる。県では、この受験者数減少を少子化及び受験者の4年制大学志向の強まりにあると分析している。一般の受験者数の減少ということを踏まえ産業技術短大では高校からの推薦入学に力を注いでいる。

また、入学率をみると推薦入学は毎期90%台と高い水準にあるが、一般入学は毎年度60%台の水準となっている。これは他校との併願により他大学等を選択しているものと考えられる。また平成16年4月7日現在の在籍者を出身地別にみると県内の村山地方が8割弱を占め、庄内出身者は3人、県外出身者は1人に止まっている。

今後、少子化が一層進むことが確実であり、いかに学生を確保するかが重要な課題となる。産業技術短大ではホームページの活用等、知名度のアップも意識しているが県内での知名度はまだ十分なものではないと考えられる。現在は県内の村山地方に在籍者が偏っているが、これからは置賜地方や状況によっては県外からの入学希望者を増加させることも検討すべきである。後述のとおり就職に関しては実績があるので、今後学校としての魅力を十分にアピールし、学生を確保していくことが望まれる。

② 卒業者の進路について

(産業技術短大の卒業者の進路については、P.70 参照)

卒業後は就職する者がほとんどであり、進学する者は僅かである。就職地は県内が大多数を占め

る。就職先は製造業・情報産業が多いが、金融機関や流通産業等への就職もあり、多方面に亘っている。

求人倍率も一般の水準よりも高い傾向にあり、企業からも一定の評価を得ているものと考えられる。

平成 16 年 4 月 7 日現在の状況では、建築環境システム科等で定員割れの状態となっている。これは、建設業の不況の影響が考えられるが、このような状況に適切に対応し県内の若年者の就職に少しでも貢献することが望まれる。

③ 産業技術短大の問題点や今後の方向性について（産業技術短大・産業技術短大庄内校）

ここでは産業技術短大の問題点や今後の方向性について産業技術短大と産業技術短大庄内校を併せて述べていくこととする。

(a) 社会人の受入態勢について

生涯学習が叫ばれるなか各大学とも社会人向けのプログラムを強化する方向にある。産業技術短大では主として就業者を対象として産業情報専攻科を設置している。産業情報専攻科は平成 16 年 4 月 7 日現在、定員 10 人に対して在籍者が 4 人となっている。専攻科が設けられたのが 15 年度であり、日が浅く認知度にかける面もあるが、今後定員割れの状況の解消が望まれる。そのためには、現在の状況を分析しカリキュラム等の再検討などが必要である。また、産業情報専攻科以外でも社会人の受入れなどを検討する余地があると考えられる。また産業技術短大庄内校においても社会人を対象としたプログラムの設置も検討を要する。

(b) 産業技術短大と産業技術短大庄内校との連携

別組織として現在、産業技術短大と産業技術短大庄内校が存在する。しかし、今のところ両校は教職員、学生ともにお互いの交流の機会が少ない。両校の学生・教職員の人的交流を通して触発される機会を与える意味でも定期的な交流を持つことは意義があると考えられる。

(c) 姉妹校の活用

産業技術短大では平成 9 年より米国コロラド州プエブロコミュニティカレッジと姉妹校の締結を行っている。しかし、現在のところ有効に活用されていない。今後の積極的な活用が望まれる。

(d) 行政コスト計算と組織の集中化の検討

行政コスト計算書上の産業技術短大及び産業技術短大庄内校の平成 15 年度の数値は以下に示すとおりである。

(単位：千円)

	産 業 技 術 短 大	産 業 技 術 短 大 庄 内 校	合 計
行 政 コ ス ト	416,997	209,096	626,094
県民 1 人当たり差引行政コスト (円)	339	170	509
学生 1 人当たり差引行政コスト (円)	2,127,540	1,954,173	2,066,318

上記の表から見ると産業技術短大・産業技術短大庄内校の合計で年間約 626,094 千円の行政コストがかかっている。また、学生 1 人当たりの行政コストは 2,066 千円となる。行政コストのうち 50% 程度が人件費となっている。従って、今後の課題としては人件費を中心とした費用の削減が考えられる。費用削減の方策の一つとして産業技術短大と産業技術短大庄内校の統合も考えられる。統合する場合のメリット・デメリットには次のようなものがあげられる。

(メリット)

- ・ 業務の集中化が図られ人件費及び設備費の節減が可能となる。
- ・ 必要な設備に重点的な投資が可能となり、また設備の稼働率が上昇する。
- ・ 統合により空いた土地、設備が他の用途に転用可能となる。

(デメリット)

- ・ 現在は産業技術短大が県内の村山地方出身者が中心であり、一方産業技術短大庄内校は庄内地方出身者が中心となっており学生にとっては地理的に不便が生じる。

- ・ 統合のために一時的な支出が発生する。
 - ・ 統合により空いた土地、設備が有効利用されないと経費削減の効果が希薄となる。
- 統合についてはメリット・デメリットの双方があるので一概には言えないが検討に値するものとする。また統合に限らず長期的な視点から産業技術短大のあり方を費用の削減ともからめて検討する必要がある。

第7 産業技術短大庄内校

1. 大学の概要

(1) 産業技術短大庄内校の概要

① 設置目的

高度技能者に対する本県産業界の需要が高まり、産業技術短大の規模拡大が求められていたが、産業技術短大の山形の敷地は手狭であり、拡張できる余地もないことから、規模拡大をするには別に土地を確保する必要があった。

庄内地域は、総面積で県の25.8%、総人口で25.9%、製造業事業所数で23.6%、製造業従事者数で24.5%を占めており、また、酒田港を拠点として貿易額も増加し、国際交流に積極的に取り組んでいるが、若年層の地元定着率の低さが地域としての課題とされており、解決策の1つとして、高等教育機関の設置が強く望まれていた。

以上のことから、規模拡大の候補地は庄内地域が最も適切と考えられ、平成9年に産業技術短大の分校として庄内校が開学された。

庄内地域の産業界は、技術革新に対応できる柔軟な思考を持ち、新しい価値を創造していく即戦力のある人材を必要としており、こうした要請に応えるため「幅広い知識と最新の技術を身につけた即戦力となる実践的技術者」と「優れた国際感覚を持った明るいエネルギーな産業人」を育み、地域産業の技術力の向上と国際交易の進展に貢献することを目的としている。

② 所管部署

商工労働観光部 雇用労政課

③ 沿革

平成5年	4月	産業技術短大が開学。
8年	7月	山形県立産業技術短期大学校庄内校の名称で設置認可申請。
8年	9月	産業技術短大庄内校の設置が認可される。
9年	4月	産業技術短大庄内校が開学。

④ 特色

職業能力開発促進法に規定する職業能力開発短期大学校である産業技術短大の分校として設置されている。

産業技術の高度化に対応するため、最新の設備機器を活用した実験・実習と少人数教育による個別指導方式を採用するとともに、外国語やマルチメディア、ネットワークコンピュータ科目を重視し、海外研修や企業研修を導入するなど特色あるカリキュラムにより実践力の向上を目指している。

また、開かれた教育機関として、企業より研修生を受け入れ、在職者を対象とした公開講座を実施するとともに、地元産業界・大学・研究機関との教育交流や技術交流を行っている。

本校の卒業生は「人事院規則9-8（初任給、昇格、昇給等の基準）の運用について」の学歴、免許等資格区分が「短大2卒」として取り扱われる。また、学生が在学中に取得している主な資格としては3級技能士（普通旋盤、フライス盤）及び実用英語技能検定2級、日商簿記検定2級、基本情報処理技術者などがある。

⑤ 学生定員と在籍者数

(単位：人)

	1年生		2年生		合計	
	入学定員	在籍者数	入学定員	在籍者数	入学定員	在籍者数
制御機械	20	16	20	18	40	34
電子情報	20	25	20	17	40	42
国際経営	20	22	20	12	40	34
計	60	63	60	47	120	110

(平成16年4月14日現在)

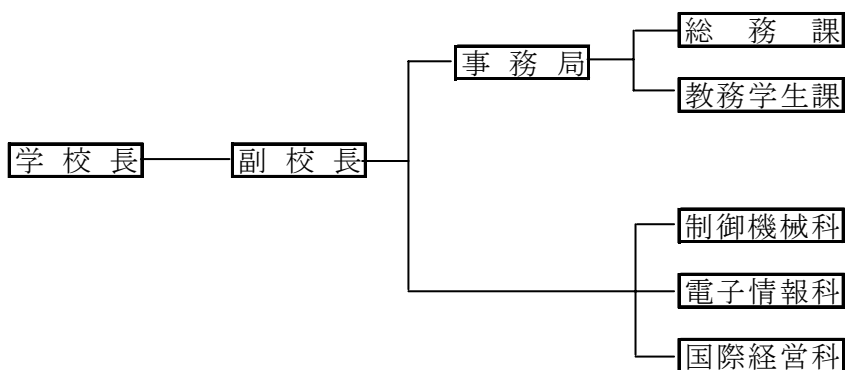
⑥ 在籍者数の推移

(単位：人)

	平成 13年度	14年度	15年度	16年度
制御機械	28	37	38	34
電子情報	38	36	43	42
国際経営	38	31	26	34
計	104	104	107	110

⑦ 産業技術短大庄内校の人員構成

(a) 組織図



(b) 教職員の状況

(i) 教員 (年度平均)

(単位：人)

	平成 13年度	14年度	15年度	16年度
主 幹	1	1	2	2
専 門 員	1	2	1	1
主任専門講師	2	1	2	4
主任講師	7	10	7	6
講 師	7	4	5	5
非常勤指導員	—	—	1	—
非常勤講師	23	20	19	20

(ii) 職員 (年度平均)

(単位：人)

	平成 13年度	14年度	15年度	16年度
常勤職員	6	6	6	6
非常勤職員	5	5	5	5

(注) 非常勤職員は嘱託・日々雇用

⑧ 卒業後の進路

(単位：人)

	平成 13年度	14年度	15年度
卒業者数	37	48	48

県内就職者数	32	39	41
県外就職者数	1	3	1
進学者数	—	1	2
未就職者数	4	5	4
中退者数	13	5	7

⑨ 学生の合格率と入学率

(単位：人)

	平成 13年度	14年度	15年度	16年度
(一般)				
受験者数 A	33	23	37	28
合格者数 B	27	18	32	22
入学者数 C	24	15	24	17
合格率 B/A	81.8	78.3	86.5	78.6
入学率 C/B	88.9	83.3	75.0	77.3
(推薦)				
受験者数 A	41	49	38	44
合格者数 B	35	35	32	42
入学者数 C	35	35	32	42
合格率 B/A	85.4	71.4	84.2	95.5
入学率 C/B	100.0	100.0	100.0	100.0

各科とも入学科及び授業料は次のとおりである。

(単位：円)

入 学 料	140,000
授業料 (年額)	335,000

(平成16年4月現在)

授業料の減免は「山形県立産業技術短期大学校条例等施行規則」に規定されており、経済的理由によって納付が困難であると認められ、かつ、成績が優秀と認められる場合などには授業料の全額または半額が減免の対象となる。

平成15年度の実績は以下のとおりである。

		前期		後期	
		人	円	人	円
1年生	全額	5	741,250	4	593,000
	半額	—	—	—	—
2年生	全額	1	148,250	1	148,250
	半額	—	—	—	—
専攻科	半額	—	—	—	—
計	全額	6	889,500	5	741,250
	半額	—	—	—	—
	計	6	889,500	5	741,250
合計					1,630,750

⑩ 図書室について

延床面積	46.75 m ²
閲覧席数	4席
蔵書数	8,280冊
学術雑誌	12種

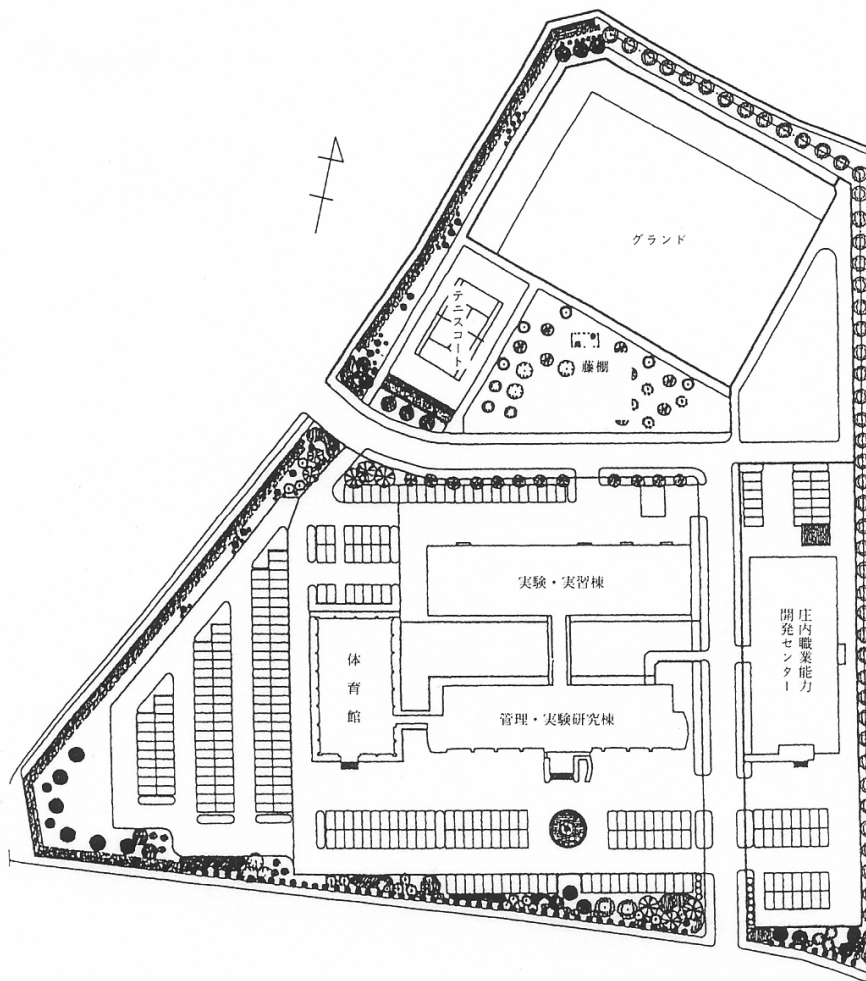
(2) 施設及び建設事業費について

① 施設の概要

(a) 施設の内容

種類	種別	所在地	面積 (㎡)	建設年度
土地	敷地	酒田市京田 3 丁目 57-4	37,394	—
主な建物	校舎	酒田市京田 3 丁目 57-4	6,850	
		(内訳)		
		管理・実験研究棟	4,746	平成 9 年 1 月新築
		実験・実習棟	1,245	平成 9 年 1 月新築
		体育館	778	平成 9 年 1 月新築
		附属施設	81	平成 9 年 1 月新築

(b) 施設見取図



② 建設事業費について

(単位：千円)

	事業費合計	取得財源		
		一般財源	国庫補助金	県債
用地費	827,559	579,458	335,055	1,921,611
建設費	1,658,464			
その他(物件費等)	350,100			
合計	2,836,124	579,458	335,055	1,921,611

③ 県債の償還状況

(a) 償還状況

(単位：千円)

年度	発行額	元金償還額	利子支払額	県債残高
平成7年度	820,000	—	14,760	820,000
8年度	257,000	—	36,833	1,077,000
9年度	1,164,000	—	63,671	2,241,000
10年度	159,000	24,600	70,191	2,375,400
11年度	—	57,214	70,465	2,318,185
12年度	—	97,292	68,161	2,220,893
13年度	—	98,618	65,064	2,122,274
14年度	—	99,981	61,930	2,022,293
15年度	—	101,381	58,758	1,920,911
16年度	—	102,821	55,547	1,818,090
計	2,400,000	581,909	565,385	—
計の内、産業技術短大庄内校の使用部分(注)	1,921,611	465,917	452,688	1,455,692

(注) 県債は産業技術短大庄内校だけでなく他の事業目的とあわせて発行されている。発行額2,400百万円のうち産業技術短大庄内校の資金とされるのは1,921百万円である。元金償還額及び利子支払額はこの比率で計算している。

(b) 今後の償還計画

(単位：千円)

償還年度	元金償還額	未償還残高	利子支払額
平成17年度	555,302	1,267,787	43,735
18年度	56,623	1,206,163	33,210
19年度	58,188	1,147,975	29,976
20年度	218,795	929,180	28,368
21年度	61,448	867,731	25,046
22年度	63,148	804,582	23,346
23年度	64,894	739,687	21,599
24年度	66,690	672,997	19,804
25年度	68,536	604,460	17,958
26年度	70,434	534,025	16,060
27年度	72,385	461,639	14,109
28年度	74,391	387,248	12,103
29年度	76,453	310,794	10,041
30年度	78,574	232,220	7,920
31年度	80,753	151,466	5,741

32年度	82,994	68,471	3,500
33年度	68,471	—	1,338
計	1,818,090	—	313,859
計の内、産業技術短大庄内校の使用部分(注)	1,455,692	—	251,298

(注) 県債は産業技術短大庄内校だけでなく他の事業目的とあわせて発行されている。発行額2,400百万円のうち産業技術短大庄内校の資金とされるのは1,921百万円である。元金償還額及び利子支払額はこの比率で計算している。

(3) 収支状況について

(単位：千円)

	平成 13年度	14年度	15年度	16年度 予 算
(歳入)				
授業料	27,162	28,660	28,889	35,814
入学料	6,528	8,418	8,694	8,400
入学検査手数料	1,296	1,350	1,296	1,350
土地建物使用料	128	174	286	258
一般社会保険料	1,005	987	1,031	827
構内電話使用料	1	1	1	1
職業訓練受講料収入	151	122	88	396
雑入	114	111	108	111
歳入計①	36,386	39,826	40,394	47,157
(歳出)				
人件費	183,077	177,952	171,609	166,667
報償費	11,588	10,534	9,767	10,857
費用弁償	2,208	1,831	1,613	2,195
普通旅費	3,475	2,758	2,834	3,095
赴任旅費	494	5	413	548
食糧費	104	128	90	87
一般需要費	48,816	48,390	44,364	51,880
役務費	6,363	5,824	4,433	4,228
使用料	554	441	474	401
備品購入費	3,364	1,708	2,000	36,871
委託料	29,872	30,313	29,676	27,953
工事請負費	617	3,045	399	—
負担金	326	255	309	434
歳出計②	290,864	283,190	267,985	305,217
収支 ①-②	△254,477	△243,364	△227,590	△258,060
国庫支出金(注)	144,227	128,746	133,506	78,893
実質収支	△110,250	△114,617	△94,083	△179,167

(注) 国負担の国庫支出金のうち人件費負担に該当する分は産業技術短大庄内校と一括して収受し、区別が困難なため教職員の人数割りで計上している。

(人件費の内訳)

(単位：千円)

	平成 13年度	14年度	15年度	16年度 予算
報酬	5,488	5,394	6,973	5,222
一般職給	99,974	99,366	96,449	94,951
扶養手当	4,132	4,326	4,040	4,164
住居手当	3,347	3,187	3,122	3,205
期末手当	33,388	30,099	26,162	26,841
勤勉手当	10,807	10,569	12,663	12,503
寒冷地手当	3,121	3,320	3,151	3,053
通勤手当	2,454	3,067	2,815	2,754
管理職手当	2,006	1,202	1,765	1,415
特殊勤務手当	6,756	7,177	6,863	7,053
特例一時金	57	—	—	—
児童手当	210	360	310	350
時間外勤務手当	5,812	2,992	1,750	—
単身赴任手当	1,680	1,332	1,680	1,680
共済費	2,073	2,038	2,136	1,715
退職手当	—	1,764	—	—
賃金	1,768	1,754	1,724	1,757
合計	183,077	177,952	171,609	166,667

2. 監査の結果及び意見

(1) 契約事務について

① 委託料について

(a) 随意契約とした理由が適当でない契約について

「CAD/CAM システムサポートサービス委託契約」(平成 15 年度で終了)及び「画像処理システム保守契約」はいずれも当該システムの納入事業者との随意契約となっている。随意契約とされている理由は、両システム共、システムを構成するソフトウェアが複数の事業者により開発されており、各々の事業者とサポート契約を結ぶより、開発した複数の事業者をカバーする代理店となっている納入事業者と契約した方が効率的であると考えたためである。しかし、複数の開発事業者をカバーする代理店となっている事業者は納入事業者以外にも存在する可能性があり、随意契約とする正当な理由にはならない。

(改善策)

納入事業者以外にもサポート・保守を担う事業者が存在する可能性を排除せず、極力競争入札により委託事業者を選定するよう留意する必要がある。

(b) 指名競争入札における指名先の選定理由について

現在、指名競争入札における指名先の選定理由については、何ら文書化されたものがない。

(意見)

上記のような状況では、事後的な指名先の適否についての検証が不可能である。また、ある業務に類似した業務が発生した際に、どの事業者を指名するのが適当か、データとしての蓄積がないため、一から事業者のピックアップを行うことになり、非効率である。したがって、指名先の選定理由は文書化しておくことが望ましい。

(c) 作業報告書の徴求を明示していない委託契約について

以下の委託契約については、契約書上、作業報告書の徴求について明示されていない。

- ・ 庁舎警備業務委託
- ・ CAD/CAM システムサポートサービス委託
- ・ 画像処理システム保守契約
- ・ CAD システムサポートサービス

(改善策)

現状では、委託先が自発的に作業報告書を提出しているが、支出時に作業内容及び作業完了を確認するためにも、作業報告書の徴求を契約書上、明示する必要がある。

(2) 資産管理について

① 公有財産について

(a) 台帳について

記載がおおまかである。例えばテニスコートは分離されず一括して外構工事のなかに含まれている。

(改善策)

取得時に、より詳細に分類表示することにより、将来の部分的な除却等に対応できることになり管理上も有用である。

(b) 備品カードについて

備品カードを閲覧した際に下記のような事例が存在した。

- ・ 書棚やロッカーの一部につきカードに場所及び番号の記載がないために即座に現品と照合できないものが存在した。
- ・ 備品カードに番号の記載のないものが散見された。また番号は取得年月を基準にしたものであったり、単なる数値であったり一貫性がない。
- ・ カードが重複しているものが2件存在した。これは当初のカードに書き損じなどがあり再度、作成したが訂正前のカードもそのまま残っていたことによる。
- ・ カードに記載されている金額について、購入総額が記載されているものや総額の記載がなく購入単価のみ記載されているものが存在した。

(改善策)

備品カードの記載すべき事項はもれなく記載し、管理上、現品と即座に照合できる状態にしておくべきである。番号や金額については統一した内容で記載すべきである。

(c) 備品標示票について

監査時の現品調査において備品自体に備品標示票の貼付がないものが2件存在した。

また、備品標示票の貼付はあるものの、取得時期が古いものの一部に、記載内容が消えているものが存在した。

(改善策)

もれなく適切な備品標示票を貼付するべきである。

(d) 寄贈品について

平成14年度の卒業生より寄贈のあったテレビ・ビデオについては備品カード等が存在しなかった。これは寄贈の事実につき総務課に連絡がなく、備品カードの作成がなされなかったものと考えられる。

(改善策)

寄贈などがあった場合には速やかに総務に連絡される体制が必要である。また寄贈品についても評価額が2万円以上のものは備品カードへの記載が必要であり2万円未満のものでも台帳等を作成し管理するべきである。

② 公用車について

公用車については2台保有しており、その利用状況等は以下の表に示すとおりである。その主な用途は校長、非常勤講師の送迎である。

(単位：千円)

	稼働日数	15年度 走行距離 (km)	修繕費	燃料 (ℓ)	燃料費
1. 小型貨物車 (バン)	186	9,071	123	870.9	91
2. 小型乗用車	94	8,314	—	853.9	89

(注) 自動車運転技士 嘱託 扱い

(意見)

小型乗用車については既に走行距離が150kmを超え、今後買い替えの検討もなされるものと考えられる。その際にはタクシー、ハイヤーを使用する場合と新規に車両を購入する場合の費用の比較を行い、有利な方を選択すべきである。

(3) その他

① 図書について

(a) 図書の管理について

図書の利用については、学生便覧に「図書室の利用」ということで一定のルールが示されているが、管理については、管理規程等が定められていない。

図書台帳は作成されているが、蔵書点検は行われておらず、紛失図書の把握や台帳登録の漏れ(15年度購入分のうち3件)、誤りを把握できない状況である。

(改善策)

図書の管理規程を作成するとともに、図書台帳の整備、毎年の蔵書点検の実施等管理を徹底する必要がある。

(b) 延滞について

監査実施日において返却予定日を経過しているものは26人、58冊であり、そのうち14人、22冊が1年以上経過している。

(改善策)

督促を行うとともに、紛失したものについては、弁償を求める必要がある。

(c) 利用状況について

図書室の利用状況は次のとおりである。

	平成13年度	14年度	15年度
貸出人数	51	32	35
貸出冊数	302	231	236

(意見)

開館時間の延長を含め、利用状況の改善を図ることが求められる。

(d) 研究費で購入した図書について

教員が研究費で購入した図書については、図書台帳への登録は行われていない。

(意見)

台帳等を作成し管理するのが望ましい。

(4) 行政コスト計算書

(単位：千円)

	平成 13年度	14年度	15年度
(行政コスト)			
I 人に係るコスト	194,924	188,759	181,679
教員人件費	121,851	123,730	117,239
給与手当	121,851	121,965	117,239
退職手当	—	1,764	—
職員人件費 (注1)	59,410	52,455	52,535
給与手当	59,410	52,455	52,535
退職手当	—	—	—
共済費	2,073	2,038	2,136
報償費 (注2)	11,588	10,534	9,767
II 物に係るコスト	163,687	159,751	154,271
物件費	18,334	14,454	13,583
外部委託費	29,872	30,313	29,676
維持管理費	48,816	48,390	44,364
研究費	—	—	—
減価償却費	66,338	66,338	66,338
その他	326	255	309
III その他コスト	52,095	49,586	47,046
県債利息	52,095	49,586	47,046
行政コスト合計	410,707	398,097	382,998
(収入項目)			
授業料	27,162	28,660	28,889
入学料	6,528	8,418	8,694
入学考査手数料	1,296	1,350	1,296
国庫支出金	144,227	128,746	133,506
その他	1,400	1,397	1,515
収入項目合計	180,613	168,573	173,901
差引行政コスト	230,093	229,524	209,096

(注1) 所轄部課における人件費を考慮している。専従職員はおらず4人が担当しており、各々について運営指導する職員の業務量を概算し、その内山形校の負担を60%、庄内校を40%として計上している。

(注2) 報償費は、主に非常勤講師の謝金である。

県民1人当たり差引行政コスト及び学生1人当たり差引行政コストは次のとおりである。

(単位：円)

	平成 13年度	14年度	15年度
県民数(人)	1,240,877	1,235,870	1,229,854
県民1人当たり差引行政コスト	185	186	170
学生数(人)	104	104	107
学生1人当たり差引行政コスト	2,212,441	2,206,967	1,954,173

なお、機会コストを考慮した行政コストは以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 13年度	14年度	15年度
差引行政コスト	230,093	229,524	209,096
機会コスト	24,379	24,379	24,379
機会コスト考慮後行政コスト	254,473	253,903	233,475

(5) 今後のあり方

① 入学状況について

(産業技術短大庄内校の合格率と入学率については、P. 88 参照)

平成 13 年度～16 年度の一般の合格率は約 78%から 86%の間で推移している。受験者数に関しては一般の受験者数が推薦に比べて低い水準にある。県では受験者数が少ない主な理由は少子化及び受験者の 4 年制大学志向の強まりにあると分析している。一般の受験者数の減少ということを踏まえ産業技術短大庄内校では高等学校からの推薦入学に力を注いでいる。

また、入学率をみると推薦入学は每期 100%と高い水準にあるが、一般入学は低下傾向にあり、15 年度では 75%台の水準となっている。これは他校との併願により他大学等を選択しているものと考えられる。また 16 年 4 月 14 日現在の在籍者を出身地別にみると庄内地方が 8 割強を占め村山及び置賜地方の出身者は 11 人、県外出身者は 1 人とどまっている。

今後、少子化が一層進むことが確実であり、いかに学生を確保するかが重要な課題となる。産業技術短大庄内校ではホームページの活用等、知名度のアップも意識しているが県内での知名度はまだ十分なものではないと考えられる。庄内地方に在籍者が偏っているが、これからは最上地方や状況によっては県外からの入学希望者を増加させることも検討すべきである。

② 卒業者の進路について

(産業技術短大庄内校の卒業者の進路については、P. 87 参照)

卒業後は就職する者がほとんどであり、進学する者は僅かである。就職地は県内が大多数を占める。就職先は製造業・情報産業が多いが、金融機関や流通産業等への就職もあり、多方面に亘っている。

求人倍率・就職決定率も一般の水準よりも高い傾向にあり、企業からも一定の評価を得ているものと考えられる。ただ、他の学科に比較して電子情報科の就職決定率が、やや低い水準にあるので、この原因分析と改善が今後の課題といえる。

③ 産業技術短大庄内校の問題点や今後の方向性について

(産業技術短大庄内校の問題点や今後の方向性については、P. 84 参照)

第8 農業大学校

1. 大学の概要

(1) 農業大学校の概要

① 設置目的

優れた農業後継者及び農村地域において指導的役割を担う者を養成するとともに農業者等の研修を行うため、農業大学校を設置する。

② 所管部署

農林水産部 農業技術課

③ 沿革

昭和 30 年	1 月	新庄市松本のデンマーク農法指導場のあとに山形県立農業試験場経営伝習農場を設立
36 年	4 月	山形県立経営伝習農場として農試より独立
41 年	4 月	山形県農業経営研究所に改称
51 年	4 月	山形県立農業経営大学校に改称
53 年	4 月	山形県立農業大学校に改称
58 年	4 月	新しい農業大学校として発足（人事院規則上の学歴「短大2卒」適用、研修部を併設）
平成 3 年	3 月	短期研修施設「緑風館」完成
4 年	7 月	アメリカ・コロラド州、モーガン・コミュニティーカレッジと姉妹校締結
8 年	4 月	農業総合教育センター発足
9 年	4 月	農業研究研修センター発足（農業大学校は教育研修部を担当）
11 年	4 月	研修部に特別研修課程新設
12 年	4 月	経営学科制、新カリキュラムに移行
16 年	10 月	創立 50 周年記念式典

④ 特色

農林水産省が所管する農業改良助長法に規定する農業者研修教育施設である。その特色は、文部科学省所管の農学部系の4年制大学や農業短期大学と異なり、実習に重点を置いた学習により卒業後すぐ農業経営を展開できる実践力を身につけた農業者の育成にある。

コースは高等学校卒業又はこれと同等の学力を有すると知事が認めたものが進む全寮制の養成部と、農業者及び新規就農希望者向けの特別研修課程及び農業者の経営発展段階に応じた生涯学習の観点から研修を行う一般研修からなる研修部から構成されている。

養成部の学科は稲作経営学科、園芸経営学科、畜産経営学科の3つが設置されており、下記のとおりコースが設けられている。

- ・ 稲作経営学科…稲作コース
- ・ 園芸経営学科…野菜コース、果樹コース、花きコース
- ・ 畜産経営学科…酪農コース、肉用牛コース、養豚コース

一方、研修部の特別研修課程には、新しい技術、新規作物の導入を目指す農業経営者のための研修を行うステップアップコースと、新規就農希望者に対する技術支援研修を行うチャレンジコースが設けられている。

なお、本校の卒業生は「人事院規則9-8（初任給、昇格、昇給等の基準）の運用について」の学歴、免許等資格区分が「短大2卒」として取り扱われる。また、在学中に受験できる資格、免許は下記のとおりである。

- ・ 大型特殊自動車免許（農耕用）
- ・ 大型特殊自動車けん引免許（農耕用）
- ・ 農業機械士技能認定
- ・ 産業用無人ヘリコプター3級操縦士

- ・ 毒物劇物取扱者資格（農業用、一般用）
- ・ 危険物取扱者資格（乙種、丙種）
- ・ 日商ワープロ技能検定（3級）
- ・ 日商簿記検定
- ・ フラワーデザイン
- ・ 家畜商、削蹄師
- ・ 家畜人工受精師資格試験にあたっては、本校で履修した科目は一部試験免除になる（畜産経営学科のみ）。

さらに、卒業後、農業に関する試験研究、教育、指導等の職歴を2年以上有すると改良普及員の受験資格が得られる。

⑤ 学生定員と在籍者数

(単位：人)

学科	コース	1年生		2年生		合計	
		入学定員	在籍者数	入学定員	在籍者数	入学定員	在籍者数
稲作経営	稲作	50	11	50	7	100	18
園芸経営	野菜		13		12		25
	果樹		11		8		19
	花き		7		17		24
畜産経営	酪農		2		5		7
	肉用牛		6		3		9
	養豚		—		—		—
計		50	50	50	52	100	102

(平成16年4月8日現在)

⑥ 在籍者数の推移

(a) 学生

(単位：人)

		平成13年度	14年度	15年度	16年度
稲作経営	稲作	15	21	21	18
園芸経営	野菜	30	24	22	25
	果樹	23	28	21	19
	花き	21	21	28	24
畜産経営	酪農	7	3	5	7
	肉用牛	8	6	5	9
	養豚	—	—	—	—
計		104	103	102	102

(b) 研修生

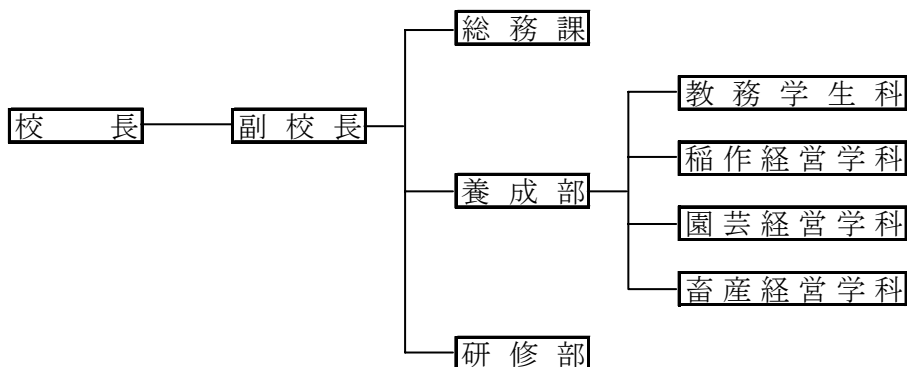
(単位：人)

		平成13年度	14年度	15年度	16年度
チャレンジコース		11	7	20	23
ステップアップコース		2	6	2	4
計		13	13	22	27
一般研修		919	803	764	966

(注1) 一般研修の人数は受講生延人数

⑦ 大学の人員構成

(a) 組織図



(b) 教職員の状況

(i) 教員 (年度平均)

(単位：人)

	平成 13年度	14年度	15年度	16年度
教授	9	8	7	8
助教授	4	5	6	6
指導員	6	4	4	3
非常勤教員	1	1	2	2

(注) 上記人数に農業研究研修センターとの兼務職員は含んでいない。

(ii) 職員 (年度平均)

(単位：人)

	平成 13年度	14年度	15年度	16年度
常勤職員	7	7	7	7
非常勤職員	6	6	5	4

(注1) 上記人数に農業研究研修センターとの兼務職員と校医は含んでいない。

(注2) 非常勤職員は嘱託・日々雇用

⑧ 卒業後の進路

(単位：人)

	平成 13年度	14年度	15年度
卒業生数	51	53	49
県内就職者数	32	38	38
(うち就農者)	(17)	(22)	(22)
県外就職者数	1	—	1
(うち就農者)	(—)	(—)	(1)
進学者数	—	1	1
未就職者数	5	7	3
研修者数	13	7	6
中退者数	—	—	1

- (注1) 上記データは3月31日の調査時点のものである。
- (注2) 研修者は就農を前提として卒業後更に実践的研修を積む者で、特別研修課程を含んだ以下の者である。
- ① 海外農業研修：1～2年間、アメリカとヨーロッパ諸国の先進農場
 - ② 県内の農業生産法人での実践研修：1年間
 - ③ 県外の農業生産法人、市場での実践研修：1年間以上
 - ④ 県内の実践農場での実践研修：1年間、全農庄内本部園芸研修生、新庄市若者園芸実践塾等
 - ⑤ 農業大学校研修部特別研修生：1年間、県試験研究機関等

⑨ 学生の合格率と入学率

(単位：人)

	平成 13年度	14年度	15年度	16年度
(一般)				
受験者数 A	11	16	13	11
合格者数 B	9	13	13	10
入学者数 C	9	9	12	10
合格率 B/A	81.8%	81.3%	100.0%	90.9%
入学率 C/B	100.0%	69.2%	92.3%	100.0%
(推薦)				
受験者数 A	44	43	45	40
合格者数 B	44	42	41	40
入学者数 C	44	41	41	40
合格率 B/A	100.0%	97.7%	91.1%	100.0%
入学率 C/B	100.0%	97.6%	100.0%	100.0%

⑩ 授業料等

授業料、入学料、入学審査手数料は徴収していない。海外研修費、教科書代、実習着代、寮生活費、食費等は実費を自己負担。

⑪ 図書室について

延床面積	67.5 m ²
閲覧席数	4席
蔵書数	4,399冊
学術雑誌	5種

(2) 施設及び建設事業費について

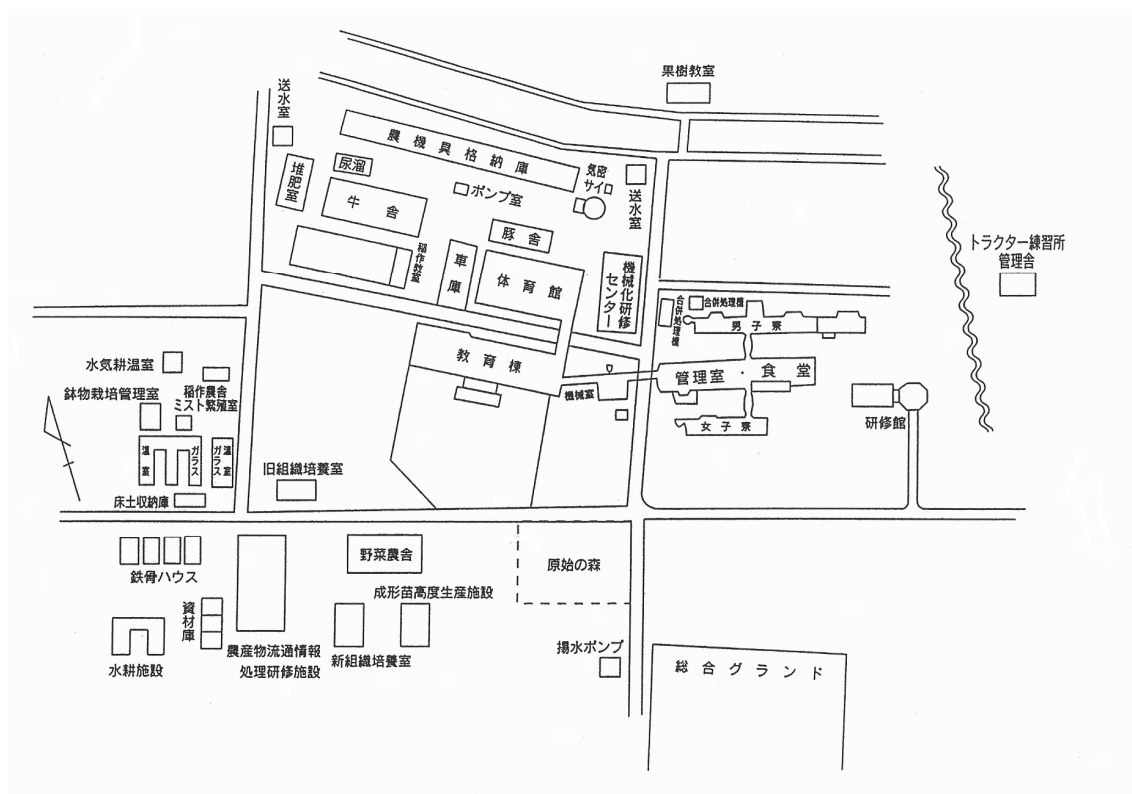
① 施設の概要

(a) 施設の内容

種類	種別	所在地	面積 (m ²)	建設年度
土地	建物敷地	新庄市大字角沢 1366	47,448	—
	農地	新庄市大字角沢 1366	388,194	—
	山林原野	新庄市大字角沢 1366	49,089	—

	学 寮 敷 地	新庄市大字角沢 1366	19,708	—
	合計		504,439	
建物	教 育 棟	新庄市大字角沢 1366	2,731	昭和 54 年 3 月新築等
	講 堂 兼 体 育 館	新庄市大字角沢 1366	983	平成 11 年 3 月新築
	農 場 施 設	新庄市大字角沢 1366	5,833	昭和 49 年以降多岐に亘る
	畜 産 施 設	新庄市大字角沢 1366	1,730	昭和 49 年以降多岐に亘る
	宿 泊 棟	新庄市大字角沢 1366	2,724	昭和 52 年 3 月新築等
	機 械 化 研 修 施 設	新庄市大字角沢 1366	567	平成 7 年 3 月新築
	短 期 研 修 施 設	新庄市大字角沢 1366	1,348	平成 3 年 4 月新築
	車 庫	新庄市大字角沢 1366	187	平成 9 年 3 月新築
	そ の 他	新庄市大字角沢 1366	850	
	合計		16,953	

(b) 施設見取図



② 建設事業費について

(単位：千円)

	事業費合計	取得財源		
		一般財源	国庫補助金	県債
用 地 費	不明	不 明		
建 設 費	2,289,241			
その他(物件費等)	186,812			
合 計	2,476,054			

(内訳)

建物	教育棟	昭和 54 年 3 月	新築等	307,787
	宿泊棟	昭和 52 年 3 月	新築等	564,391
	短期研修施設	平成 3 年 4 月	新築	222,916

講堂兼体育館 平成 11 年 3 月 新築 221,684
 その他 1,159,274

計 2,476,054

(注 1) 取得財源については不明である。

(注 2) 用地費については、前身の団体の土地を引き継いだこと及び台帳の整備状況の不備により、正確な金額が把握できない。

(3) 収支状況について

(単位：千円)

	平成 13 年度	14 年度	15 年度	16 年度 予 算
(歳入)				
土地建物使用料	—	3	3	173
一般社会保険料	1,387	1,584	1,552	1,594
動物売払収入	—	892	1,123	645
農業公所生産物売払収入	8,472	11,464	13,520	8,818
預 金 利 子	—	0	—	—
農業大学校施設利用負担金	—	—	147	104
雑 入	—	105	—	—
歳入計①	9,860	14,050	16,347	11,334
(歳出)				
人 件 費	205,583	197,061	186,622	186,264
報 償 費	4,447	5,138	6,490	8,042
費 用 弁 償	1,110	1,399	1,456	2,024
普 通 旅 費	4,786	5,171	4,504	4,538
赴 任 旅 費	99	3	9	8
食 糧 費	96	93	32	35
一 般 需 用 費	30,027	30,116	29,082	23,727
役 務 費	1,541	1,993	1,769	1,577
使 用 料	4,465	3,456	2,982	4,859
備 品 購 入 費	888	15,673	2,058	3,028
委 託 料	2,074	12,811	23,329	15,079
工 事 請 負 費	31,742	13,436	4,317	3,436
負 担 金	182	180	163	179
歳出計②	287,044	286,536	262,818	252,797
収支 ①-②	△277,184	△272,485	△246,471	△241,462
国 庫 支 出 金	8,641	8,447	8,103	7,552
実質収支	△268,543	△264,038	△238,368	△233,910

(人件費の内訳)

(単位：千円)

	平成 13 年度	14 年度	15 年度	16 年度 予 算
本 棒	113,999	109,623	102,317	169,694
扶 養 手 当	3,936	3,993	4,526	
住 居 手 当	1,622	1,689	969	
期末手当・勤勉手当	50,150	44,971	40,581	

通 勤 手 当	5,029	5,072	5,551	
寒 冷 地 手 当	3,462	3,428	3,297	
特 殊 勤 務 手 当	9,304	8,778	8,298	
時 間 外 勤 務 手 当	3,384	3,402	3,719	
宿 日 直 手 当	182	135	47	
児 童 手 当	365	675	650	
非 常 勤 職 員 報 酬	8,828	9,395	10,889	11,225
賃 金	3,194	3,213	2,578	2,068
共 済 費	2,123	2,683	3,196	3,277
合 計	205,583	197,061	186,622	186,264

2. 監査の結果及び意見

(1) 契約事務について

① 工事請負契約に係る事業者選定について

平成 15 年度において、大分県では下表の 2 件の工事契約を執行している。

(単位：千円)

件名	予算額	予定価格	契約額	契約形態	参加業者数
牛舎ストール隔障柵修繕業務	1,976	1,971	1,930	随意契約 (相見積り)	3 者
旧果樹園灌水装置給水管布設業務	2,073	2,030	1,992	随意契約 (相見積り)	4 者

上記の工事については、いずれも複数の事業者より相見積りを入手し、最低価格を提示した事業者と随意契約が行われている。ここで事業者については、近隣（新庄・最上地区）の事業者で当該工事を担当しうる事業者を選定したとのことである。

(意見)

工事完了後の保守管理、アフターサービス等を要しない工事については、見積書を入手する事業者を近隣の事業者に限ることなく、他地域の事業者からも見積書を入手するよう努力する必要がある。

② 給食業務委託契約について

平成 15 年度において、農業大分県では学生の給食業務を外部事業者へ委託しており、年間で 5,250 千円を県費として負担している。一方、給食材料費は農業大分県校研修費（食費）より支払われており、県費とは別会計で、学生が負担する形になっている。

(意見)

給食業務委託費についてもその便益を享受するのは学生であり、学生が負担する給食材料費と異なる取扱いをすることの妥当性を検討すべきである。

③ 作業報告書の徴求を明示していない委託契約について

合併処理及び浄化槽維持管理委託については、契約書上、作業報告書の徴求について明示されていない。

(改善策)

現状では、委託先が自発的に作業報告書を提出しているが、支出時に作業内容及び作業完了を確認するためにも、作業報告書の徴求を契約書上、明示する必要がある。

(2) 資産管理について

① 台帳に記載する土地の価格について

土地については、「山形県公有財産規則」第 23 条にしたがって台帳が作成されている。しかし、台帳を閲覧したところ、取得額が記載されていないケースが多数みられた。これは、取得時のデータの未整備による。

(意見)

資産の価額を明らかにしておくのは、県の投下資金がどのように運用されているかを明瞭にするためにも意義のあることと考える。取得時又は譲与時の価額が判明しない場合には、現時点の公正な評価額（例えば再調達価額）を付して、資産の価額を明らかにすべきである。

② 土地台帳と登記簿謄本の不突合について

平成 9 年に下表の土地の一部が新庄尾花沢道路建設のため、建設省（現国土交通省）により買収されている。

住所	買収前面積	買収面積	買収後面積
新庄市大字鳥越字一本松 1952-14	13,521 m ²	649 m ²	12,872 m ²
新庄市大字鳥越字駒場 1097-12	105,899 m ²	11,711 m ²	94,188 m ²
新庄市大字鳥越字駒場 1097-177	82,593 m ²	2,934 m ²	79,659 m ²
新庄市大字鳥越字駒場 1097-186	120 m ²	120 m ²	— m ²

なお、登記簿謄本を確認したところ、上記のうち、新庄市大字鳥越字駒場 1097-12 及び 1097-177 については、用地買収後、下表のとおり分筆が行われていた。

分筆前	分筆後	
新庄市大字鳥越字駒場 1097-12	新庄市大字鳥越字駒場 1097-12	68,535 m ²
新庄市大字鳥越字駒場 1097-12	新庄市大字鳥越字駒場 1097-195	25,652 m ²
新庄市大字鳥越字駒場 1097-177	新庄市大字鳥越字駒場 1097-177	36,655 m ²
新庄市大字鳥越字駒場 1097-177	新庄市大字鳥越字駒場 1097-197	42,752 m ²
新庄市大字鳥越字駒場 1097-177	新庄市大字鳥越字駒場 1097-205	431 m ²

「公有財産台帳記載要領」によると、土地台帳においては 1 筆ごとに別葉とすることが定められているが、現状では上記の分筆の結果は台帳に反映されていない。

(改善策)

土地の異動があった場合には、速やかに登記事項を確認し、台帳に反映させる必要がある。

なお、土地の一部が平成 16 年度に追加で買収されており、その際に不突合部分は全て是正されている。

③ 建物修繕時における除却部分の処理について

建物の台帳を閲覧したところ、下表の物件は取得時以降、修繕等が施されている。

(単位：千円)

索引 No.	名称	取得額	修繕の内容	修繕に要した金額
6-35	温室	20,710	屋根張替	6,798
6-47	男子寄宿舎	268,937	内部改装による模様替え	35,298
6-67	ガラス温室	16,910	屋根張替え	2,420

台帳上では、取得額に修繕に要した金額を加算している一方で、屋根張替や改装による除却部分を減額していない。

(改善策)

台帳上の財産価額を適正にするためにも、除却部分の減額を行うべきである。

なお、台帳上の財産価額を適正にするためにも、「公有財産台帳記載要領」における、台帳上の価額に係る別段の定めを整備し、減額すべき除却部分の価額算出方法も併せて規定すべきである。

④ 建物と工作物の区分管理について

暖房設備等の建物に附属する設備については、本来工作物として、建物とは区分して台帳管理を行うべきであるが、区分管理が徹底されず、付属設備も建物に含めて記載しているケースがあった。附属設備を区分して管理しないと、耐用年数を勘案した設備更新の支出計画が立てにくくなる。また、実際に設備更新をした場合に、附属設備自体の取得額が判明しないため、台帳より減額する金額が判明しない。

(意見)

「公有財産台帳記載要領」における、台帳上の価額に係る別段の定めを整備するとともに、建物と付属設備を区分して管理を行う必要がある。

⑤ 工作物台帳の整備状況について

工作物の台帳を閲覧したところ、平成15年度に取得した「旧果樹園灌水装置給水管布設業務」1,992千円については台帳に記載されていない。

(改善策)

台帳に記載し、財産として適切に管理すべきである。

⑥ 備品カードのナンバリングについて

備品については、備品カードを作成し、管理を行っている。しかし、備品カードには備品番号を記載する欄が設けてあるにもかかわらず、番号が付されていない。

(意見)

備品カードと現品との照合を効率的に行うためにも、備品カードに番号を付すべきである。

⑦ 備品カードの記載項目の内容について

備品カードには、備品の保管場所が記載されていなかった。

(意見)

現品照合を効率的に行うためにも、備品カードには、当該備品の保管場所を記載すべきである。

⑧ 備品カードの記載事項の記載漏れについて

平成元年度以降取得した備品について、備品カードを閲覧したところ、下表物件について、取得額が記載されていなかった。

名称	取得年月
繁殖牛 名号ひらしげ	平成元年5月
教習用ラジコンヘリコプター 5台	平成4年7月
流し台	平成6年7月
培養棚	平成6年7月

(改善策)

今後取得するものについては、取得額を記載する必要がある。

⑨ 備品標示票の貼付の徹底について

備品について、金額的重要性を勘案して、サンプル的に現品実査を行った。結果的に選定した備品については、⑩で後述する1件を除き現品が確認できたが、以下の物件については、現品に対する備品標示票の貼付が確認できなかった。

(単位：千円)

品名	数量	価額
コンバイン	1台	5,600
コンバイン	1台	2,843
ミニローダー	1台	3,110
安全研修用教材	1式	2,160
ビデオプロジェクションシステム	1台	2,542

品名	数量	価額
トラクター	1台	3,000
トラクター	1台	3,000
産業用無人ヘリコプター	1台	7,383
スピードプレーヤー	1台	4,284
除雪機	1台	1,470
人工気象器	1台	1,297
証明付き培養棚	8個	1,730
倒立型システム顕微鏡	1個	1,287
実体顕微鏡	13個	5,021
振とう機	2個	1,153
作業台	6台	1,299
小型旋盤機	2台	2,575
油圧プレス	2台	1,729
ツールキャビネットセット	7セット	1,333

上記以外の現品実査の対象外に備品についても、備品標示票が貼付されていないものが多数存在すると推定される。

(意見)

備品標示票を貼付し、県の財産であることを明示する必要がある。また備品標示票には備品カードに付した番号を記入し、参照可能にすることで、現品照合の効率的な実施に資するものとする。

⑩ 外部持ち出しの備品管理について

監査時に現品調査の対象とした物件のうち、マイクロプレートリーダー1台については実物を確認できなかった。これは当該物件が故障中であり、修理のために納入事業者に預けているためとのことである。しかし、納入事業者から預り証等は入手していないとの説明を受けた。

(意見)

県の財産を外部に持ち出す際には、当該財産の所在及び管理責任を明確にするため、預り証の入手を徹底すべきである。

⑪ 図書の管理について

図書の利用については、「図書貸出要領」で定められているが、管理については、管理規程等が定められていない。そのため、2万円以上で備品に該当するもの（財産管理台帳を作成）を除いては適切な管理が行われておらず、以下のような問題が検出された。

- ・ 平成13年度に図書台帳を作成したが、その後のフォローはなされていない。したがって、現時点での保有図書が把握できない。図書台帳の一部のものにつき現品との突合を行ったが、16件中3件につき現品の確認ができなかった。
- ・ 非常に古い図書が多く、利用価値のないものが多数あるように思われる。
- ・ 13年度に一部のものについて除却処分を行っているが、このリストは作成されておらず、また、承認手続も経っていない。

(改善策)

図書の管理規程を作成するとともに、図書台帳の整備、毎年の蔵書点検の実施等管理を徹底する必要がある。

(3) 人件費について

① 受領印の押印漏れについて

平成15年10月に支給された給料で、職員別給与簿に受領印が必要な職員1名につき受領印が漏れていた。

(改善策)

受領印につき、漏れないようチェックする必要がある。

(4) 行政コスト計算書

(単位：千円)

	平成 13年度	14年度	15年度
(行政コスト)			
I 人に係るコスト	259,781	251,851	242,932
教員人件費	154,344	144,549	139,983
給与手当	154,344	144,549	139,983
退職手当	—	—	—
職員人件費 (注1)	98,866	99,480	93,261
給与手当	98,866	99,480	93,261
退職手当	—	—	—
共済費	2,123	2,683	3,196
報償費 (注2)	4,447	5,138	6,490
II 物に係るコスト	140,035	165,682	159,536
物件費	16,181	31,004	15,391
外部委託費	2,074	12,811	23,329
維持管理費	30,027	30,116	29,082
研究費	—	—	—
減価償却費	91,569	91,569	91,569
その他	182	180	163
III その他コスト	—	—	—
県債利息	—	—	—
行政コスト合計	399,816	417,534	402,468
(収入項目)			
授業料	—	—	—
入学料	—	—	—
入学考査手数料	—	—	—
国庫支出金	8,641	8,447	8,103
その他	9,860	14,050	16,347
収入項目合計	18,501	22,497	24,450
差引行政コスト	381,315	395,037	378,018

(注1) 本庁等に係る人件費は担当者の年間給与等支給額の10%で算定した。

(注2) 報償費は、主に非常勤講師の謝金である。

県民1人当たり差引行政コスト及び学生1人当たり差引行政コストは次のとおりである。

(単位：円)

	平成 13年度	14年度	15年度
県民数(人)	1,240,877	1,235,870	1,229,854
県民1人当たり差引行政コスト	307	320	307
学生数(人)	122	120	128
学生1人当たり差引行政コスト	3,125,536	3,291,977	2,953,270

(注) 学生数には研修生を含んでいる。なお、一般研修については、延人数を220日/年で通年受講生として換算した人数で計算している。

なお、機会コストを考慮した行政コストは以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 13年度	14年度	15年度
差引行政コスト	381,315	395,037	378,018
機会コスト	33,651	33,651	33,651
機会コスト考慮後行政コスト	414,967	428,689	411,670

(5) 今後のあり方

① 入学状況について

(農業大学校の合格率と入学率については、P. 150 参照)

平成 13 年度以降では、毎年度定員数 50 人に対して、入学者数は 50 人を超えており、定員割れは起こしていない。しかし、受験者数は一般入試・推薦入試を合わせて 60 人弱で推移しており、合格率は非常に高くなっている。これは、農業大学校への志願者数が低迷している事実を表しており、今後、定員割れを起こすことも考えられる。

本校の目的は農業後継者・指導者の養成にあり、必ずしも定員数を充足させる事が目的ではないが、将来の担い手確保のため、学生数の確保は重要と考えられる。

今後は、地元高校生だけでなく就農希望者に農業大学校の魅力伝える機会を積極的に設けるとともに、養成部及び研修部双方へのニーズを探り、必要に応じて、養成部と研修部の適正規模を検討する必要があると思われる。なお、特別研修課程の受講者の動向は下表のとおりとなっており、年々増加する傾向にある。

(単位：人)

	平成 13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
チャレンジコース	11	7	20	23
ステップアップコース	2	6	2	4
計	13	13	22	27
受入可能人数	14	14	25	30

② 卒業者の進路について

(農業大学校の卒業者の進路については、P. 99 参照)

(a) 卒業者の就農率について

平成 15 年度の卒業者の進路をみると卒業者 49 人のうち就農者及び研修者(就農を前提とした)は県外を含めても 29 人(就農率 59%)となっている。全国 43 の農業大学校の平均就農率 40%より高いが、卒業後すぐに就農せず、農業協同組合や一般事業会社に就職する者がいることから、今後さらに就農率の向上に努力することが重要である。

(b) 卒業者の継続的な追跡調査について

農業大学校では、山形県の農業の振興に寄与するため、以下のような目標を掲げて教育を行っている。

- ア. グローバルな視野とたくましい行動力を備えた創造性豊かな青年農業者の育成
- イ. 先端的な農業技術・経営に対応できる高度営農技術の習得及び応用力の育成
- ウ. 農業・農村社会のリーダーにふさわしい実践的な指導力の育成

したがって、上記の目標に対する達成度を測定するためにも卒業者の進路調査を行い、上記のような農業従事者を育成できているかどうか検証する必要がある。

卒業者の進路調査は卒業時に行うのみであり、継続的な追跡調査は行っていない。卒業者の中には、親が現役の農業従事者であるため、すぐには就農せず、農業協同組合や一般事業会社へ就職する者もあり、これらの者が最終的に就農するかどうかについては、データは収集できていない。また、実際に就農した者でも、地域農業のリーダー的な存在となり得ているかどうかは判明しない。

以上により、卒業者の進路調査については、卒業時のみならず、継続的に追跡調査し、教育目標に掲げる農業従事者が輩出できているかどうか検証する必要がある。

なお、追跡調査の際に意識調査も併せて行い、農業経営の現状及び卒業者の農業大学校への要望等を把握し、教育内容に反映させるべきである。

③ 農業大学校の問題点や今後の方向性について

農業大学校では、少子化が急速に進行する中で、農業の担い手育成確保という使命を果たすためには、教育施設整備予算の確保と多様化する研修教育ニーズに対応できる教育指導体制の構築が必

要と考えている。

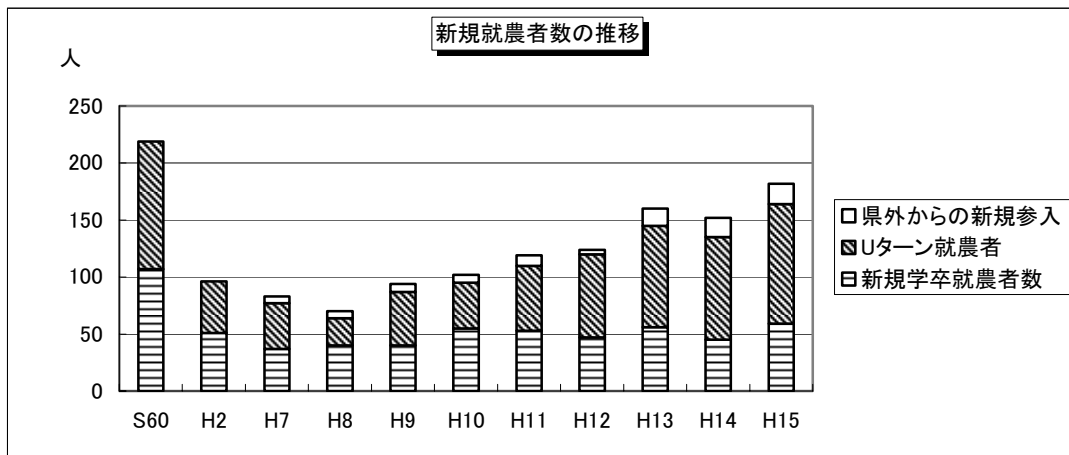
しかし、行政コスト計算書によると、学生一人当たりの行政コストは平成 15 年度において 2,953 千円に上っており、単純な予算の増加は県民の理解を得られるか不透明である。したがって、今後のあり方としては、ハード面では既存の施設の有効利用、ソフト面では教員の一層の充実及び職員の職務の合理化が求められる。

また、授業料の徴収も検討する必要がある。この場合には、例えば奨学金を貸与し、卒業後一定年数内の就農を条件に返済を免除するなどの制度により、就農者の負担を軽減することも考えられる。

また、県の財政負担に対する効果の測定を行い、広く県民に対し説明責任を果たしていく必要があると考えられる。

(a) 担い手育成確保について

山形県農政企画課が集計したデータによると、年度毎の新規就農者数は以下の様に推移している。



(注) 図説「やまがた農業農村」山形県より作成

平成 8 年以降、新規就農者数は増加傾向にあるが、その要因は U ターン就農者及び県外からの新規参入が増加しているためである。一方で新規学卒就農者数はほぼ横這いである。なお、13 年度以降の新規学卒就農者数とその内農業大学校の卒業者数の動向は下表のとおりである。

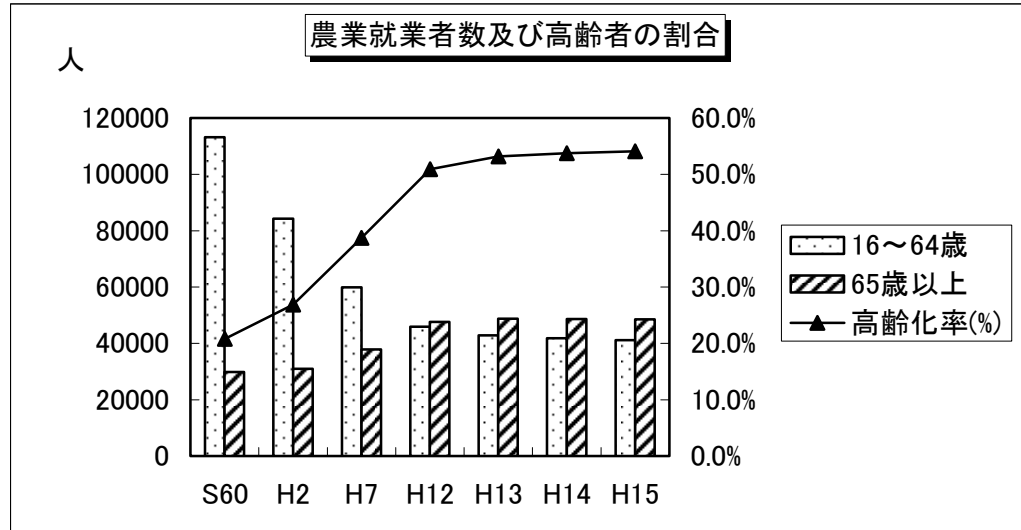
(単位：人)

	平成 13 年度	14 年度	15 年度
農大卒・卒業時就農	17	22	22
農大卒・研修後就農	13	7	6
小 計	30	29	28
他大学・高校卒	26	16	31
合 計	56	45	59

上記より、新規学卒就農者数の約半数は農業大学校の卒業者であり、農業大学校が農業後継者育成の中核的役割を果たしている。しかし、新規学卒就農者数及びそれに占める農業大学校の卒業者数は共に横這いで頭打ちであることから、今後は、卒業後すぐ農業経営を展開できる実践力を身につけた農業者の育成機関としての機能をさらに強化する必要がある。

なお、農業大学校では 11 年度から研修部に特別研修課程を設け、U ターン就農希望者等への支援を行っている。15 年度には先進農家研修を新たに加え、16 年度には直売や加工を学習できる研修内容にするなど、多様なコースを設けた結果、特別研修課程の受講者は 16 年度には 27 名と増加している。今後は特別研修課程のより一層の充実を図るとともに、多くの社会人を受け入れる体制を強化し、就農希望者のニーズに応えていく必要があると考えられる。

また、農林水産省が集計した山形県の農業就業者数及び高齢者の割合は下表の様に推移している。



(注) 図説「やまがた農業農村」山形県より作成

昭和60年以降、16～64歳までの農業就業者数は減少傾向にあり、農業就業者の高齢化が加速している。前述したとおり、新規就農者は増加傾向に転じているが、新規学卒就農者は増加していない。したがって農業大学校には在校生の育成のみならず、潜在的な農業就業希望者を開拓していく役割も求められる。

農業大学校は隣接する山形県農業研究研修センター及び緑風館と合わせて、広大な敷地と充実した設備を有している。現在、これらの施設を利用して夏休み子供科学教室や親子バイテク教室、グリーンスクールを開催している。また、小中学校の課外授業に開放し短期的な農業体験の場を提供して農業への関心を持たせる取り組みも行っている。今後とも、多くの子供に農業に親しみをを持たせることにより積極的に取り組んでいくことが望まれる。

(b) 教員の異動状況について

平成13～15年度に転出した教員の農業大学校における在職年数は下表のとおりである。

(単位：人)

	2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 7年未満	7年以上
13年度	1	3	—	—	—	—
14年度	—	1	1	2	—	—
15年度	1	—	—	1	—	2

上記の表より、指導職員は比較的短期間の内に異動していることが分かる。教員は主に農業関係技術職員であり、農業大学校で教員となることを前提として採用されているわけではない。また、実践教育の面から生産現場との交流も重要であるが、教育に関するノウハウを身に付ける期間も考慮して、教員については現在よりも長期間在職させ、教育をより充実していく仕組みづくりを検討する必要がある。

以上